

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

(平成31年2月28日)

○ 森 康哲委員長

おはようございます。

昨日に引き続き、予算常任委員会総務分科会を開会いたします。

危機管理監に係る議案審査に入ります。

まず、危機管理監よりご挨拶をお願いします。

○ 加藤危機管理監

皆様、おはようございます。危機管理監でございます。座って失礼させていただきます。

委員会2日目のトップバッターということでお世話になりますが、本日は、平成31年度当初予算、それと平成30年度補正予算、続きまして、工事請負契約に関する議案についてご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算のうち、危機管理監所管部分についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、説明を求めます。

○ 真弓危機管理室長

危機管理室長の真弓でございます。よろしくお願いいたします。

さきの議案聴取会にてご請求いただきました件につきまして、総務分科会資料に基づきご説明いたします。

タブレットにつきましては、02、総務常任委員会、23、平成31年2月定例会議会、14、危機管理監（追加資料）の3ページからとなります。

委員長からご請求いただきました総合防災拠点整備事業でございます。

この事業につきましては、大規模災害時に全国からの救援物資の受け入れや、消防、自衛隊などの受援の拠点となるほか、応急仮設住宅用地として活用可能な総合防災拠点の整備を図るものでございます。

整備する面積といたしましては、約2万7000㎡でございます。活動広場はアスファルト敷きとなっております。

施設の設備につきましては、災害時の使用、あるいは平時の啓発を考慮いたしまして、施設北側にマンホールトイレと手洗い場を設けております。また、防犯の対策とか安全確保のため3カ所の出入り口に夜間照明設備を設けることとしております。なお、マンホールトイレにつきましては、下の図にありますように5基のマンホールトイレが取り付けられる計画をしておりまして、うち1基は、右の絵のようにマンホールトイレを常設することとしております。

次のページをごらんください。

こちらにつきましても、委員長からご請求がありました地域応急給水栓配備事業についてでございます。

まず、応急給水栓の配備場所ごとの運用につきましてご説明をいたします。

応急給水栓の配備場所といたしましては、上のほうに三つ書いてありますが、①といたしまして地区市民センター分、それから②の指定避難所分、それから③の拠点防災倉庫分の三つの区分がございます。

その運用といたしましては、①の地区市民センター分の応急給水栓につきましては、各地区市民センターに新たに整備いたします復旧給水栓に接続して使用いたします。

それから、②の指定避難所分は、指定避難所付近の断水していない既設の消火栓に接続をして使用いたします。

また、③の拠点防災倉庫分につきましては、広域用といたしまして応急給水が不足する地域に追加して、既設の消火栓に接続して使用いたします。

なお、米印に記載していますとおり、①の地区市民センター分につきましては、地区の拠点として各地区市民センターの復旧給水栓に定点設置としております。それから、②と③の応急給水栓につきましては、断水の状況に応じて、必要な場所に、既設の消火栓へ接続する移動式の設置としております。

具体的な運用といたしましては、イメージ図をごらんください。

イメージ図では、緑色を地区市民センター、それから、人が避難する絵を指定避難所、赤の斜線部分を断水エリア、それから、青の丸印、これを復旧給水栓、それから、黄色の丸印を消火栓、それから、赤の星印は給水栓の設置場所としてあらわしております。

上段の発災直後のイメージ図についてご説明いたします。

右図の地区市民センターには、整備いたします青丸の復旧給水栓に防災倉庫から搬出した応急給水栓を設置して、応急給水場所を設置するものでございます。

また、赤の斜線部分の断水エリア付近で、断水していない既設の消火栓には、指定避難所の防災倉庫から搬出した応急給水栓を設置して、応急給水場所を設けるものでございます。

そして、下のイメージ図になりますが、復旧の進行、断水エリアの縮小に伴い応急給水栓を順次移動し、市民の皆さんが身近なところで給水を受けられるようにするものでございます。さらに、断水の状況によりますが、拠点防災倉庫に配備しております広域用の応急給水栓を搬出して既設の消火栓に設置し、応急給水場所を追加するものとしております。

以上が追加資料のご説明になります。

また、2月5日の全体の議案聴取会にて、平成31年度当初予算分の追加資料として住宅等耐震化促進の実施状況について資料のご請求をいただきました。これにつきましては、タブレットを最初に戻っていただきまして、01、本会議、13、平成31年2月定例会、17の2月12日追加配付、当初予算資料の3ページをごらんください。

こちらにつきましては、2月7日の当委員会の議案聴取会にて当初予算資料の部局別で同様の資料をご説明いたしましたので、本日につきましては、説明を省略させていただきます。

説明は以上となります。

## ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑がございましたら、挙手にて発言願います。ございませんか。

○ 村山繁生委員

復旧給水栓と応急給水栓、ありがとうございます、これ、やっていただいて。

復旧給水栓にも接続するキットというのは、消火栓に接続するキットと同じということ  
でいいわけですね。

○ 真弓危機管理室長

はい、同じものでございます。

○ 村山繁生委員

これ、3年間かけて地区市民センターに配備するということですね、復旧給水栓を。

○ 真弓危機管理室長

復旧給水栓の配備につきましては、4年間をかけております。うち、指定避難所につき  
ましては、平成31年度から3カ年を考えております。それから、広域用の拠点防災倉庫に  
つきましては、平成31年度から平成34年度まで、それから、各地区市民センターにつきま  
しては、平成31年度に全てを配備いたしたいというふうに考えております。

○ 村山繁生委員

応急給水栓は地区市民センターには来年度ということで、復旧給水栓は指定避難所に3  
年間ということで、その予定の整備計画というのは、来年度はどの8カ所とかはもう決  
まっておるんですか。

○ 真弓危機管理室長

復旧給水栓の事業につきましては、上下水道局の所管となっております。一応8カ所と  
いうところは聞いてございます。順位の決め方といたしましては、配水池とか緊急用貯水  
槽、ここらが設置されていない地区からまず施工していきたいというふうには伺っており  
ます。

○ 村山繁生委員

じゃ、また、それ、後でよろしいので、順次計画の資料があったらまたお願いできますか。

○ 真弓危機管理室長

そちらにつきまして、上下水道局に確認をさせていただいて。

○ 村山繁生委員

上下水道局に聞いていただいてね。

それと、これとは別に当初予算資料の24ページのマンホールトイレ、これは集中浄化槽をマンホールトイレに使うということなんですけど、それとは別に貯留式のマンホールトイレ、これ今度総合防災拠点に整備されますよね、貯留式の。

○ 真弓危機管理室長

下水管直結のほうでよろしかったですか。

○ 村山繁生委員

そうですね。それを昨年度の予算で試験的に、これから順次、指定避難所に貯留式の下水直結のマンホールトイレをやっていくということで、昨年度、常磐小学校だったかな、たしかそれを試験的にやるということが出ておったと思うんですけど、平成31年度の予算には、下水直結のマンホールトイレの予算は出ていないんですけど、これはどうなっておるんですか。

○ 真弓危機管理室長

委員の紹介とおり、下水直結型のマンホールトイレにつきましては、今年度、常磐小学校で基本設計のほうをやってまいりました。

来年度以降の整備につきましては、まず国のほうで補助メニューがあるというところで、その申請手続を来年度はやっていって、その後、順次整備していこうという運びになっております。来年度については、予算については計上させていただいていないというところでございます。

○ 村山繁生委員

そうすると、平成30年度に常磐小学校の整備の設計で、常磐小学校は平成31年度にそれはやるんですか、実施。

○ 真弓危機管理室長

先ほど申しましたとおり、国の補助メニューのところで資格ですか、手続を踏まなければならないということで、来年度は見送らせていただいたというところでございます。

○ 村山繁生委員

そうすると、国のあれがおりてきてからということですね。わかりました。  
一旦ちょっとやめます。

○ 土井数馬委員

応急給水の体制を配備してもらうんですけど、全部そろうのにまだちょっと時間がかかるわけですね。その間、災害が起こらんのが第一ですけども、給水車というのがありますよね。ああいった配備なんかはちゃんとできておるんですかね。計画的にというか、何か起きたときには、給水車がまだできていない場所には行くんだというふうな、そういうふうな計画ができていますのか。

○ 真弓危機管理室長

応急給水につきましては、上下水道局がメインでやっていただくという形になっておりました、給水車も数台持っておるとは聞いております。ですので、断水のあるところにつきましては、そちらのほうに給水車を持っていくなりして、また、広域的なところになりますと、他の自治体とかの応援という形になってこようかと思っております。

○ 土井数馬委員

その辺、上下水道局ということもありますけれども、常に連絡を取り合うなり、やはり何かあったときのことはきちんとルールづくりとかはやっていただくように、これは要望しておきます。

## ○ 早川新平委員

地域応急給水栓配備事業、これを別に全く否定もせんし、ありがたいんだけど、地域地域に大規模災害があったときに、これは何ぐらいのときのことを想定しておるの。

私が言いたいのは、大規模災害が同時的にあると、部分部分で水道が断水するのではなく、全域的に断水する可能性が私は高いと思うんです。今現在ある緊急用貯水槽、公園の下とかタンクで緊急用貯水槽というものに頼らなあかんということが。そのすみ分けというのはどういう形で考えてみえるのか教えていただきたい。

## ○ 真弓危機管理室長

災害の規模にもよろうかと思うんですが、全て断水の状況になれば、今回の応急給水栓というのは使えないという形で、緊急用貯水槽と、それから、貯水池のこれによる運搬と、それから、そこへ来ていただくような応急給水という形になろうかと思えます。

順次復旧が進んでまいりまして、消火栓が使えるという状況になれば、この応急給水栓を地域の近くに配備することによって、市民の皆様が近くで、安全な場所で水の提供を受けていただくというところを考えております。

そういった意味ですので、断水の状況とか、それから、復旧の状況によってそのあたりは、応急給水の手法というのは変わってくるかというふうに判断しております。

## ○ 早川新平委員

ありがとうございました。

先ほど土井委員が聞いたというのは、給水車があるかどうかで、出せる状況のところの発災なのか。大規模災害が起こったときは、給水車は走らせられない。この地域応急給水栓配備事業というのは、別にこれ、全然否定はしていない。否定はしないんだけど、これが機能しないときという。大規模な災害とか発災と書いてあるので、そうすると緊急用貯水槽、何百tとか、80tとか100tとか、それが今公園の地下にありますやんか。その使い勝手が非常に悪いという、例えば地下やで水がたまっていて、出すまでに、訓練のとき2時間以上かかったという指摘は二、三年前にもしているわけですよ。すぐひねれば出るようなという。そこと、今回の地域の応急給水栓の配備事業というのは、どれぐらいのところの想定というのをしているの。



大規模であれば、これはまず使えなくなる可能性が高いというのは、僕、冒頭でお話しさせてもらったんですけど、今回の応急給水栓配備事業というの、これ、地域地域の発災って書いてあるで、どれぐらいの規模の、どれぐらいの大きさの発災なのかなというのをちょっと聞きたいなと思って冒頭で質問させてもらった。全く異質なものなんか、それとも、軽度の発災であって、地域地域でこれやったら地区市民センターに整備するところに接続するって書いてあるので、そういう部分、どこの辺を想定してみえるのかだけちょっと教えていただきたい。

#### ○ 真弓危機管理室長

この応急給水栓というのは、どういうところで配備させていただくというのは、消火栓が行っていないと使えませんので、そこが前提条件になってこようと。災害規模の状況にもよりますが、やはりここの使う条件としては、消火栓が生きているという、断水が起きていないという状況だろうかと思っています。

#### ○ 早川新平委員

余り理解できやんけども、反対する理由は全くないんやけれども、これぐらいの範囲の発災で想定。例えば大規模震災ではなしに、同時で全部がとまるということを考えてないわけやわな、ここの部分でな。そこのところだけもう一遍教えて。

#### ○ 森 康哲委員長

東海・東南海・南海地震の三連動の地震が来たときの被害想定ってされていますよね、四日市がどういう状況になるかという。震度でいうと6強が最大震度で、液状化がどこら辺の範囲まで起こる可能性があるとか、そういう予測のもとでいろんな計画はなされていると思うんですけども、今、早川委員が言われたのは、そういう最悪の想定のところではないんじゃないかと。もっと軽目の被害のときにこういうのが役に立つんじゃないかというので、それをお聞きされておると思うので、その答えをお願いします。

#### ○ 真弓危機管理室長

またお答えになっていないかと言われるかわからないですが、例えば去年の台風のときに大規模停電があったと思いますが、このときに大きなマンションになると停電によって

自分のところの水が出ない、断水といった状況がございます。そういったときには、消火栓は生きておって、停電によって高層マンションの方は断水になって自分のところの水が使えないといった場合が出ております。こういった場合にも使えるのかなというふうに思っておりますので、小さな災害によっても、そういう使い道というのは出てこようかというふうには思っております。

#### ○ 早川新平委員

もう最後にします。

今の室長の例を出してもらって、例えば高層ビルなんかやと停電になった場合には水が使えない。そういうときを想定しておるというんやったらわかりやすいけれども、最初に地域での応急給水という、それから始まった事業やということでええのかな。大事なことでないんやけれども。

#### ○ 加藤危機管理監

本市の災害時における給水の考え方でございますけれども、先ほど室長からも一部触れておりますが、緊急用貯水槽、それから配水池内の応急給水拠点、こちらをベースにしました、いわゆる拠点給水であるとか運搬給水、こういった形でこれまで対応するということが基本でございましたんですけれども、災害の規模、それから災害の種類によっては局地的なものもございますので、どれぐらいの被害を想定した給水かというご質問にはなかなかうまく答えることが難しいかと思うのですが、今回の事業に関しましては、給水という視点でより多重化、多層化を図るところで、新たにこういった取り組みを始めようということがございますので、そういった形でご理解をいただければというふうに思います。

#### ○ 森 康哲委員長

当委員会で行政視察した折に、千歳市のそなえ一、防災拠点のところの視察もしたんですけども、そのときでも千歳市内に自衛隊の基地が三つあると。それで、受援計画があって、災害時にはそういう協定を結んでいると、水や食料やいろいろな配慮をしていただくようになっているんだという説明を受けた。四日市はそういう計画はどうなっているんですか。防災拠点に集まってくるそういう受援計画、あるんでしょう。

## ○ 真弓危機管理室長

受援計画につきましては、三重県が昨年度つくって、今年度モデル地域をつくりながら、各市町村がそのモデルを活用してつくれるようにということで今年度進めております。それが今年度末に示されておりますので、来年度以降、四日市としては、受援計画のほうを策定してまいりたいというふうに考えております。

## ○ 森 康哲委員長

まだできていないということですか。

他に質問。

## ○ 川村幸康委員

きのうから消防のやつをやっておっても、私らの勉強不足もあるのやけど、阪神・淡路と東日本の震災を経て、行政組織もつくられて行政の意識も変わってきたかなと思うけど、行政意識も、例えばこれからどっち向いて行くんやというのをきのうも消防に言ったんやけど、そういうのが起きたから社会の変化に適応してこういうのをつくってやっていこうとするけど、あれもこれもなんか、どの辺までやるのかということ。もう一個は、危機管理で大事なものは、行政が準備してくれるのもどこまでするのかという効率も考えやんとあかんというところがあると思うんやわ。

特に、多分、一番危機管理監がやらないかんことは、そういう意味でいくと、私は、住民に危機意識をどう啓蒙啓発するかのほうが大事やと思っておって、それは意外にコストよりも行政マンができることやと思っておるんやわ、危機管理の行政がやる仕事と思って。

例えばこの間でも自治会長やら民生委員さんらに聞くと、何か起こった場合にあれせなあかんけど、個人情報観点でどうやこうやというもめごとをちょっと聞いておったんやけど、そうすると、これ、危機管理で、何かあった場合に個人情報保護条例との兼ね合いの中でどうやと言うと、なかなか出してくれやんとかという話があって、それならそれはやっぱり行政がそういうこともできる情報をつかんでやっておるのなら、それをどう生かすようなものを平時のうちにつくっておくかというようなことの仕事のほうのが、俺はどっちかというややるべき仕事かなと思っておって、きょう上がっておるこの応急給水栓も反対はせんけどという話は、反対しにくいもんがあるわな。何かこじつければ、これは要

るわ。

だけど、本当に効率よく、地区市民センターにこんだけ配って、これをそうしたら生きた活用の仕方ができるのかと言ったらなかなか。ないにこしたことはないで、平時はないで、非常時にこうやってやるよという話なんやけど、本当に危機管理監の中で優先順位も立てて効率よくやろうとしたときに考えられたというよりは、こういう業者の営業努力によって、そうか、それも要るなど。こういう話やと味ないと思っておるの。

だから、やっぱり初めの考え方にな、危機管理というのは消防行政とは少し違うやろうで、だから、そういう意味では危機管理の普及啓発や、起こった場合から事後は消防本部に日ごろからの訓練やああいうのは任すとかさ。そういうことの、初めに考え方の基礎になる判断だけは先に決めておかんと何かこれ、ここへ来てやっぱりそういうのがないで、危機管理監には。世の中でこれ要るなって言われて、ああ、これ要るなって、こういうのはいつまでも住民ももたへんでな。

だから、きのうも消防本部に言ったら、四日市やと職員1人当たり800人やったか、900人やったか。消防の体制も大分ふえてきたんですよ。それが本当に900人がええのか1000人がええのか、よその都市と比べると700人やと言うておるけど、よそもこんな意識やでふやしてくるに決まっておるで、どこまでがよくて、どこまでが適正で、そのコストを誰が持つかって言ったら市民が持つんやで、だから、そういう意味ではやっぱりきちっと考えやんと、何でも危機管理やで大事やという話の世界ではもうこれからはあかん。それがまた今度大きく南海トラフ地震で、ほれみい、川村があんなこと言うたもんでせんだもんでこうなったやないかと言うなら、それはもう仕方ないというところもあるんやわ。

だけど、平時の間に安く効率よくやれる仕事というのは、行政しっかりせなあかん仕事な。あと、自助、公助、共助と言っておるけど、意外に自助の意識って低いで、俺は大丈夫やってみんな思っておるのやで、だから、そこらの啓蒙啓発を行政がするのも危機管理監の仕事とか。公助も全部ができへんのやで、どこまでが危機管理監でやることかというのを決めていくという判断のもとでやると、例えば今回、応急給水栓配備事業というのはここでする仕事なのって俺は正直思っておるの。上下水道局の仕事なんと違うかなと思っておるのや、水道が断水した場合の話はな。

それと、もう一個は、阪神・淡路大震災のときに消火栓がずたずたになって、水道も、あかんと言うたので、耐震性貯水槽というのをかなり配備したはずなんやわな。あれを飲み水に本当に使えるのかさ、貯水槽を。あれをひねったら普通に飲み水にできたんやった

ら、あれの活用をするほうのが俺は先やろうなと思っておるに、正直。

だから、どっちかという、きれいごとじゃなくて、この事業は、バツではないけど、一遍精査し直しなと思っておるの。だから、耐震性貯水槽にすごいお金をかけたんやもん、四日市も。あれはひねって飲み水出るの。出やへんやろう。だったらあっちをろ過して飲むとかな。

だから、優先順位はやっぱりきっとあったはずやろうし、あんたらも一般論の拡大主義で、こうやって、なんかよさそうやな、これ、あったらいいな、という程度でやるんではあかんということや。

だから、俺は、できたらこれよりは既存施設の有効活用って行政はよう言うんやで、耐震性貯水槽の水を飲めるようなものの予算に充てたほうのが多分ええんやろうなと思っておる。反論があれば、いやいや、これのほうがすぐれておると言うなら。さっきの停電って、そんなもんこじつけやわ。基本的にある程度の災害を予定したときに水道管がずたずたになったときにどうするというときの話やと思うと、危機管理監の仕事としたら、俺は耐震性貯水槽のろ過装置かなんかのほうを。貯水槽分だけするかどうかもわからん、俺は。全部にしたらすすごいお金になるやろうし、各地区にまずは一つぐらいずつ置いていきましようかという、そういう予算に巻きかえたらどうかなという提案やな、これは、どっちかというとな。

だから、この配置場所も消火栓のある指定避難所と拠点防災倉庫ってこうやってあるけど、さっきも言われたとおりどこでどう断水するかわからん中でいくと、本当ならこれやったら危機管理監かどこか、本庁が1個持っておって、断水していないところの水道栓をそこへ持って行って消火栓で使って給水車に入れてくむとかというのが現実、危機管理に即した対応なんやわな。これは平時のときの中でのやりくりの想定の行政案やと思っておるもんで、だから、もう一遍配置場所もそうやけど、内容の狙いでいくんなら、防火水槽を狙うたほうがええんと違うか。

当初、耐震性貯水槽をやったとき、私ら、そういう説明を受けておるでさ。そやけど、あれ飲めるのと言ったら、飲めへんと言ったでさ。ええ、飲めやんのに何で耐震性の貯水槽と言ったら、いや、消防で消すと。あの水ぐらいだったら知れとんで俺言うたんや。まだそれだったら飲み水にしたほうがええなと言うて。そう思うよ。何かあったら。

## ○ 加藤危機管理監

川村委員のおっしゃること、ごもつもの部分があるかと私も思うんですけども、先ほどもちょっと申し上げましたけど、本市の給水の考え方は、例えば緊急用貯水槽ですと、臨海市街地の想定人口約10万人に対して、1日31の飲料水を3日間提供可能という、こういう目安になるものがあるんですが、じゃ、何日分、何人分確保すれば最悪の事態に対応できるかとなってくると、もう切りがない、限度がないという難しい部分があるかと思うんですね。

そういったところで、これまでは私どもは緊急用貯水槽と応急給水拠点をベースに、あとは例えば災害時応援協定であるとか、市民の皆様にも水の備蓄をお願いするとか、そういった形で、まさしく川村委員のおっしゃったように啓発の部分でも取り組んできたわけなんですけれども、今回の事業につきましては、完璧なところまではどこまでやってもいかないと、ここまでやったら十分だということはないとは思いますが、あくまでより多重化、多層化を図るという部分で、より身近なところで個人の方がタンク等を持ってきていただいでくんでいただけるというような事業というのもある程度効果があるということで、このように上げさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

何でそんなことを感じるかというのと、配備場所が練りに練られた計画じゃないなと俺は思っておるの。指定避難所に118カ所やろう。拠点防災倉庫3カ所、上下水道局に60セット、地区市民センターに各1セットってさ、何となく平等そうに見えるけど、生きやんなと思っさ。

やっぱりもうちょっとこれは。だから、配備場所を、一つは耐震性貯水槽のあるところに置くとかな。あそこにつないで、あそこからこれを出したら飲み水になるというならええけれども、それから、家庭用の水道も消火栓もあかんようになったときに、そこを出すというのが余りようわからんの、俺はな。そこで水を出すというのがようわからんのやわ。

ずたずたになるわけやで出せへんわけやで、例えば水道管が破裂して工事しますやんか。それ、使えへんとき、どこかを締めてどこか出しておるやろう、あれ。迷惑かけたで飲み水になったって。そのときにその飲めやんだ地域に、そこへ持って行ってやるのやったら、それは、もう極端なこと言うに、土井さんが言うたみたいに車のほうがええんやわな。そこ、全然飲めへんのやでな。出るところは飲めるのやで、そうやろう。出るところは飲

めるんやで、家でも、ないところへ持っていくわけやろ。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

そうやろう。出る消火栓のところへつけるんやったら、出る消火栓は出る家やわ、出るわさ。

○ 真弓危機管理室長

委員おっしゃるとおり、出る消火栓につけるんですが、やっぱり出ないところの地域の直近につけると、皆さんが給水場所まで行く距離を考えると、近くで給水が受けられるのかなという考えのもと、配備していきたいというふうには考えております。

○ 川村幸康委員

だから、それなら近いのは車やろうと言うんや。それか、耐震性貯水槽にろ過器かなんかを用意しておいて、それで飲んでもうたほうのがええんやろうなと思うんや。壊れへんのやしなと思って。

だから、どういう判断をどういうところでしたかというのが考え方のもとになっていくと、あれもこれもではなくて、水道管が四日市全体で断水したときどうするのやという話が危機管理監の仕事やなと俺は思っておるもんで、停電まで危機管理監が仕事しだしたらもう厄介やもんでな。

だから、危機管理監の仕事の守備範囲というのは、そういう意味では私は違うやろうと。停電したことまで行政責任で、全て水の賄いまでせなあかんかという話ではなくて、大災害のときにずたずたになったときに使えないとなったときどうしようかというのが危機管理監の仕事なんや。

まだこれが、先ほど言うように水道管が破裂してなんかで何カ所か迷惑かけたときに、そのところまでは行けると言ったら、そこに水の水道栓が差してあるというなら、上下水道局が持つんなら全然ええなと思っておるの、極端なことを言うとな。何で危機管理監がそんなのを、上下水道局の仕事までを危機管理監でするのかなって思うだけでな。

だから、そうなるであれもこれも水膨れしていくもんで、危機管理監は。もっと本当に

することはあって、これが何で意思統一で行政で出てきたんやろうと不思議でさ。誰も言わんだんかなと思ってさ、この目的と内容でな。本末転倒やろう、危機管理としたら。

## ○ 村山繁生委員

議員間討議というか、別に川村さんに逆らうわけじゃないんやけど、市民に啓蒙するという、これは絶対大事なことですけど、あらゆることに対して、あらゆることを考えるのがやっぱり危機管理のリスクマネジメントだと思うんですよ。

だから、今、車のほうがええと言われたけど、車も確かに大事ですけど、地震で車が通れやんところもあるし、これまでの大災害でも全く給水車がおぼつかないというのが実情だったじゃないですか。東日本大震災の後、千葉県だったか茨城県だったかな、視察に行ったときも貯水槽が全く使えなかったという話です。

ですから、何が起こるかわからんのですから、二重三重のことを考えてやるのが私は本当のリスクマネジメントだというふうに思っています。

ですから、今回耐震性貯水槽から比べたら本当にべらぼうな金額がかかるわけでもなく、身近な消火栓や復旧給水栓をつくれれば、本当に身近で給水車を待たずとも水が出ると、これは絶対大事なことやというふうに私は思います。

## ○ 川村幸康委員

村山さんの言うことようわかるんやに、あれもこれもやったら、それも否定できやんという物の見方というのはできるのやけど、危機管理をする部署の仕事としたら違うやろうと、それやったら水道行政やなと思っておるの、俺は、ここの類いは。これが防火水槽につけるといふなら危機管理監でもええんかなと思っておるけれども、配備場所を見ておっても、これ、上下水道局の守備範囲やろうなと思ってさ。給水車も上下水道局の守備範囲なんやわな。だから、上下水道局のほうからこんなことをしたいと言って出されてくるならあれやけど、とっておるの、俺は。

## ○ 森 康哲委員長

ちょっと待ってくださいね。

ちょっと真弓室長に尋ねたいんですけども、大規模災害時に消火栓がどのようなことになるのか想定はされていますよね。先ほど申し上げたように三連動の地震が起きた場合



は、液状化がまず起こる地域があると。その消火栓というのは、当然液状化によってずれが生じますので、使えなくなる。

そうすると、普通の火災時でも消火栓は濁ります。1カ所でも水が漏れると、大きく水が動いたところは濁水になる。そうすると、もう飲料としては使えないはずなんです。それは消防本部出身ならよくわかっていることだと思うので、その説明を先にしてください。

#### ○ 真弓危機管理室長

おっしゃるとおり、地震が起こった場合は、地殻変動によって消火栓の破断とかが起こって濁水が起こる可能性がある。そういったところについては、やっぱり飲料水としては適さないかなというふうに考えています。例えば、飲料水に適さなくても、生活用水には使っていただくことも可能なんだろうなというところは考えております。

それから、先ほど、想定の話があったんですが、私ども三重県の被害想定の中でいろいろ考えていく中で、ちょっと数字は忘れたんですが、1週間から1カ月か、ちょっとごめんなさい、その辺がわからないですが、九十何%復旧まで相当時間がかかるというふうには出ておりますが、今のところどの部分が断水するという意味じゃなくて、全体からこんなパーセンテージで復旧が進んでいくという想定が出ておるといところでございます。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員長

消防本部はそういうのを想定して耐震性の貯水槽を計画的に配備をしておると。これは消火用の耐震性貯水槽を配備しておるんであって、飲料用ではないということですね。

#### ○ 真弓危機管理室長

今のところ消防本部の立場ではないんですが、耐震性貯水槽の整備を始めたというのは、先ほどから議論がありましたが、阪神・淡路大震災のときにまるっきり消火栓も使えず、それから、貯水槽も中で破断が起こって空になったというところから耐震性貯水槽を整備してまいりました。

これについては、自然水がとれないところの部分を消防本部が選定して今までやってきているというところで、主に使う目的というのは、そういった大震災が起こって、その後、火災が起こる。そのときの対応として、使えない消火栓、使えない防火水槽にかわって耐

震性貯水槽や自然水流を使って消火を行っていこうというところで整備をしてまいりました。1基の耐震性貯水槽があれば、家屋1軒分というのは消せる範囲だということで整備してきたということで承知をしています。

○ 森 康哲委員長

それ、60 tですか、100 tですか。

○ 真弓危機管理室長

60 tだと。

○ 森 康哲委員長

60 tで1軒分という計算ですね。

○ 真弓危機管理室長

済みません、100 tでないのは確かです。

○ 川村幸康委員

だからな。村山さん、よろしいか。

○ 村山繁生委員

済みません。上下水道局の仕事やというけど、これ、実際に仕事するのは上下水道局がやるわけで、それは危機管理監と上下水道局との連携でやるわけやで、別に何もそれは問題ないと思う。

○ 川村幸康委員

だから、ようわからんのは、水道行政でそれはやるべき仕事やろうなと思っておるもので、だから……。

○ 村山繁生委員

でも、上下水道局の予算にも上がっていますやんか。

○ 川村幸康委員

だけど、危機管理監がする仕事なんかという仕分けの段階でいくと、危機管理監ってもっとやらないかんことがあるんだろうなと思っておるもので、今、危機管理監の審査としてするんやったらどうなんやろうなと思って。

本来危機管理監がもしこういうのを配備して飲み水をするんなら、それこそ消火栓も使えない、何もかも、水道栓も使えない中で防火水槽にたまっておる自然水でもし飲めるんなら、それは応急給水栓のそこへつけて飲むようにしましょうというのが、多分俺は危機管理監の立場に立った考え方かなと思うもので、この立場やと、これはどっちかというのと、市民に安定して水を与えるような仕事をしておるのは上下水道局やもので、それならそれはもう上下水道局で考えたらどうというだけで、予算化も企業会計なんやで、俺は上下水道局でするべきもんやろうなと思っておるものでな。

だから、供給義務としてあるのは、どっちかというのと上下水道局やろうと思っておるで、それを危機管理監でするというのは、もっとほかのこと、ほかの場所のするところを危機管理監の予算でするべきやろということなんさ、私はな。

○ 森 康哲委員長

ちなみに、川村委員が言っている耐震性の貯水槽に飲料用として使えるような蛇口がついているもの、例えば市民公園にありますよね。あと、河原田小学校にもありますよね。それはそういう理由で設置されているんですよ。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

避難地にそういう立ち上げ式のツチノコみたいな形のものを設置して、地震のときには緊急遮断弁で遮断されて、そこが給水槽になると。そこから飲料用の水が供給できる施設は四日市ではあるんですよ。そっちを伸ばしていったらどうだということなんですけれども、そういう考えはないですか。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

済みません、この事業に関しましては、上下水道局のほうと連携をして進めさせていただいておるわけでございますけれども、沿岸部にある緊急用貯水槽に関しましては、先ほど危機管理監のほうも申しあげましたように、沿岸部の住民の3日分の飲料水を確保している。配水池につきましては、四日市市全員の、飲料も生活用水も含めて10日分だったと思うんですけれども、確保していくというような状況で、そういったものとしては充足をしていると。

ただ、これが、先ほど大震災が起きて水道管が断裂した、しかし、復旧はしていくという中で、やっぱり本管といいますか、幹線から復旧をしていくという形になると。宅地内とかそういうのはやっぱり後になっていくと。

そうすると、本管が回復した段階で、その近くでこういう復旧給水栓を設置することで、より近くで皆さんが飲料水として利用していただけるということも含めてこれを計画しているということで、災害発生時には恐らく使えない可能性のほうが高いのかなと思うんですけれども、復旧の段階においては、有効な手段ではないかというふうに考えております。

## ○ 川村幸康委員

だから、有効でないという話はしておるのではないということや。私の言うておる趣旨が理解してもらえやんと残念やけど、要は危機管理としてやるべき仕事ではないだろうと。それなら危機管理監の予算はもっと違うところに使うべきで、もう少しそれはあなたらがきちっと専門性も勉強して。一般の素人でもわかることやでな、これ。

上下水道局と協力してとかという話やけど、企業会計で上下水道局は上下水道局で水供給のことは考えやなあかんのや、あそこが責任を持って。そうやろう。そうしたら、何で危機管理監でこれを考えるのやと言ったら、危機管理監はどっちかというともっと最悪の場合を考えたときの耐震性貯水槽を飲み水に変えようとか、せっぱ詰まったときの。復旧するときのことまで危機管理監がすることないと俺は思っておるの。危機管理というのは、それまでのところの危機管理だと思う。

だから、俺が言っておるあれもこれもって、起きてしまった後と、事前と事後で考えるべきなんやさ、行政も。効率悪いよ、それを。危機管理監が事後のことまでずっと考え出したら、そりゃ消防と何もかも総合行政と全て一緒になるよ。

それよりも、どっちかという俺がお願いしておきたいのは、危機管理監というのはその事前の意識啓発とかさ、そういうことやろうなって。これは、さっきも言っておるけど、

そんなんやったらこれも準備やないかということも言えるんやけど。これは復旧してからの後の話やなと俺は思ったもんでな。それでも最悪想定をするんなら、耐震性貯水槽を飲み水にできる装置をつけたほうが、各地域に、平均的に配備してあるのやでな。

だから、何かようわからん沿岸部にどうって言うけど、自助で市民にもどんだけペットボトルを持ってくれとかさ、そんなことを、危機管理監はこの予算を使うぐらいだったら、この予算をそういう意識啓発に使ったほうが、行政はずっと効率ええよと俺は思っておるもんで。それぞれが自助でペットボトルは家にこれぐらい備蓄しておいてくれとかというの、言っておるやんか、行政は。それをするほうが俺はええやろうなと思っておるもんでな。

なくなったら耐震性貯水槽も飲めるようなことにしていくよと言ったら、多分みんなに聞いたって市民は、ああ、それならええなという話やろうと思うんやけど、24カ所でその地区に三つか四つずつ配って、例えば75個ぐらいを上下水道局が持つというならようわかるのやわ、俺、全然。そうやなと、どこに温度差があるかわからんで、上下水道局が持つておって、順次上下水道局が仕事……。危機管理監が仕事せんもんで、上下水道局が仕事していったら仕事していったところに、ここなら使ってもええという判断は上下水道局がするわけやで、そんなん地区市民センターに置いておいても、それなら、とって仕事はできやんと思うんやわな、俺は、現実。多分、順次そこの破損箇所を修繕しながらやっていくとすると、何かちょっと稚拙で、ちょっと余りにも、本当に税金を使うにしてもちょっとこれはようないなと思っさ、初めから思っおったん。あれ、これ、上下水道局やろうと思っな。

## ○ 村山繁生委員

だから、復旧給水栓は上下水道局がやるんじゃないですか。優先的に復旧させるための復旧給水栓であって、これは上下水道局の予算で、指定避難所により身近なところで給水できるように工事するのは、これは上下水道局がやるわけじゃないですか。

だから、危機管理監がやるのは、応急旧水栓の、もう既存である消火栓にキットをつける、そのキットの料金が大きいわけですね。ですから、別に仕事としては上下水道局がやってあるわけで、あれを考えるのはやっぱり危機管理監が考えて想定をして、リスクを考えてやっている。

この復旧給水栓というのは、阪神・淡路大震災で神戸市が自分の体験をもとにこれをや

って有効やということでもやり出したことであって、私はこれは決してそんな無駄とかそんなことは絶対ないと思うし、耐震性貯水槽が本当に液状化で使えなかったということもたびたびあるわけですから。だから、私は、危機管理監として別にこれはこれでいいと思います。あくまで復旧給水栓をやるのは上下水道局がやるわけですから。そこはちょっと分かってほしいなど。

#### ○ 森 康哲委員長

防災対策条例調査特別委員会で熊本地震の後の益城町へ行って、サッカーボールの形をした立ち上げ式の貯留管を視察してきたんだけど、その報告、受けていますよね。有効性というのを、知っていますよね。

話を戻しますけれども、四日市としてももう既に設置してある河原田小学校や市民公園の耐震性の貯留槽を、これを設置した理由、教えてください。1市1制度のはずなので。

#### ○ 川村幸康委員

だから、俺は、初めそれをやっていると聞いておったもので、俺のところはつけてくれやんのかという話はあるでさ。全市に、まずそっちやろうなど。

#### ○ 真弓危機管理室長

申しわけありません。またその点については調べさせていただきたいと思っております。

#### ○ 川村幸康委員

だから、審査やで、あなたらがこれはベストやと思っておる案やろうけれども、我々も過去に説明を受けてきたのでいくと、村山さんが、耐震性の貯水槽もずたずたになるという話を阪神・淡路大震災では言っておるといふんやけど、私が知っている限りでは、阪神・淡路大震災にも耐え得るといふことで貯水槽をつくったはずなんやでな、配備も。

だから、そういう意味では、村山さんが言っておるように、阪神・淡路大震災でなったような想定はしていなくて、それを、それなら水道管が破裂したときに消火栓も使えたり、飲み水に使えたらええやないかということで河原田とどこかにつけたと聞いたもので、それなら神前や川島やとか、あそこらにもあるやつにも何でしてくれやんのかという話やったもので、そうしたら、いやいや、それはちょっと後回しで、水道管のところの復旧給水栓

が先やで、それは危機管理としては逆やで、できたら同時並行的にはしないと。

これの背景は、水道管があれしてから復旧しながらやっていくという話と、それまでのやつは時間かかるわけやで、どうするのやと言ったときには、耐震性の貯水槽で、そこで飲み水をしのぐということのほうが危機管理監の仕事やろうなと思っておるもんで。だから、優先順位の話なんやろうな。幾つもあって、もう財源も豊かやったら、まあ、それもちょっと準備で買うておけというならええけれども。

○ 森 康哲委員長

確認ですけれども、今四日市が整備している耐震性の貯水槽の強度というのは、一番高い震度で想定されているのは6強なんですけれども、それで壊れるようなものなんですかね。

○ 真弓危機管理室長

耐震性はあるというふうに思っております。

○ 森 康哲委員長

正常に機能するものであるということですね。

○ 真弓危機管理室長

建築基準法で定められているような構造を持っていますので、大きな地震が来たときにも耐え得るという構造になっているというふうには思っています。

○ 森 康哲委員長

そうすると、村山委員、先ほどの発言で、阪神・淡路大震災では……。

○ 村山繁生委員

阪神・淡路大震災じゃない。東日本大震災。耐震性の地下水槽が全然使えなかった、液状化で。もう全然出なかったです。そういうことは聞きました。僕が聞いたのは阪神・淡路大震災じゃないです、貯水槽のことは。これは東日本大震災のときに……。

## ○ 川村幸康委員

耐震性じゃないもん、あれ。

(発言する者あり)

## ○ 川村幸康委員

だからさ、一遍きちっと精査をしてさ、本来予算審査なんやで、あなたらはこれでベストやと思っておったけど、そういう意見も聞くと、過去の背景、やり方からいくと、耐震性の貯水槽の飲み水を実はしておるんや。あのときの予算でも、こんなんでできるのと俺は思っただけやでな、あのときの議会で予算化して通っていったやつは。

そういうことは覚えておるもんで、そうすると、公平に考えると、各地域にするのに順次整備していくんやろうなとしか思ってなかったもんで、限られた予算で危機管理もやっておるんやったら、順次、そういうことを広げていくんやろうなと思っておったもんで、そうしたら、突如上下水道局の仕事のほうに手を回しておるもんで、それは逆やろうと。本来危機管理監のする仕事としてあったのはそっちやろうなと思っておるもんで、一遍どうなんやという。私らを納得さすような答えじゃないやん、今。それはあなた方もわかるやろう、そうやって言われればさ。それでも通してというと、議会要らんようになるもんでな、委員会も。いやいや、議案として上げたでもう通していってくれという話やったらさ、それならもう間接民主主義で、あんたら市民の代表で出しておるのやけど、なれ合いで行政とやるのかという話にはならんで言うておるだけでな。

そこはやっぱり行政も大きい組織やけど、小回りはきかさんとあかんで、きょう聞いて、それはそうやなと思ったら、やっぱり次どうあるべきかということと同時に、耐震性の貯水槽を持っておるところの地域住民にも説明もせなならんでな。ある地区には飲めるように整備してあるけど、あとは飲めませんという話はやっぱりあかんで、ちょっと考え方を直せさ。

## ○ 早川新平委員

いろんな議員間討議があつて、僕は非常によかったなと思っている。冒頭で聞いて、それが火種になってここまで議論が発展をしたという。

ただ、私が一番危惧しておるのは、危機管理監って、有事のときはおたくらがトップな



んですよ。おたくらから全部指令するわけや。水道であろうが消防であろうがトップじゃないですか。そこで冒頭で川村委員がおっしゃった今ある耐震性貯水槽があるんやったら、できるものであれば有効活用すればいいし、これで網羅できないところ、これは誰も否定してへんのさ。否定しにくい問題なのさ、特に。

ただ、今まであって、あれはあれ、だから、地震の大規模災害しか使えないというような発想ではなしに、これ、あれ使えるよなど。だって、ふだんは水が流れているので、だから、震度4か震度5で緊急遮断弁が落ちてタンクにたまるんだから、そんなのよくご存じのはずやん。そうしたら、だったら、軽度な、復旧のときにこういうところで、真弓さん、ビルのという例を出してもらったけれども、これはええことやなど。ただ、あれはあれ、これはこれというのは、柔軟な頭でさ。今の委員の中でもいろんな意見ありましたやん。

だけど、これ、反対討論ではなしに、みんながこうで、これ必要なやという立場の方と、いや、これやったらこういう使い方はできないかと、そういう、委員間討議ができて僕は非常にええなと思って。ただ、否定はしにくい。

だけれども、危機管理監というのは心臓部やから、だから、そのところで、あれは消防本部へ回したから全然わかりませんやなしに、こういうことで指示をしたんやとか、きっちり言い切れるぐらいの自信を持ってもらわんと、我々市民というのは不安やで。いざというときそんなの任せておいてええのかと。おたくら少ない人数の中でも危機管理監というのを、議会のほうも人数をもうちょっとふやせってずっと言うてましたやんか。それで、ふやしてもらった。だから、それならそれで、なぜかという重要性をみんな認知しているからさ。だから、もっと危機管理の面に関しては指導してもらおう立場なんだよな。言われたからやるのではなしに、そのところはやっぱりもっと自覚を持ってほしいな。

必ず通さなきゃあかんという問題は、おたくらの頭にはあるかわからんけど、我々は市民の代表としてやっているんやから、いや、これでええんや、いや、一方はこれで代用できてやったほうがええんじゃないのという委員間討議やったんやからさ、それはやっぱり理解して、もうちょっと自信持ってほしいわ、やるんなら。これはさっきも言うた上下水道局だからってさ、不安げではなしにこういうふうに指示をしたんやからって言えるぐらいの自信は持ってほしい。

以上です。

○ 樋口博己委員

委員長、この議論を整理していただいて、時間がたちましたので。

○ 森 康哲委員長

そうですね。

暫時休憩します。再開は午前11時15分からとします。

11:00 休憩

---

11:12 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き、予算常任委員会総務分科会を開会いたします。

○ 加藤危機管理監

今回の事業につきましては、当然上下水道局と連携をしてやろうというところございまして、いろいろとご意見いただきましたけど、復旧給水栓につきましては、上下水道局が整備すると。

私どもとしましては、既存の消火栓を使ってより身近な場所、例えば、先ほどから話が出ていますけど、家庭は断水しますけど、その前の道路まで行ったらそこは復旧したというようなときに、より家庭に身近なところで個々の方が水をとっていただくということで、こういった取り組みをやろうというものでございました。

それで、先ほど来、話が出ております緊急用貯水槽の話でありますとか、こちらにつきましては、先ほども沿岸部中心に上下水道局が設置してきたという話もさせていただいたかと思うんですが、上下水道局としては、この緊急用貯水槽の整備については、一定の必要量の想定のもと、現時点で充足しているものと考えているというふうに私は理解をしておるんですけども、先ほどご提案もいただきました耐震性の貯水槽、こちらは消火用ということでございますけれども、川村委員からご提案もいただきましたように、これを有事に、一番理想は、当然のことながら飲料水ということかと思うんですが、少なくとも生活用水には当然使えると思います。

ただ、そのための一定の工事等、取水の方法については、飲料水にするときのろ過の方法というのは研究もしていく必要があると思いますので、そういったご提案を踏まえまして、こちらの活用について研究を深めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

## ○ 川村幸康委員

そうすると、例えば、私の考え方は大体わかってもらうたで、危機管理監というのは、そういう意味では情報収集とか、市民で言うと自助の意識を高めるようなそっちの方向に軸足を置きながらやってほしいという考え方でいかんとあかんよというのと、行政も財産やそういう所管の責任の、守備範囲というのがあるとすると、水道は上下水道局という考え方を敷いたほうが効率がええということなんやわ。

要は、税金使って何かするのやさ、職員さんはな。そうすると、効率のええ仕事をしてもらおうと思うときに、やっぱり水道の復旧は一義的には上下水道局しかできやん仕事やでな。だから、そこがあるべきなんやさ。それを危機管理監が出張って行って危機やという話だけでいくと、現実に実現達成はせんということや。

だから、今回もこの資料の04でもらったときにすっと思ったんが、これさ、見てみ。あなたらが書いたんやろう、これ、断水エリアで復旧中とか書いて、こうやって書いてあるわな。そうすると、この星印がここからこっちへ行ったと書いてあるけれども、こんなもんさ、仕事は誰がするの。上下水道局やろう、違う。どこで起こるかわからんし、どこでするかもわからんのに。そうすると、これ、仕事誰なんやとかさ。活用しようと思うと、予算措置してこの器具を買うても、これ全部上下水道局なんやわな。そうやろう。上下水道局職員ができやんのやわ、こんなもん。わからんやんか、消火栓、復旧するの、できる。管復旧。

だから、これの想定が復旧した後の想定なんやわな。そうすると、それはもう上下水道局やろう。普通に考えてみ、だから言うんやで、俺は。普通に考えたらわかる話なんや、これは。

(発言する者あり)

## ○ 川村幸康委員

そうやで、大事なんは、その考え方と判断になったんはどこから来たかということだけ

はようわからんとあかんというのに。だから、反省の弁からすると、やっぱりもっときちっと現実にかういうことが起こった場合の背景を条件に入れてやったときに、本当に危機管理監がせなあかん仕事かどうかということだけはわからなあかんわけや。そこが一番、今やりとりを聞いておっても、俺、わかっておるのかなと思うもんでな。そこだけちゃんと答えてよ、一遍。

## ○ 加藤危機管理監

何度も重複で申しわけございませんが、今回の応急給水栓の事業につきましては、川村委員がおっしゃいましたように、開設なり運用につきましては、原則として上下水道局の職員、場合によったら地区緊急分隊員がその任を担うことになろうかというふうには思っております。

そうした中で、川村委員がおっしゃいましたように、危機管理監としての職務というのは、前回の委員会でもマンパワーのお話もいただきましたけれども、少数の中でできるということは当然限定されますので、いろんな関係部局がある中で、そういった部局と連携して今後もやっていく必要があると思いますし、今回の水に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、いろんな手法がある中で、市民の皆さんには備蓄をお願いしていると、そういった広報もやってまいりましたし、今後もその啓発には十分力を入れてまいりたいと思いますし、先ほども申し上げましたけど、今回も昨年12月にウォータータンクを避難所に提供していただくというような給水の方法、協定も結びました。それ以外にも事業所等に自前の井戸を持って飲料水として使えるようなところとの協定もふやしておるところでございますので、いろんな取り組みをしながら、より多重化、多層化と申し上げましたけれども、水に関してもそういった取り組みを今後も広い視野を持って、意を配して取り組んでいきたいというふうに思っております。

## ○ 川村幸康委員

そうすると、あともう一つだけ、二つあるのやわ、三つやな。だから、耐震の貯水槽のやってきたことをやっぱりきちっと危機管理監としては対応していただきたいということが一つな。前の議論ときはそれがあつたんや。

それと、もう一つは、これ、想定をきちっともう一遍私ら議会に示してほしいのは、そうしたらこれは使えるのは、大災害だけではなくて停電したときやそんなときに使えるわ

けやろう。そうすると、今も言うたように、あなたらが説明せなあかん中でひらめいたのが停電やったんやと思うけど、そうすると、停電やと誰がすんのや、これ。停電のときに各地域出張って組織をつくらんとあかんわな。これ、生かさなあかんのやで。

そうしたら、仮に停電してあれしたときに、この水栓を、各地域にそういう組織は危機管理監としてやっぱりきちっと、上下水道局に言えやんにしても、買うんなら危機管理監の責任において上下水道局に委託するのか、これ、事務として。それか、上下水道局がすんのか、そこはやっぱりきちっと考えておかんと、1000万円も使うんやで、そうしたら、これ、いやいや持っておったけど、人の配置がなかったで倉庫に眠っておったという話ではあかんわけやで、そうすると、この間の台風で1日、2日使えやんだときにここらのところの消火栓、どこをあけて、どこでこの給水キットを使わせてくれるのかとかさ、シミュレーションをきちっとしてあんの。してないならつくるべき。

#### ○ 真弓危機管理室長

先ほど危機管理監の答弁にもありましたが、設置に関しては上下水道局ないし緊急分隊が、生きている消火栓を確認しながら設置をさせていただこうと。ただ、やっぱり給水場所を設けるといふ形になりますと、地域の方にも周知が必要ですので、ある程度地域の方にも入っていただきながら、どこの場所を給水場所とするのが一番、消火栓もやっぱり道路にあったり、歩道があったり、いろんな場所がありますので、地域の方々とそこらを話し合いを進めながら設置場所を決めて、私ら市職員が応急給水場所を設けるといふ形のシミュレーションはしてございます。

#### ○ 川村幸康委員

要は、そうしたらそういうのは、例えば大規模な災害のときに、非常時やでどこへつくるかわからへんわな。どこが壊れておって、どこがあれやなというのは、それこそ100m道路のところが使えるのなら、そこへ人が来て給水せないかんとか、そういうことはあると思うけど、停電の場合やと、水道の系統とあれとでこうなった場合、上がってこんといるときには、ここでも使わせてくれよというのは、民地なんか公地なんか含めてどこにあるかというのはある程度上下水道局と事前に準備、それこそ危機管理しておいて決めておくべきやろう。車も来るやろうし、とりに行くのやったら。

この間のあれやっても、私らのところ3日ぐらいあかんところもあるで、水や電気が。

今はほとんどの家は電気が通らんと水道も何もかもトイレも使えやんという構造やでさ。私ら物すごく苦労したで、丸々1日あかんたでさ。

そうすると、あれがこうやって使えるんなら、それこそあらかじめ、どこへさって使うんやというときに、俺のところの家の前にしてくれなんか、あそこにくれなんかの拠点はやっぱり決めるべきやろうな。水道管は正常なんやで。それはやっぱりつくっておかんと。

#### ○ 真弓危機管理室長

拠点となる所といたしますと、復旧給水栓、各地区市民センターに定点で設けさせていただき復旧給水栓にそこへ応急給水栓をセットして、そこが一番の拠点だろうと。やはり交通とかのいろんな周囲の状況を踏まえると、やっぱりそこが一番安全で、応急給水場所が適当なんだろうということでもありますので、そこは拠点になろうかというふうに思っています。

#### ○ 川村幸康委員

そうやで、地区市民センターで一義的にはええけれども、くみに行こうと思っても駐車場のない地区市民センターもあるし、それから、万が一、地区市民センターだけがあかんという場合もあるやろうし、そういうときどうするのやというのが危機管理の仕事やで。それはお金の要らん仕事やでな、こうします、ああしますというシミュレーションは、そういうのはやっぱり決めておかなあかんわ。

それと、もう後でええで、これ、買ったらどれぐらいもつの。前の心臓のAEDのパッドは高くついているよね、あれ。全部に配備したけど、あれ、年間でかなりの消耗品やんか、あのパッドだけは。あれだけはずっともう買ったら買い続けるわけや、換えやなあかんでな。そうすると、これも買うのはええんやけど、ゴムやらあんなのついておるやろう、恐らく、水周りもんやで。そうすると、ずっとじゃないと思うで、どれぐらいの耐用年数なんかというのは一遍後で教えて、効率という面でな。

#### ○ 真弓危機管理室長

それは後で資料でという形。

○ 川村幸康委員

資料で、また予算常任委員会でもやれるでさ。

○ 真弓危機管理室長

はい、わかりました。

○ 森 康哲委員長

耐用年数もそうだけど、これ、運用規約みたいなのはあるんですか。

○ 真弓危機管理室長

運用規約というのはつくってはいません。

○ 森 康哲委員長

設置するだけで、運用する人、どういうふうに運用してくださいというマニュアルもなければ。例えば水質調査とかしないですか、飲めるかどうか。

○ 真弓危機管理室長

先ほど言いましたが、規約はないんですが、緊急分隊とか、上下水道局が行って設置することになって、その中にも飲めるかどうかを判断する資機材もございまして、そこを消毒が完璧にされているかどうかというのも判断しながら、給水可能かどうかというのは判断していこうというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

だから、結局残塩の測定器もその1個につき全部に設置していくということ。

○ 真弓危機管理室長

セットですので、その中に入っているということです。

○ 森 康哲委員長

消防団で消火栓の点検をするときにハンドルをあけますよね。どろどろの水が最初出

てくるんです。それは1年に1回点検しておるところでもそんな状態になっておるんですね。家庭で蛇口をひねったさらさらの水が出てくるのはまずない、消火栓は。そういうの  
ご存じですか、危機管理監。

○ 加藤危機管理監

私も若いころにいわゆる地元の消防団にもかかわっておりましたので、月に1回点検をする中で、そういった汚水が出るというのは承知をしております。

○ 森 康哲委員長

そういうのを想定して、なおかつそれが正常に飲める状態になるまでどれぐらいかかるのか。消火栓によっては埋まっておるところもある。泥で埋まっておところが、水がついているところもある。さびて動かんやつもある。そういうのを把握した上で設置されるならいいんですけども、そういうのを把握されていますか。

○ 加藤危機管理監

申しわけございません。そのときは消火訓練としての開栓でございまして、濁水が出るのは承知しておりましたけれども、どれぐらいできれいになるかというところまではわかっておりません。

○ 川村幸康委員

ここに説明文にも書いてあるで、一遍ほかに設置マニュアルやら何やかんや合わせてセットするというんやで、設置マニュアルを一遍出しな。書いてあるやろ、ここに。

応急給水場所を囲むカラーコーン、残塩測定器等もセットすると書いてあるで、設置マニュアルやら、それは出したらわかるんや。

○ 真弓危機管理室長

今現在のところ設置マニュアルというのは今後つくっていかうという判断でおりますので、つくり次第、お示しをさせていただきます。

○ 川村幸康委員



できていないの、これ。議案やろう。例えば設置マニュアル、応急給水場所を囲むカラーコーン、残塩測定器等を合わせてセットすると書いてあるやん。セットしていないやん、それなら。それはあかんぞ。ちょっと考え直せ、やっぱり俺、思っておったけどな。横着やわ。こんなもんおまえ、予算くれと言うておって、今からつくるって何やそれ。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

違うさ、設置マニュアルぐらいできるやん。

○ 土井数馬委員

水道事業会計にも上がってきていますし、やっぱりその辺の仕分けというのか、技術的なことはやっぱり上下水道局ですよ。さっきから、職責というか、そこはちゃんとやり分けていただきたいですね。

防災のほうは、これ、二つ合わすとええ提案やなというふうにはとれやんこともないですけれども、どっちから上がってきた案かわからんですけど、こういうのをしたらどうやというのを危機管理監から出して、上下水道局がええやないかと乗ったものならすっきりするわけですけれども、その辺、だから、技術的に上下水道局と言うんなら、やっぱりマニュアルとかそれもここではようつくりんのじゃないかと思います。緊急のときはこうせいというのはつくれますけれども、実際濁水とかそういうのは、処理は上下水道局がやるんやと思いますので、一回予算常任委員会までにちょっと両方で整理して、ちょっとまた考えておいてもらわんとすんなりいかんと思いますので、片方ずつ考えてもいけませんので、上下水道局で一遍協議してみてください。そんなところでどうですかね。

○ 川村幸康委員

はい、お任せします。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 樋口博己委員

応急給水栓の指定避難所の118カ所という話がかかっています、これ、先ほど上下水道局との連携という話にもかかわりますけど、地区市民センターなんかにも設置する予定ですけど、これ、上水道の主管は耐震化はもう終わっていると思いますけど、枝の管はまだ何カ年で耐震化をして進めていただいておりますので、その辺の情報もしっかり捉えていただいて、例えば3カ年で設置するんやったら、耐震化の進んでいるところから設置するとか、そういうこともしっかり考えていただきたいなと思うんですけども、どうですか。

○ 真弓危機管理室長

その点も踏まえて、今後検討させていただきたいと思っております。

○ 樋口博己委員

しっかりその辺ちゃんと情報をキャッチして、お願いします。

水が出るとなったときに、よくパックで背負うやつとかああいうのをその場で配ったりするケースもあると思いますけど、これ、大規模な災害時は水のタンクはどのような想定になっていますか。あくまでも個人が持っていくものとして対応をというように考えているのか。

○ 真弓危機管理室長

原則は個人の方が持ってきていただいているところに給水をするというところを考えております。

○ 樋口博己委員

自助という話でそうなんだと思いますけど、それはやっぱり事前にそういう啓発をちゃんとしているのかどうなのか。備蓄で1日1人3リットルで3日間、どんだけ用意してねとは言っていますが、そういう給水に対応することも想定したような市民への啓発も大事やと思うんですけども、どうなんですかね、その辺は。

○ 真弓危機管理室長

それについてはこれも、これまで考えている拠点給水の一つだと思っておりますので、拠点給水については、やっぱり皆様方が容器をお持ちいただいてというところを今後についても広報していきたいなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

容器って、そんなに容器に対応しているものって、そんな大きなものってないと思えますけど、そういう給水のパックみたいなやつ、あれを個人で用意してもらおうというふうにはなっていないんですかね。単なるおけを持ってきて給水しますよという話なのか、そういう専用のものがあるので、こういうのも備蓄で準備お願いしますという啓発はもうしてあると思うんですけど。

○ 真弓危機管理室長

ペットボトルとかポリ缶とかも含めて給水の袋というのも、今後については普及広報してまいりたいというふうに思っています。

○ 樋口博己委員

あれは断水のときは上下水道局が提供するんですかね。災害時、備蓄が……。

○ 川村幸康委員

上下水道局、持っておるよ。何か用意しておった。

○ 樋口博己委員

持っていますよね。

○ 川村幸康委員

うん、持っておる。間違いない。

○ 森 康哲委員長

市の総合防災訓練のときに給水車を持ってきて配付しておるショルダー型のやつとかパックのやつとか、そういうのは用意されていますよね。

○ 真弓危機管理室長

上下水道局もそういうパックは持っていると思いますが、やっぱり災害というのは先ほ  
どからおっしゃられているように自助が大切だと思っていますので、その点を含めてやっ  
ぱりご自宅で皆さんが備えていただくというのが一番だと思っていますので、その辺も含めて  
いろいろ広報していきたいというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

備蓄倉庫のアイテムとか、そんなようなことも、ペットボトルとか、そうなんでしょう  
けど、そういうパックもあるので、市で備蓄していくことも一つの考え方だと思いたすの  
で、また検討いただきたいなと思います。広報等含めて、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

○ 森 康哲委員長

要望でいいですか。

他にございますか。

○ 早川新平委員

緊急用貯水槽、ふだん水が流れているんやわな、グラウンド。あれはさっき飲料水に適  
さないとすいうけど、飲めるんと違ふ。だから、給水口と……。

○ 森 康哲委員長

貯留管と貯留槽とちよつと違ふんです。

○ 早川新平委員

違ふます、僕が言うのは貯水槽、それだけ教えて。

○ 加藤危機管理監

先ほど来、名前が出ております緊急用貯水槽といひますのは、もちろん飲料水として適  
合したものでござひますか、飲めないと私が申し上げましたのは、耐震性の貯水槽、いわ

ゆる防火用、消火用に整備されたものについて、今後どうやってしたら飲めるようにできるかとか研究をしてまいりたいと、そういうふうに申しあげました次第でございます。

○ 早川新平委員

それ、やっぱり広報をきっちりして、市民の方にこれは飲めますよと、これは飲めませんよとか、そういう広報も含めて認識をきっちり市民に知らしめやんとわからへんのや。今でも危機管理監がそういうふうに言い間違えたり、いろんなどころがあるんでごっちゃごちゃになるので、僕らは飲めるというふうに聞いているので、だから、その広報もまたしてやってよ。

○ 加藤危機管理監

災害時の、どうやって水が給水できるかということには、これまでも上下水道局のほうで広報よっかいちなり、ホームページ等、チラシなりでPRもしていただいているところでございますが、今後私ども危機管理監としてもいろんな機会がございますので、出前講座もございますし、いろんな機会に合わせて私どももPRに努めてまいりたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 川村幸康委員

土井さんにもうまとめてもらうたでええんやけど、ほやで二度手間すると嫌やでさ、本当に最初に言うておるように大規模地震の何かでめためたになったときのやつのマニュアルもあれば、これはさっき言った停電のときのマニュアルな、そのときの設置マニュアルと実際に運用するときのマニュアルをやっぱり上下水道局とちゃんと相談してつくってきよ、予算常任委員会までに。それがないとあかんわ、やっぱり。

本当ならもう否決やぞ、これは、この場で。猶予をやるのやでちゃんと考えてこな。

○ 森 康哲委員長

マニュアル、できますか。

○ 真弓危機管理室長

マニュアルを整備してまいりたいと思っております。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

追加資料以外でもいいですよ。

○ 土井数馬委員

地域防災力向上支援事業、住宅等耐震化促進事業とかいろいろ事業があるんですけども、さっきから出ていますように、やっぱり危機管理室というか、そこは啓発がやはり、防災・減災というか、それが最も大きなところじゃないかというふうに思います。

前々から言っていますけれども、地域防災組織への支援、それは大事なことですけれども、今ここで地震とかが起こったとき、私らどこへ逃げたらええかって前から言っていますんですけど、会社とか学校なんかに出張講座なんか、それで啓蒙を進めていくということなんですけど、でも、実際余り聞かないですね。職場とかどこかでそんな防災の訓練が行われたとかというのは余り聞かないもので、前も言いましたけれども、テレビでどこかの車の会社がお客さんが来ているときに起きたというふうな災害をシミュレーションして、お客さんを誘導して出したとか、そういう話は四日市で聞きませんので、出張講座なり防災大学で人材を育成するのも結構ですけど、実際にどこかでやってもらうようなことで、そこらをまたこうやってやってもらったというような啓蒙をしていただくとか、広報に載せてもらうとか、そういう活動も地道なことですけども大事なことはないか。実際僕らこれに乗っておいたこともないですし。ようおりやんですけど、多分ね。

だから、前も言いましたけど、議場で何か起きても2カ所しか逃げ場所がないというようなことで、そういったときに危機管理監のほうでいろいろシミュレーションして、こんなん一遍やらしてもらえんかというような提案をしていくのも一つの仕事じゃないかと思えますので、その辺はどう思っていますかね。ちょっと聞かせてください。

○ 加藤危機管理監

先ほど来ご意見いただいていますように、啓発というのは私どもの部局の非常に大きな

仕事の一つであるというふうに思っておりますので、いろんな機会を捉えてその辺の働きかけ、提案等には今後も努めていきたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員長

もう少し具体的に。

○ 加藤危機管理監

土井委員からは、一般質問でも前回の11月定例月議会ですか、いただいてもおりますので、学校、事業所、いろんなどころでも出前講座等の機会もございます。そういったところで、先ほど来いろんなご意見いただいているのも含めて周知に努めていきたいというふうに思います。

議場のお話もいただきましたけど、そういった訓練についても関係部局と一度協議もさせていただきたいと思います。

○ 土井数馬委員

いろんな形で提案をしていただくということも大事だと思いますので、今言いましたようにシミュレーションして、こんなん一度やってもらえないかということも含めてちょっと考えてほしいことと、それと、最近私たちの地域でも防災訓練が大分変わってきました、やっぱり。前は何時に集まって、隊長というか団長が訓話をして、消火訓練とかをやって、最後は消防が水をまいて終わると。もうワンパターンやったんですけれども、9月のいつか、8月か暑いときだったです。だんだん地域によっても変わってきていますし、避難所の設営とか、簡易トイレのつくり方とか、それぞれ地域でも変わってきていますが、確かに変わってきてはおりますけれども、なんか緊張感がないというか、余り臨場感もないようなことですので、日ごろから訓練はやれやれと言いますけれども、実際やればいいんだというふうなことで終わっているような気がします。それぞれの地域で違うかと思いますが、その辺も含めてきちんと指導して行ってほしいし、いろんな訓練の仕方も提案をして行ってほしいなというふうに思いますので、これは要望しておきます。

○ 森 康哲委員長

以前に地域でどんな訓練をしているかという内容を資料にまとめて提出していただいた

ことがあるんですけども、そのときに指摘されたのは、津波が来て避難される時とか、災害のときに避難するときに持ち物を持ってこない、リュックサックも背負わない、ただ、避難の旗だけ。それはいかがなものかという指摘があったと思うんですけど、その辺って改善されているんでしょうかね。何か危機管理室のほうから指導とか、こういうのをやってほしいとか、こういう形で訓練してほしいとか、そういうふうに地域に対して指示とかされているんですかね。

## ○ 真弓危機管理室長

訓練につきましては、先ほどの土井委員の話にもあったとおり、各地域で特色を出されている訓練が多くございます。

その中で、私どもはどういうふうに入り込んでいくかというところは今後の課題なのかなというふうに思っておりますし、先ほど委員長がおっしゃられているとおり、私ども啓発をしている中で、災害時には非常袋を持って避難してくださいというところは啓発していますので、その辺は訓練を通じて皆さんには日ごろからそういう備えをしていただくというのも重要だと思っておりますので、どういった形で私どもが訓練へ入り込んでいくのかということも含めて、地区分隊とか各地区市民センターさんも訓練に入り込んでおられますので、その方々と連携して地域と話し合いの中で、そういった備えをしながら訓練に参加していただくということも含めて今後は検討していきたいなというふうには思っております。

## ○ 川村幸康委員

さっきも言っておった、起こる前のやつが危機管理監の仕事でいくと、このハザードマップの作成に1300万円とか、内水浸水想定区域図作成に1500万円という予算をつけて作成するんやけど、これをどう知ってもうて、どう生かすかということがなかなか、努力してもろうておるけれども、周知をせんとあかんわけやろう、広くこれを人に伝えていくと。ここをどうするかというのが、この予算措置したときに議論されたんかなと思って。

要は、浸水マップやったかな、前つくったの。津波、あったよね、その前、何年か前に出したやつ。あれでようわかったんが、商売しておる人は、旧東海道よりも東は地価が下がって、西のほうにずずずっと地価が上がってきたとかさ、そんなことの活用をしておる人もおるし、俺、ある意味大きな影響力を及ぼすなと思っておるのや。ただ単に行政がマ



ップをつくるというけれども、経済的にはな、損得の問題やで。

そうすると、今回1300万円、1500万円使ってこれ、当然知らせるためにつくっていくんやし、それが必要やと思って、判断でつくっていくことにおいて周知と、それから、それ、どういうふうに伝えていくかということの考え方がないと、ただつくって、何かのときにばばっと配って、この間もテレビでやっておった、逃げどきマップやらあんなのも、あるのは知っているけど見たことないという人が多いとかな。どうやったら中まで見てもらえるかとかさ、ここは特に見てくださいよというところとか、それをつくる以前にそういう計画はやっぱりきちっとしておいたほうがええのかなと思うと、まずは提案者のあなたらがどういう考え方を持っておるのかを。そうやないと伝わらな。

## ○ 真弓危機管理室長

今回水防法が変わって、千年に一度の想定マップをつくるというところで事業を上げさせていただいております。今年度はまず鈴鹿川水系からマップをつくっていこうというところでやらせていただいております。

その中には、地元の方々が入っていただいて3回のワークショップをやりながら進めてまいりました。参加いただいた方は連合自治会の方とか地区防災協議会、それとか民生委員の方、消防団の方、あるいは障害者団体のところの方々が入っていただいて、二、三十名だと思いますので、それぞれの地区に分かれて、1回目は東京大学の片田先生の基調講演をいただいて、マップ案を示させていただいて、2回目については、マップを見ていただいて、地域に持ち帰っていただいて、各地域でそれぞれのご意見を頂戴しながらつくってきたというところでございます。

今後については、川村委員がおっしゃるとおり、普及をやっぴかなあかんというところがあります。地域の方々もそのようなご認識をいただいているところがありますので、ぜひとも皆さんがお集まりになる機会を教えていただいて、その場で新たなハザードマップについてご説明をさせていただいたり、あるいは出前講座などでも活用させていただこうと。

それから、あと少年期のその辺の子供たちに対する普及啓発も必要だということで、中学校2年生に防災教室というのをお時間いただいてやっているところがありまして、ほとんど地震がメインというところではありますが、今回5地区につきましては、そこも地震だけじゃなくて、ハザードマップのところも入れていただいて、少年期の防災普及啓発に

もやっていきたいなというふうに思っています。

#### ○ 川村幸康委員

できたらきちっと計画を立てて、例えばこの間、子供がごみ清掃工場へ行ってきたというの仕組みになっておるのやな、あれ。何年生は行くって。そうすると、それでごみに対するリサイクルやあんな意識も、あの子らは素直やでさ、全てきちっと情報が入って、私らにこんなやり方はあかんやんかとかということになるんやわな。

だから、そういう意味でいくと、危機管理のあれを教えるのに義務教育の間、小学校ぐらいの間にそういうハザードマップやこんなのをつくっても、それも見せてこんなんですよというのを教育するようなことをしてもらうのが一つと、もう一個は高齢者の人、長寿会というのか、ここらでは何て言うんや。

(発言する者あり)

#### ○ 川村幸康委員

老人会がよう出前講座をしてほしいとか、振り込め詐欺やあんなんとか、警察にも頼みに行っておるけれども、そこへもう仕組みづくりとして、このハザードマップを作成したり内水浸水の想定区域、その区域内の人らには、逆にこっちからセールスかけてやらせてくださいというようにいかんとあかんのや。待ちでは。それが危機管理監の仕事かなと思うで、マップやそんなをつくって眠らせておってはあかんで、だから、その戦略をちょっと出しておいで、私らに。

そうせんと、あんたら動かんで。小学校ぐらいの間のやつに教育委員会の働きかけをどうやって出すかということと、もう一つは、老人会の人らの出前講座とか、自治会やあんなところは行くけれども、結構高齢者の方のほうが集まりもよくて、よかったわという人が多い。よく頼まれて、振り込め詐欺やあんなのを警察の人に頼んで行ってもらいと、よかったわという人、多いで、そういうのを積極的に危機管理監から働きかけてください。そのマニュアルをつくっておいで、一遍。

#### ○ 土井数馬委員

川村委員おっしゃったとおりで、ハザードマップとかいろんなものをつくってもらうん

ですけれども、どうもつくって配付することだけで仕事が完結してしまっているような気がします。ですから、どの課でもそうですけど、後追いがいいもんですからわからんですね、これがほんまに利用されておるのか、役立っておるのかわからん。

だから、こういうときに、例えばですけど、地域で各公報をつくりますよね、何々地区広報とか。ああいうところへ役立ったかとか、読んでもらいましたかとか、簡単なアンケートでもいいので、何か意見があったら地区市民センターまで来てくれとか、そういうふうな形で後々のフォローもやはりしていただきたいなと思いますけれども、どうですかね。

### ○ 加藤危機管理監

昨年たくさん災害があった中でよく言われますのは、マップを配ってあったにもかかわらず見たこともなかったとか、自分のところが浸水区域ってわかっていたのに、今まで大丈夫だったから逃げなかったとか、そんなことをよく言われています。行政はたくさんの経費をかけてマップをつくるわけなんですけれども、それが活用されなければ意味がないということは言うまでもございません。

そういったところで先ほど室長のほうから説明させていただきましたけれども、今回洪水ハザードマップ作成に当たって、初めて住民参加という形をとらせていただきました。今後もかかわっていただくことで、やはり全然マップに対する意識というのは、持っていただく意識というのは変わってくると思いますので、今後もそういうふうな手法を継続してやっていくというのは当然必要なことだと思います。

今、土井委員からもおっしゃっていただきましたように、我々、時にマップを、例えばいついつ各戸配布しましたので、それをまた見てくださいとか、もし手元になれば、またこちらにお声かけていただいたらお渡ししますよとか、そういったこともやっておりますので、土井委員からご提案のありました地区の広報ですね。そういったものも活用しながら、さらなる既存の啓発物を、よりもっと見てもらうような努力もしてまいりたいというふうに思います。

### ○ 土井数馬委員

ありがとうございます。川村委員もおっしゃっていたけど、年寄りの方とか老人会とか、出前講座を来るのを待っておるんじゃないかに、もう押し売り講座でもいいじゃないかと思っておりますので、どんどん出かけて行って、どうやったとか、じかに聞いてもらうほうが一番

改善もしやすいんじゃないかと思います。これも要望しておきます。

○ 早川新平委員

今までのいろんな意見があって、例えば委員長のおっしゃってあった、何ていうの。

○ 森 康哲委員長

リュックサック型の。

○ 早川新平委員

あれを、我々は東日本に視察に行ったときに、南三陸町で、ふだんはこういうところに置いてあると。そしたら、揺れで上から物が落ちてきたでとれなかったと、そういうのは全部知ってみえるわけや。だから、あれ以降は壁にかけておいたと、そうするとずっと持ち出せる。

かけるかけやんはその自由で仕方ない。だけれども、そういう経験をされた方が、大きな震災があって、ふだん置いてあっても上から物がいっぱい落ちきて取り出せへんかった、それどころやなかったという、今の広報をするときにそういうことを一言添えてあげれば、救われる方がみえると思う。それが僕は本題ではないんやけど。

住宅等耐震化促進事業ってもう十何年やっておるのやな。やっておるんやね、これ。広報やっているんやね。これ、8項目ありますやん。一番下の高齢者宅等の寝室における家具固定事業というのは、これ、去年も77万円やったわな。これは民生委員さんをお願いするわけやろう。ここの親切さ、こういう事業を四日市はやっていきますよと。これは、じゃ、どこへ言うたらええのかというのが書いてないんさ。もう十何年やっておる割にはさ。これは民生委員さんに言って、例えば65歳以上の高齢者お二人住まい、あるいはお一人住まいしか家具の固定事業は受けられへんのさ。これ、自治会で言うても、これ、私ら知らないと。

だから、そこのところの親切さ、耐震無料診断はこれも民生委員に言うのかというところ。こういう事業を四日市は準備しています、現実にやっています、もう十数年たちます、2億円も金かけておるのに、出しておるだけやなしに、さっきの土井さんや川村さんと同じで、出しっ放しではなしに、じゃ、これを受けたいんなら、地域回っておるわな、3年に1遍ずつ。

だから、そういうことも親切に言ってあげないと、行政側が出しっ放しやったら、私らやっていますやなしに、住民に届いて初めて完結する。そここのところをやっぱりやらせてもらっておるといふ気持ちがないと、ちょっと高飛車になるんやわな。毎年見ておるんやけどさ、ずっと一緒なんやわな。だから、そこだけ真弓さん、何かきちっと改善してやって。

## ○ 真弓危機管理室長

広報の出し方をもう少しやっぱり丁寧にしていくべきなんだろうなというところが思っております。

あと、家具固定につきましては、従前民生委員さんと防災指導員——消防職員のOBなんです——が回って、後に申請書をいただくという形をとっていたのですが、対象の方々を回って、その場で書いていただくよう、後手間をなくしたことによって若干件数は伸びているのかなと。そこらを含めながらもう少し丁寧にいろんな広報をしていければなというふうに思っております。

## ○ 早川新平委員

それこそしておるよという感じで、去年も77万円なのさ。高齢者宅等の77万円ですとずっと推移しておるんや。現実70件なんや。あと消費税やということで私、説明も去年受けておるのやけど、だから、これ誰に言うたらええかというところまでいかんと、これ見たけどどこでやっておると、自治会長によく声がかかるのや。自治会長、知らんからさ、そんなもん知らんわってなるんやわ。だから、そここのところの親切ささ。

だから、例えば8項目あるんやけど、じゃ、これみんな民生委員なのかという勘違いをされる。だから、そここのところはやっぱりきちっと書いてやらんと、私ら家具の固定事業に関しては聞いているから、民生委員さんにこれは言うてねって言えるんやけれども、それ以外のところ。3年に一遍に各地区回っておるといふのもわかっているけれども、現場の市民の方ってほとんど知らない。

さっきの説明やと、来たときに、来られない人のほうが10倍以上多いわけや。何々やりますよというのさ、その場で受け付けておるとかな。だから、民生委員さんが民生委員さんで、例えば100件受け持っておるのやったら、みんなに言うてやってくださいね。例えば子供さんがおったら、これは対象外ですよということもきちっと話をしてやらんとさ、

現場は、ありがたいことをやってもらっておるのやなど、だけれども、うち利用できやんなどというところがあるんでさ。誰に伝えたらそれを実施してもらえるかという親切心だけ、今、真弓さん、返答してもらったで、考えてやってください。

以上です。

#### ○ 谷口周司副委員長

済みません、ハザードマップのところ、関連でちょっとお聞きしたいんですけど、これ、以前も配ってなかなか見てもらえなかったという認識をしている中で、今回もつくっていくことで、これ、新たな取り組みとして電子化していこうとか、常に持ち歩いてもらえるように携帯の中にアプリとして入れていこうとか、そういったいかに見てもらえて、いかに活用してもらえるかというようなことを検討されるということはないですかね。

#### ○ 真弓危機管理室長

ホームページには従前どおり載せていこうというふうに思っています。ただ、携帯となると、やはりすごく画面が小さくなってしまって、その辺の見づらさというところは今後検討する必要があるのかなというふうには考えています。

#### ○ 谷口周司副委員長

携帯の見づらさってなかなか今、どんだけでも拡大できる中であれですけど、しかも、あれ、位置情報なんて今どの携帯にも入っているので、今この場所がどうなのかとか、かなり活用方法はあると思うし、それこそ若い人とかはほとんどもう100%ですし、高齢者の持っていない人にどうするんだというのも絶対出てくるかと思うんですけど、ただ、持っていない少ない人のためにしないというのもちょっとおかしい話かなと思うし、今は結構所持率も高くなってきているので、早いところそういう方向に目を向けていかないと、今、結構アプリとかでも防災関係いろいろ出てくるので、そういったものを一つにまとめた四日市の危機管理室としてのアプリを一つつくって、そこに全てのものを入れていくというのもこれからは考えていく必要があるのかなと思うんですけど、今この場が浸水どうなんだというの、多分機能としてはすぐ出ると思うんですよ。

そういったことをこれから考えていかないと、なかなか紙ベースを配って見てください、ずっとそれ持っておいてくださいというのはもうこれから考えにくいのかなと思うと、や

はり携帯に入れて、それで今この場所がどうなんだとか、この近くの避難所はどこなんだとか、既にそれが位置情報で出るとお思いますので、そういったことを早急にちょっと検討していく必要があろうかと思うんですが、いかがですか。

#### ○ 真弓危機管理室長

副委員長おっしゃるとおり、今後はそういう方向なのかなと思っておりますので、順次研究検討を進めていきたいなど。私は余りアプリのことに詳しくないものですから、その辺を、他都市の状況も情報を入れながら、そのような形にできればいいなというふうに思っております。

#### ○ 谷口周司副委員長

最後、1点だけ済みません。

ぜひ、危機管理室でこういうことを検討しろってなかなか難しいかもしれないので、せっかくICT戦略課でしたっけ、庁内にできると思うので、そういうところに投げかけて、ぜひそこで研究していただいて進めてもらうように、これは意見としてぜひお願いをしたいと思います。

#### ○ 川村幸康委員

結局ロケット花火では困るのやわ。マップも何も送って打ち上げたぞって行って、それでもう後は消えていくというのは。やっぱり花火じゃなくてロケットにしてもらわんと。だから、この間のあれと一緒にや、どこかまで行ってどこか岩、砕いてきたけど、持ってくるのやろう。そういうことや。

はやぶさか。ロケット花火じゃ困るんやな、どこ行ったかわからんでは。やっぱり打ったらその後、追跡して、これが戻ってくるようにまでしてくれると、あなたらの仕事というのは、ソフト事業というのは大体そんなもんやわ。

振り込め詐欺のやつを老人会の人に紹介してやって、警察官におもしろい寸劇でもうたんがあったら、それでよかったわという話と、同時に危なかったのがあったわという話も聞こえてきて、振り込むぐらいやったら俺に金くれよと冗談で言うぐらいまでが成果なんやわな。

だから、そういう意味でいくと、さっきの谷口さんが言われるように、携帯にやるとい

うのは、そんな研究じゃなくてももうやんなあかんに。それええことですに、やりますわという思いにならんと。詳しくないでという話じゃない。俺でも今までガラケーやったんが、ことしからスマホデビューやのにやな。便利ええで、使ってみると、よさはわかるで、だから、もう答弁はそっちの方向でやりますというぐらい言えやんのかな。

○ 真弓危機管理室長

申しわけありません、その方向でやります。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

こことは違いますけど、施策で東京大学との共同の研究の話で、あそこの災害時のGISにいろんなものを情報を乗せていくというふうな研究というのが載ってましたので、それを具体的に事業化しようとする、危機管理監の予算でという話も答弁で言っていたので、それをだから今言われたアプリを展開していくような研究をしてもらえばいいんですよ、これ。これから予算計上してもらって、それ、ぜひともお願いしたいなと思います。これは意見として。

あと、防災・減災人材の育成のところで防災士の資格取得を支援するとあるんですけど、支援した上で防災士の活用って今どうなっていますかね。

○ 森 康哲委員長

その前に、ちょっと樋口委員、危機管理監に確認だけしたいです、先ほど言われた東京大学との連携のやつで。

○ 樋口博己委員

じゃ、答弁お願いします。

○ 森 康哲委員長

危機管理監、どうぞ。



○ 加藤危機管理監

先ほど室長からも申し上げましたが、そういう方向に行くべき時代ではあると思っておりますので、樋口委員からのご提案、その手法も含めて、その拠点の活用も含めて、副委員長がおっしゃったような方向で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員長

防災アプリのGIS、いろいろ重ねて活用できるような……。

○ 加藤危機管理監

今の時点で東京大学の拠点を活用するかということは確定ということではなく、そちらの活用も含めて、その方向に……。

○ 川村幸康委員

確定しておるのやろう。

政策推進部の産学官連携事業推進費で今回予算審議で上がって、そこに危機管理監の危機管理室、包括協力協定に基づく連携活動の中で、そういう答弁、政策推進部はしておるんやで。

○ 加藤危機管理監

失礼いたしました。政策推進部とも連携しながら検討してまいりたいというふうに思います。

○ 森 康哲委員長

検討じゃなくて、活用していくというふうに。

○ 川村幸康委員

もう具体的にGISして、地理情報で何かやるって言うておるのやで、政策推進部は。

○ 森 康哲委員長

それで予算が上がっているのです。

○ 川村幸康委員

予算上がっておるのやに。

○ 加藤危機管理監

連携してやってまいりたいと思います。

○ 真弓危機管理室長

防災士、皆さん受けていただく数もふえているところでございます。

地区に戻っていただいて、地区の防災組織の役員になっておられる方もみえますし、また、役員にならずとも、その中でやはり活動していただいて、先ほどの、こういった訓練をしようとか、組織の取り組みをこうやってやっていこうというような形でご尽力いただいているというところを認識しております。

○ 樋口博己委員

そうすると、防災士の資格を持ってみえる方は、市として把握をしてみえるということなんですかね。

○ 真弓危機管理室長

私どもの講座を受けていただいた中で防災士を受けていただいている方がおりますので、その方々の数というのは把握をしております。

○ 樋口博己委員

防災士って国の制度ではないと思いますが、防災士の資格を独自で取ってみえる人は、市民の方もみえると思うんですけど、協会か何かと協力して四日市市内在住の防災士の方を把握していただくとか——ちなみに僕も持っていますが、多分登録されていないと思いますけど——そういうこともちょっと挑戦してみたほうがいいと思うんですけどね。

ハザードマップの、スマホでという、IT化する話をする一方で、それを現場で活用するアドバイスも助言も要と思うと、例えば単位自治会というよりは、それこそ一つの組単位ぐらいでそういう啓発をしていかんと、一つの自治会といっても北と南でそれぞれ地

域性があったり、違うと思うと、十数軒隣近所での個別の避難行動計画とか、そういうことも考えていかなあかんとすると、小単位でいろんな、その現場に合った啓発は要と思うんですけど、ちょっとやっぱり防災士をもっともっと精力的に把握して、現場で顔の見えるようなアドバイスをしてもらう活用法を考えていったほうがいいと思うんですけども、どうですかね。

#### ○ 真弓危機管理室長

まず、防災士、私どもの防災講座を受けられている方々は、先ほど答弁させていただいたとおり把握はさせていただいておるのですが、それ以外の方々について、どこまで情報を得れるかどうか、そこが最初かなと思っていますので、その辺をどこまでできるかわかりませんが、できるかどうかを踏まえながら、先ほど言われたとおり小単位のほうがやっぱり普及啓発というのはよりよく伝わると思っておりますので、できるのであればその方向に持っていきたいなというふうに思っております。

#### ○ 樋口博己委員

ぜひともしっかり、そういう方向性で検討いただきたいなと思います。  
ちょっと違うテーマでもよろしいですか。

#### ○ 森 康哲委員長

ちょっと待って。  
あと、質疑ある方はどれぐらいみえますか。

(発言する者あり)

#### ○ 森 康哲委員長

じゃ、樋口委員の後、早川委員で切らせていただいてよろしいですか。  
じゃ、樋口委員、どうぞ。

#### ○ 樋口博己委員

住宅等耐震化促進事業で、これは沿道建築物耐震補強工事費等補助金が拡充となっております

るんですけど、前年度の予算よりも2000万円ぐらい減っていますけど、これはなぜですか。

○ 真弓危機管理室長

全体でということでもよろしかったでしょうか。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 真弓危機管理室長

今年度もこの後、補正をお願いしておるところなんですけど、木造住宅の耐震補強工事につきましても、例年、平成25年度ぐらいまでは50件そこそこあったところなんですけど、最近を見ていると、その辺が若干減ってきているというところがあって、予算上としては、木造住宅の補強工事、補強計画というところがここ数年減ってまいりましたので、その分予算を縮小させていただいているというところがございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、拡充ということになると沿道建築物の拡充になっていますけど、これ具体的には前年度幾らから来年度820万円に拡充されたんですか。

○ 真弓危機管理室長

820万円につきましては、今年度は制度がなかったということで、来年度からつくっていく制度でございまして、その件数が見込まれるというところがございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、木造の耐震補強工事の助成が件数が減ってきたということなんですけど、これは、じゃ、今年度と来年度との金額の差はどういう差になっているんですか。

○ 真弓危機管理室長

例年50件程度を予算計上させていただいているところなんですけど、20件程度に落とさせていただいているというところがございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、そのかわり除却がふえているんだろうと思いますけど、除却のほうはふえておるという意味ですか、予算としては。

○ 真弓危機管理室長

除却につきましてはここ数年ふえていますので、昨年度並みで上げさせていただきました。昨年度も非常に多かったというところがございますので、昨年度並みで上げさせていただきますというところがございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、今年度に関して、もう今から申請がないかどうかわかりませんが、予算としては、今年度の申し込み件数に対応できる予算であったということですか。それで今年度に見合う予算で来年度も、ということでもいいんですかね、ちょっと確認で。

○ 真弓危機管理室長

おっしゃるとおりでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。これも含めているんな、耐震化率九十何%が目標でしたっけ。

○ 真弓危機管理室長

95%です。

○ 樋口博己委員

95%ですね。95%を目指して耐震化をしていく中で、平成12年以降ですか、もう一つ新しい耐震基準ができてきていますよね。それにも今後、たしか県の耐震改修推進の基準には乗っかってきたかと思しますので、ちょっとその辺も検討いただきたいなと思うんですけど、その辺はどうですか。

筋交いがこうあるべきやとか、そんなようなところがあったと思うんですけど。

○ 真弓危機管理室長

そちらについても、今後推進してまいりたいと思っております。

○ 樋口博己委員

それは具体的にそこも含めた基準を設けていくという意味なのか、それとも、今後の耐震化計画の中にそういう一文を、新たな耐震基準に対応していくということを盛り込んでいくのか、その辺はどうなんですか。

○ 真弓危機管理室長

啓発については今後やっていこうというところで、国の基準については、まだ明確には出ていないというところで、支援のところの面については、まだその辺は出てきてからという判断でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。その辺も見据えてしっかり。

耐震改修促進の計画はいつ更新される、最近更新したんですって。

○ 森 康哲委員長

わかりますか。

○ 真弓危機管理室長

四日市市建築物耐震改修促進計画につきましては、平成28年3月に更新してございまして、これは5年ごとの見直しになっていきますので、次回は平成33年3月までというところになってございます。

○ 樋口博己委員

市がつくるちょっと前に県が5年計画でつくっておると思うんです。そこには新・新耐震基準ということも文言として入っていると思いますので、しっかりとそういったものを含めて啓発をお願いしたいなと思います。

○ 村山繁生委員

関連。

今、樋口委員の、沿道建築物の補助は今年度はなかったと言われたけど、補正でありましたでしょう。危険なブロックとかその補助はありましたでしょ、ブロック塀除去の。

○ 谷口周司副委員長

危機管理監じゃなかったですね。

○ 村山繁生委員

危機管理じゃなかったか。

○ 樋口博己委員

これ、建築物です。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員

あれはどこの課だったんですか。

○ 真弓危機管理室長

大阪の地震を受けてのブロック塀の倒壊への対応で、建築指導課のほうで。

○ 村山繁生委員

済みませんでした。

○ 早川新平委員

先ほどからハザードマップが出て、四日市は津波浸水予測図というのを各戸配布してもらったわな。しているでしょう。南海トラフ地震の発生が危惧されておる中で、四日市で一番影響のあるところが震源地としたら、津波の第一波が77分後という想定を出しておっ

て、最大が174分後という、磯津で4 m29という想定を全部出しておるわけですか。

一方、15分後、30分後、要は津波が到達するまでにここは浸水するというのも出しているわけや。市民の方は、津波が来ない間から浸水するという情報ももらおうと、もうごちゃごちゃになる。

だから、そこはやっぱりハザードマップをせっかくつくってもらうんなら、津波が到達するまでに、震災の揺れで堤防が崩壊して浸水するという可能性があるよというのを加味した図ですよということをやっぴり書いてあげないと、市民の方が、津波は77分後やと、だけど、いや、一方では15分後で30cmの浸水するという図をもらおうと、もう全くわからなくなる。

だから、そこはきっちり、せっかく出した情報がきちっと理解をしてもらえるようなことを書かんと、市長部局におる人で皆さんは知っていても、市民の方というのは、そこまで考えが及んでいなくて、マップが正しいんやなど。一方では、最初に津波が来るのは1時間17分後ですよと言っている、はなから15分で30cm浸水しますって、これ、どういう意味やというところね。2枚出しているんなら、きちっとそれは目につくように、こんな小さなことではなしに、津波はもっと後から来るんやけれども、揺れて防潮堤が崩壊する可能性があるのを加味した図やということをしめないと有効にならへんね。

だから、そのところは広報というのがきょうはもうずっとテーマになっておるけど、出したら終わりやなしに、親切で混乱せんようなマップの作り方を僕はしてほしいし、しなければならんと思うので、これは要望です。強い要望で。せっかくつくるんやでき。それぐらい書けるんと違う、ぱんとわかりやすく。でないと、ダブルスタンダードになるとわからへんからな。それ、意見ですけど。

以上。

#### ○ 森 康哲委員長

質疑はこの程度にとどめたいと思います。

これより討論に移ります。討論がありましたら発言願います。

(なし)

#### ○ 森 康哲委員長



討論なしと認めます。

これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

○ 川村幸康委員

さっき整理したやつは、そうするとどうするんですか。

○ 森 康哲委員長

採決の後に全体会に送るべきかどうかというのを確認しますので、その場で全体会に送るかどうかを判断していただきたいんですけども、合意がとれれば、所管も上下水道局とまたいでいるということもありますので、採決の後に諮りたいと思います。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

続いて、全体会へ送るべき事項の確認を行います。

先ほどの採決において、全体会へ送るべき事項として、上下水道局と所管がまたぐという議論もありました。議員間討議もありました。そういうことで諮りたいと思います。

○ 村山繁生委員

それは反対討論はなくても全体会へ送れるんですね。

○ 森 康哲委員長

送れます。

じゃ、お諮りします。

○ 樋口博己委員

全体会へ送るのは、予算としては全会一致で可決で、全体会に送るとなると、方法としてどうなんですかね。全会一致の場合だけ送るというルールでですかね、どういう。

○ 森 康哲委員長

多数決ですね。

○ 樋口博己委員

ちょっとそのルールだけ教えてもらえます、済みません。

○ 森 康哲委員長

事務局、ルールだけ説明してください。

○ 川村幸康委員

委員長、よろしいでしょうか。

ルールの前に、これ、今、議員間討議なんやけど、村山さん、結局この議案に上がったのに設置マニュアルって書いてあるけど、設置マニュアルはないという話なんやで、

それは本当はやっぱり議案やとセットで設置マニュアルは出してこなあかんのやさ、本来な。

本来私の厳しい言い方すると、議案になっていないやないかという話になると、即座に入り口前でとめてしまうのも味ないで、猶予として、今ないんやで、実際に、ここに書いてあるのにないんやで、本来なら議案というのはそれもあつてのセット論やで、そこがやっぱり不足しておったということやで、そこを弾力的に考え方を変えて、それまでにつくっておいてよということやで。

○ 森 康哲委員長

まず、お諮りします。

全体会に送るべきもの、ありますでしょうか。

○ 樋口博己委員

いや、そのルールが知りたい。

○ 森 康哲委員長

ルールとしては、全体会に送るべきものとして附帯決議を付すもの、そして、修正すべきもの、複数の分科会に係る事項等で、多数決で全体会に上げることができるとなっております。

○ 村山繁生委員

今回は、複数の部局にまたがるという、根拠はそこですか。

○ 森 康哲委員長

そうです。その提案を委員さんのほうからしていただく必要性があるんですが。

○ 川村幸康委員

いやいや、だから、もうさっきの議論のとおりやで、それで諮っていただきたいですけど。

○ 森 康哲委員長

じゃ、川村委員のほうから、そのように提案されたということによろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 樋口博己委員

そうすると、全体会へ上がったとすると他部局にまたがるので、そこでもう一回議論をやり直すという意味ですかね、全体会でやるということは。

○ 川村幸康委員

それはようわからんよね、どんな話が出るのかも。私らじゃない人も入るわけやで。

○ 森 康哲委員長

今までの流れを言いますと、上下水道局の部局の審査は我々ではできないので、そのこの部分の審査もやはり加味しないと、危機管理監だけの予算というわけではないと。これは村山委員もそういうふうに認識されていると思いますので、そういう意味で全体会に送られてはどうかという提案だと思うんですけども。

○ 樋口博己委員

そうすると、例えば議論の仕方も全くゼロベースで議論がスタートするものなのか、それとも、他部局に渡るので、議案の出し方とか、何かそういう責任のあり方とか、そういうところを議論いただくのか、それがどうなのかなと思うんですけども。

○ 川村幸康委員

それはわからんに、ほかの人もおるんやで、どういう物の見方と考え方で言うかというまでをここで想定はできやんで。

○ 森 康哲委員長

当分科会としてはそこまで決めつけることはできないと思うので、他部局に係るところ

で審査、総務分科会として諮れない部分、これがあるということで全体会に送るということしか当分科会では審査できないと思うんですけども。

○ 土井数馬委員

さっき言いましたように上下水道局のことは上下水道局ですので、一回きちっと整理して、上下水道局の話は聞いていませんので、同じような文言で上がってきていますので、そこはこっちの分科会の要望で一度整理して説明してくれということで、一からどうのこの議論ということは。私どもはもう整理できていますのでね。

○ 森 康哲委員長

当分科会の分は可決されていますので。

○ 土井数馬委員

そういう意味合いで、上下水道局の話とうまく調整してもらって、それを聞いて納得すれば、もうそのままで行くんじゃないかと思いますね。そこはもう上手に進めていただきたいと思います。

○ 早川新平委員

粛々と全体会へ上げるか上げないかは諮ったらええと思っています。例えばここで否決されたって、全体会で3分の1以上の賛成があったらまた討議できるのやで、粛々とやられたらええんと違いますか。

○ 森 康哲委員長

それでは、お諮りします。

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費中、地域応急給水栓配備事業費について、全体会に送るべきものとすることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 森 康哲委員長

賛成少数として、上げるべきでないということで決しました。

#### ○ 樋口博己委員

私は全体会へ送るべきではないという判断をしたんですけど、川村委員から言われたその辺のところは、何らかの報告は担保できるのかなと思っておるんですが。

#### ○ 川村幸康委員

上げていくことに合意と思って賛成もしたんですけど、全然。だからそこらは、そんなんやったらもう一遍昼から掘りくり直さなきゃあないやん。マニュアルも出てへんのに何で賛成したんやと言われても困るで。だけど、マニュアルができていないというもので、そんなんやったら予算常任委員会でもやろうかというのが合意形成やったと思っておるで、それでもマニュアルもなくてもええというんなら、そりゃ、そういう考え方なんやなと思っただけで、私は。

#### ○ 樋口博己委員

全体会へ上げる云々というのは、今諮ったのが合意の判断であって、議論の中で合意形成されたわけではないと思っていますので、私自身はね。議論の中で全体会へ上げるべきと私は思っていなかったの、それはそれぞれの考え方ですから。

ただ、しかしながら、私は全体会へ上げなくていいと思っていますが、川村委員が指摘したところは何らかの形で報告は必要だろうなとは思っています。その手法がどうなのか、僕はちょっとわかりませんが。

#### ○ 川村幸康委員

だから、その報告の場が予算常任委員会の全体会でも上げれるぜという話で異論はなかったから、私はそれは合意したもんやと思っておるで、そこでそうしたら、いやいや、それは上げるべきでないという話があるんなら、それで私も、それならここで議論しようかという話やったけど。そういうことやと思うんやわ。そこがないで、一応一旦あそこで議論は終わろうかなと思って、収束したという話やでな。

だから、昼からもう一遍するでええわ。そうしたら、つくってきてもらうまで待つておらななきゃあない。

## ○ 樋口博己委員

採決はしましたので、これ、委員長も議論は終結というふうに宣言されましたので、一旦きょうのところは、これはここまでだと思っておりますが、委員長の采配の判断にお任せします。

## ○ 土井数馬委員

分科会長報告で、午前中に議論したことで、上下水道局と危機管理監のほうできちんと調整してもらって、その考え方を出してもらうような場合は、それは出すということで、あれは一致したんですよ。

そういう説明をすることには。全体会に上げるか上げやんかはそのとき諮っていないのであれですけども、今、樋口さんがおっしゃったようにどこかの場で上下水道局と協議したものの考え方を一つにして出してもらうようにというのは分科会長報告なんかで伝えてほしいなど。当然それなら答えて、予算常任委員会を出してくるだろうと思いますし、そこでまた議論があれば、いろんな意見があれば、そこで議論すればいいと思いますしね。

どっちにしても、全体会へ上げるのを、ここで否決しても理事会で多分全体会へ上がってくるだろうと思いますので、午前中言いましたように、上下水道局と協議してきちんとしたものをつくってくれるということだけは確約していただいて、分科会長報告の中でぜひそこは出してほしいなと思いますけど。

## ○ 早川新平委員

危機管理監にもう一遍。今、土井さんおっしゃったけど、きちんとしたもんをつくってきてくれるのやね、一応。さっき言うたで、つくりますって。

## ○ 森 康哲委員長

質疑、もう終結しているんですけど。

## ○ 川村幸康委員

委員長、そうすると、さっきの委員長の分科会審査の流れの中での確認事項と議論というのは連動してくることやもんで、質疑は終了しておると言うけど、その結果はプロセス

を経て判断、判断、みんながしてくるわけやで、そうするとマニュアルができていないかという話を聞いたときに、今すぐできているのか、本来ならできてあるべきもんやけど、できていないのなら、予算常任委員会までまだ時間があるので、そこで上下水道局と調整してつくってきてくれという話は、そういう審査をしておるわけやで。

○ 森 康哲委員長

では、委員長として確認しますが、そのマニュアルを予算常任委員会全体会審査の前までにつくって提出することはできますか。

○ 加藤危機管理監

上下水道局と連携しまして作成させていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員長

確認がとれましたので。

○ 村山繁生委員

その資料に、配備内容でほかに設置マニュアル、応急給水場所を囲むカラーコーン、残塩測定器等を合わせてセットするというふうにもう書いてあるわけやわね。これがもしそんなの書いていなくて、先にもうできておるよと言いながらできてないと言うんやったらこれは問題やけれども、これから予算を認められて、合わせてこれを配備するということやもんで、これであかんわけですか。

○ 森 康哲委員長

運用マニュアルはそこには記載されていないので、こういうものを配備するというだけで、これをじゃ、誰がどういうふうにするか、どの責任において使うのかとか、そういうのが上下水道局とのすり合わせがされていないということで、マニュアルの作成が求められていると思うので。それが上下水道局とすり合わせが、そこが要るということです。

○ 川村幸康委員

それを示す場所がそうしたらどこにあるんやという話をしていたときに、予算常任委員



会の全体会です話でしょうと私は思ったもので。だからその合意形成と、またそれは細切れにして、全体を見ずに全体会へ上げるか上げやんかという判断とか、ここで意思の疎通がなかったというところがあるのさ。そうやろう、私はそこを言うておるわけやんか。

本来ならそれは全体会に上げるべきかどうかという判断じゃなくて、そこはもうある意味合意がとれておると言うておる人間と、いやいや、それとはこれとは別やという話では、ややこしいなと思っておるの。

○ 樋口博己委員

それぞれの思惑。

○ 川村幸康委員

そう、思惑であるでな。

一遍昼食いましょうに。

○ 森 康哲委員長

じゃ、その確認だけとらせていただいたということによろしいでしょうか、マニュアルを作成すると。

○ 村山繁生委員

この休憩時間にできやんの、上下水道局と。上下水道局ではマニュアルもある程度あるのと違うの。

○ 森 康哲委員長

その確認も含めて、この休憩時間を活用して、また報告願います。

再開は午後1時半からとします。

12 : 35 休憩

---

13 : 32 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

危機管理監のほうから発言を求められておりますので、発言を求めます。

○ 加藤危機管理監

午前中の質疑におきまして、停電時における応急給水栓の活用についての答弁に関しまして、大変申しわけございませんが、訂正のほうをさせていただきたいと思えます。

先ほどの答弁のほうでは、応急給水栓は停電時に活用するというふうにお答えしたんですが、上下水道局に改めて確認をいたしましたところ、停電時において応急給水栓の活用ということは想定していないということでございましたので、大変申しわけございませんが、訂正をさせていただきたいと思えます。

○ 森 康哲委員長

そうすると、給水車での対応ということで。

○ 加藤危機管理監

原則給水車の対応ということでございます。

○ 森 康哲委員長

今の危機管理監の発言で今までの審査の中での採決に大きくかかわることだと思うんですが、このまま採決どおりにするのがいいのか、一事不再議の原則について一度皆さんに諮りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

議事の進行上、二つ問題提起して、終わりたいと思えます。

一つは、私が賛成したのは、停電時でも使えるんだったら、この間困ったで、ええことやなと思ったけど、それなら対応マニュアルがあったらと思ったで聞いたんや。だけど、それが無いということね。

私は上下水道局から原則給水車と聞いておったもんで、停電時に新たにこれは上下水道局のほうで対応マニュアルをつくられたのかなと思うておったもんでね。聞くと、さっき

休憩中に都市・環境分科会のほうは何もなく通っていったと言うもので、マニュアルはと言ったら、いや、そんなにも審査なかったと言うもので。俺らのほうでは、停電時に使えるという説明あったよという話をしたら、停電時は原則給水車やでという話で、ということな。

だから、そういう意味では、採決の判断で私は反対せんのは、停電時に使えるということでの賛成やったということの意見表明と、それから、もう一つは、これは議員間討議なんですけれども、もう繰り返すことができやんという話もみんなされておるんやけど、実は分科会長報告に書きようがあるのかなと思って。

議論の流れでいくと、当局側が予算常任委員会的时候にもう一度マニュアルを出すでというところで議論は終えておる中において、分科会長報告はそうやって書かざるを得んと思うんですよ。そやのに、分科会ではマニュアルも確認せんと全体会へ上げるんは賛成少数でなったという、どんな分科会やったんやという話は、私は個人的には感想として持っているんだけど、それはあるがままの分科会長報告を書くしかないなと思っておるもので。ただ、皆さんがそこを全員が合意をとるって、いやいや、それはちょっとおかしいなという話になるかどうかは、もう終わった話として見るかどうかだけを問題提起だけさせていただきます、あとは委員の皆さんの判断でやってもらえればなというふうに思っています。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員長

樋口委員、いかがですか。

#### ○ 樋口博己委員

川村委員が問題提起したのは、一つ目の答弁の間違いがあったという。

#### ○ 川村幸康委員

答弁に間違いがあったとは思っていないけど、説明によって判断って変わるで。従来の使い方やったら、私は賛成できやんなと思っておったんやけど、停電時の小規模災害で使っていただけなら。

○ 森 康哲委員長

ちょっと確認します。今から議員間討議でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員

それこそ使えるんならいいなという思いで、判断って採決をどうするかという方向性というのはそこで決めますやんか、自分も、やりとりの中で。そうすると、大規模災害ならこれは余り活用できやんけど、小規模のそんな困ったときやと、あったほうが便利やなと思う部分で私は賛成したということです。

○ 樋口博己委員

そうすると、説明いかんによっては、最終的な判断として反対の可能性もあったんじゃないかというような問題提起ですか。

○ 川村幸康委員

そうです。本来なら、それがなければ反対やったわな。逆に言うと、意見としたら、停電のときなんかでも使えるような対応マニュアルがあるのやったらええわなという言い方に変わったと思うんやけど、私は、これをやるに当たっては。

ただ、そうすると水道局の部署も、例えば羽津で停電しておるで来てくれ、応急給水栓で出してくれ、いやいや、富洲原や、水沢や、神前やっていうときに現実対応マニュアルができるのかなと思ってさ、小規模で。風で線が切れてぷんというのは、部分部分でようけ停電になりましたやん、この間も。全然切れておらんとところとついておるところと。そこに対応するとなると、相当エネルギーと、本当に人件費の予算も要るし、だけど、これを配備していくとなれば、それこそ公平感と平等感を持ってどうやってやるのやろうとかさ。この間みたいな風水害は、小規模はこれからもあると思うんやわ、異常気象多いで。そうすると、風台風が来たときにはどうやってやるんだらうなと思うと、ただ、そういうのには効果があると思っておるんや、これ、小規模の災害には。そこは皆さんも共有できるんと違うかなと思っておるんだけど、俺はね。

○ 森 康哲委員長

ちなみに、昨年の台風の影響の折の羽津北小学校と羽津中学校の停電のときには、給水の対応はしていないということでした。これは上下水道局で確認しました。

○ 村山繁生委員

その停電時の、そういう使える使えやんの答弁の違いはあったかもしれませんが、もともとこの議案で提出されている目的が大規模地震による災害においてということ云々がずっと書かれてあるわけやで、そういったことに応急給水栓で、より身近なところで各地区市民センターを中心に、そうするとそれは接続キットというのはそこにセンターに置いて、自治会がそういうのを使うようになるわけですから、別にそれは停電時に使えやんのやったらだめだとか、それはちょっとおかしいなと私は思います。

○ 森 康哲委員長

いいか悪いか判断する材料となる答弁……。

○ 村山繁生委員

そこで判断するのは、僕はおかしいなと思います。

○ 森 康哲委員長

答弁が大きく違っていたので、訂正を求められて。

○ 村山繁生委員

違いはわかりましたけど。

○ 森 康哲委員長

個々の議員の判断がそれによって変わるのであれば、一事不再議の例外ということ。

○ 村山繁生委員

そこをとって判断するのは、私はおかしいなと思います。

○ 樋口博己委員

議会の手続のルールとして、一旦採決をして、一つの結果は出たけれども、答弁の趣旨が違ったと、そういうことなら判断が違ったよという、意見ですよ、今。

○ 森 康哲委員長

そうです。

○ 樋口博己委員

それによって、手続上もう一回採決するとか、そういうことは可能なんですか。

○ 森 康哲委員長

一事不再議の原則の例外というのがあって、委員会の中で合意がとられた場合にもう一度審査をやり直すというのが。これは確認をとらないかんですけども、きちっと。もし分科会でそういうふうな合意がとれば、休憩をとって確認をした後にそういう運びになると思うんですが。

○ 樋口博己委員

そういう手続だということで、手続としては確認しました。

その答弁の意味が違うという話であるならば、それこそマニュアルをきちっと提示いただいた上で判断したほうが、全体会じゃなくて、この分科会で判断するほうが、議論としてはスムーズなのかなと思いますね。私の意見です。

○ 川村幸康委員

それで、樋口さん、私が提案したのは、上下水道局もあることやで、災害マニュアルの対応が今確認したときにはないと言ったんやで、そういうのは想定をしていなかったと言はんやで、そうしたら、やっぱりそれは予算常任委員会ぐらいまでに準備してきたらどうですかということ言うただけで、問題があったで予算常任委員会に上げろと言はんじゃなくて、限られた時間の中でこの分科会もやっている中でいくと、すぐやれと言って、すぐつくれるわけもなし、上下水道局も審査をやっておって、お互い協力して。ないんやでさ、今。ゼロからつくらなあかんやつだったら、それぐらいのときに報告してくれたらえ

えんと違うかと。

ただ、予算としては通すけれども、そのときにマニュアルの対応の中で、そうしたら、こんなときに使えたほうがええ、こんなときに使えたほうがええと提案はできるわけやで、それで、議事進行上どうですかという思いもあったもんでな。

ところが、それでもう私は合意形成が得れたと思ったのにもかかわらず、全体会に上げないってなったもんで、そうすると、何も異議なかったという話ではないなと思っておるもんで、確認がとれやんだで。そこらは議員同士だとわかり合える話の世界やもんでな、議会手続もあるんやけど、手続以前の問題やもんでな。そんなん載っていないやん、理事者の答弁が変わるといふのは、議会手続にもね。

だから、それはどうやって思うけど、私は議事進行上もう一遍全体会に上げられるような余裕があるんなら、それはある程度みんなに説明をして、全体会に上げられるようなことをしたいなとは思っておるところがある反面、さっき提案したのは、分科会長報告は物すごく書きぶりが、全然文脈がおかしなるよねという思いはあったんさ。実際に、あの決を見てね。

あの答弁からいったら、全体会に上げていくという話で聞こうかという話やったのに、いやいや全体会にも上げやんという話になると、ここの分科会の中ではどういう審査があったんやと尋ねられたときに、どうかなという個人的な思い。だけど、もう委員長にお任せしますという、げたは預けましたということや。

## ○ 樋口博己委員

私の捉え方としては、確かにマニュアルはないということは、私も必要だと思っています。それが全体会までにといふのは言葉のあやかどうかわかりませんが、今の時点では示すことはできないけれども、後ほど何らかの形で示してそれを確認すると、それを担保した上で採決をするんだというような認識でしたもんで、全体会で議論するということを担保というふうにはとっていなかったもんですからね。

## ○ 川村幸康委員

それであれなんやけど、そうすると、結局上下水道局と危機管理監で決めてくることやもんで、他部局にまたがる議論からすると、議会の仕組み上、全体会審査でそれは別に決をとらずに上げられるということもあるのかなというふうに思っていたもんですから、そ

れが全然ここ単体でやれるんならそんでもええけど、これ、私らの作用によって都市・環境分科会も開いてもらわなあかんことやもんで、その対応マニュアルはないんでね。そうすると、こっちは作用で言うておるけど、向こうは聞いていないという話やで、それは俺らだけ納得してええという話にもならんかなと思うと、そういうやり方が議会の仕組み上はあるかなと思って。そこだけですわ。

#### ○ 樋口博己委員

全体会云々と諮るときに僕は発言させてもらいましたけど、事業そのものをゼロベースで議論し出すと、また、今までの議論がわからない方がそういう議論から始まるので、最初に提案したのは、例えばマニュアルに対して、ここはもっと不足じゃないかとか、こういうふうにしていくべきだとかという議論をするという、限定というとあれですけど、その議論をするために全体会という話であれば、私も理解、同意できるんですけど、もうゼロからやろうやないか、他部局にまたがるからゼロからというとちょっと、我々の議論は何やったのかなってなりますもんで、その辺でどなたかが、いやいや、そういう制限をつけるものではないというふうな発言もありましたので、そうすると私も賛成できないなということなんですよね。

#### ○ 森 康哲委員長

今の議論は、訂正に対して一事不再議の原則の例外でもう一度審査をやり直すかどうかをどうしましょうということなので、そうすると、樋口委員はどういうふうな。

#### ○ 樋口博己委員

ただ、もう一度議論したところで、マニュアルがないので、そこには踏み込めないで、そのマニュアルを確認する場面が必要なんだろうなと思っています。今のまま議論しても、そんなに余り建設的な議論はできないのかなと思っています。

#### ○ 森 康哲委員長

そうすると、全体会に上げて、そこで確認すると。マニュアルを確認する場をつくると。

#### ○ 樋口博己委員



それで、ゼロベースで議論してしまうと、今までの議論がなくなってしまうので、もし全体会で議論するというのであれば、マニュアルについて。

#### ○ 川村幸康委員

当然そうやで、分科会長報告に載った上で、その上にマニュアルのことについての議論ということになると思うよ、最終的に。

ゼロベースという意味が余りちょっと俺はようわかっておらんのやけど、要はマニュアルについて議論していくということ。だから、賛否のときに、この配備については否定はしないけれども、マニュアル云々がないんやで、出せと言ってもないもの出せやんで、それなら限られた時間で効率よく審査しようと思うと、他部局にまたがることだしということで、対応マニュアルのことについてはできるのかなと思って。それだけですわ。

#### ○ 森 康哲委員長

議論の中で、全員の委員さんの発言の中で、この議案に対して反対するものではないというのは合意されていると思うんですわ。必要性は認めていると、ただ、マニュアルのところ今議論が足りなかったと、それで理事者からの答弁が一部違ったところがあるので、そのみについて、やはり議論をもう少し深めたらどうだと。判断が変わる部分もあるでしょうから。

#### ○ 早川新平委員

今いろんなご意見をいただいて、堂々めぐりやで、私は、例えば全体会という日数を確保する。そこで部分的なマニュアルについての部分を全体会でやるやらんを、そこはできるんと違うんかな、賛否は。

私の意見は性善説で、つくりますと言うておったで、それをよしとして全体会に上げなくてもいいという判断で落ちついたわけや。だけれども、マニュアルがないのに云々という川村委員の言うこともごもつともやし、それから、委員皆さんが自分なりの意見を持って挙手を、全体会に上げる必要ありなしってしたんやな。

だから、理事者側の答弁が変わって、今、ここでもう一遍審議をやったってマニュアルがないので、そうしたら、全体会に上げるのは、先ほどは少数で上げないという決になったけれども、もう一遍全体会でやるかやらないかというところだけとることはできやんの

かな、事務局、その一事不再議の例外で。

○ 森 康哲委員長

それも含めて確認なんですけれども、ここで皆さんの同意がとれれば、休憩をとった後にその判断をしますので、提案をしていただければありがたいです。

○ 早川新平委員

その提案は僕はしたいし、だから、今の状態でもう一遍審議をやるといったって何もないので、要は今、全体会へ上げるか上げないかというところなので、総論は。だから、それは方法論としてできるかできやんかという。委員長にお任せをするし、提案してください。

僕が提案せなあかんの。

○ 川村幸康委員

私ら初めから提案しておったんやで。

○ 早川新平委員

再度全体会に上げる上げないかということ、採決というのはね。

○ 森 康哲委員長

違います、確認なんですけれども、採決はもう済んでいますので、そこには及ばんと。採決には及ばないけれども、先ほど早川委員のほうから提案があったのは、全体会に送るか否かというところだけ再度お諮りするということで、一度休憩をとって確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

では、暫時休憩いたします。再開は午後2時5分からとします。

○ 森 康哲委員長

それでは、休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

先ほど危機管理監より、応急給水栓についての答弁の訂正がございました。これを受けて確認をいたしましたところ、これが採決に当たっての事情変更であると認められるならば、全体会送りの採決においても再度諮り直しをすることができるということで確認がとれました。

そこで、皆様にお諮りをいたしますが、先ほどの答弁の訂正を事情変更として、再度全体会送りの採決を行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

では、再度全体会送りの可否について採決を行いたいと思います。

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費中、地域応急給水栓配備事業費について、全体会へ送ることに賛成の人、挙手を願います。

○ 村山繁生委員

ちょっと待って。送るのにやっぱり条件をつけたいんですわ。単なる普通の、他部局にまたがることはわかりますけれども、単なる全体会へ送るじゃなくて、これはあくまで、これはこれで可決された上で送ることであって、何が問題かという、川村さんが言われるのは、マニュアルのことが問題やという。だから、そこでまた皆さんで議論すれば、もっと建設的なマニュアルの運用方法もまた皆さんから意見はもらえるかもわかりません。それはそういうこともあるかとは思いますが。

ですから、この議論を本当に、樋口委員の言われるように一からやるんじゃなくて、その、これはあくまで必要なことだから認めるけれども、その運用方法についてのみ議論しましょうというんやったら、私はもうこれ以上反対しませんけど。普通の全体会やった

ら、私は反対します。

○ 土井数馬委員

私も同じような意見なんですけど、どうやってするかですけれども、方法論やと思うんですが、分科会長報告で全部の審査をずっと読んでいってもらって——今は全部読まんのですね——ただし、このものについては、こういうふうな条件で全体会に送ってはどうかという意見があったというようなまとめ方で送ってもらうか、それで、また理事会が開かれますので、理事会でその決定をしてもらえば、そこから委員長が諮ってもらえるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はちょっとうまく工夫してもらえないかなと思います。

○ 森 康哲委員長

そうですね、分科会長報告にその部分を特だしで書かせていただいて、読み上げるなり、確認がとれるように表記をするというのと、先ほど言われたように理事会でその部分を担保していただくという条件で全体会へ送るということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 森 康哲委員長

全会一致でよろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

全会一致じゃないけどな。あくまで、別にもうええと思っておるで、賛成多数にしておいてください。

○ 森 康哲委員長

賛成多数で全体会送りとさせていただきます。

ちょっと先ほどの全体会に上げる上での理事会というところの部分なんですけれども、調整会議ということで訂正をさせていただきたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、進めたいと思います。

議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

○ 森 康哲委員長

次に、議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費についてを議題といたします。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 真弓危機管理室長

それでは、議案129号平成30年度四日市市一般会計補正予算のうち、危機管理監分についてご説明申し上げます。

予算書では30ページ、31ページになりますが、予算常任委員会資料にてご説明いたします。

タブレットにおきましては、最初に戻っていただいて、06、予算常任委員会、17の平成31年2月定例会議会、02、補正予算資料（部局別）、02、危機管理監の2ページとなります。

補正をお願いいたします住宅等耐震化促進事業につきましては、昭和56年以前に建てられた木造の住宅への無料耐震診断や、耐震性のない木造住宅への補強計画費、あるいは補強工事費、除却工事費に対して補助を行うものでありまして、補正内容といたしましては、

木造住宅等の耐震補強工事などにおいて、当初予算の件数より実施見込み件数が下回ったため、当初予算の2億1926万6000円に対しまして、補正予算額として9194万1000円の減額をお願いするものであります。

説明は以上となります。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、挙手にて発言願います。

○ 樋口博己委員

これ、そうすると、平成30年度でおよそ耐震化率は何%になる見込みなんですか。

○ 真弓危機管理室長

90.9%の予測となっております。

○ 樋口博己委員

この5年間の計画で95%を目指すんだと思いますが、平成30年度末で90.9%というのは、計画どおりの数値なのかどうなのか。

○ 真弓危機管理室長

95%達成に向けての推計値ということで90.9%、ほぼそのような係数になっているかなというふうには思っています。

○ 樋口博己委員

平成30年度末で90.9%というのは、計画どおりの数字ということでいいかどうか。ちょっとわかりにくかったので。

○ 森 康哲委員長

予算の執行率からいうと、予定どおりとは思えんよね。

きちっと答えられますか。もし答えられないのであれば、また時間とりますけど。

○ 成田危機管理監技師

この耐震化率の数字ですけれども、平成25年度時点での住宅・土地統計調査の数字をもとに、平成32年度に95%を達成するために必要な数字ということで推計で出しております。95%達成に向けて、今この数字どおり達成するようにしておるんですけれども、平成30年度のまた住宅・土地統計調査がございます。その結果が出次第、またちょっと修正が入るかと思います。

○ 森 康哲委員長

ダイレクトな答弁になっていないので、予定どおりかどうかだけ確認をしたいんですが。

○ 真弓危機管理室長

先ほども答弁させていただいたとおり、平成30年度の統計数字が出ないと、ほぼ確定数字というのは出てこないというところでありまして。平成25年度の国勢調査に基づいて95%を達成するまでの推計数字をあらわしているというところで、実際に、本当に達成しているかどうかというのは、また今度の国勢調査を待たないとわかってこないというような状況でございます。

○ 樋口博己委員

要するに平成25年度の数字じゃなくて平成30年度末の新たな数字に対してパーセントを出すという話なんですけど、そういうことを聞いていなくて、平成25年度の数値がありますよね。分母があって、それに対して平成32年度の95%を目指して事業をしていますやんか。その過程の中で平成30年度末が、当初の計画どおりが90.9%でいいのかということを知りたいんです。平成30年度の新しい分母は聞いていないです。平成25年度の数値に対してどうなんですかと聞いているんです、僕の聞き方は。

○ 真弓危機管理室長

申しわけありません、そこまでの数字というのは明確には出ていないと。平成25年度の推計値に基づいて、平成32年度までに95%というのは出しておりますので、その年度年度にどれだけ達成できているのかというのは持ち合わせていないというところでございます。

○ 樋口博己委員

5カ年ですよ。5カ年あって、その中間の数値は見ないという意味ですか、それは。だって、90.9%耐震化ができていてという数字を言われるのであれば、平成25年度の分母は変わらなくていいと僕は言うておるんです。だから、平成32年度に95%を目指して事業を進めているのであれば、別にそんな数字って出るのと違いますか。出やんのですか。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

済みません、5年に1回の統計調査がございまして、最新のものは平成25年度、その平成25年度のものが平成27年度ぐらいに調査結果が出てくるんですけども、その時点で前回、平成20年度調査の際に目標としていたものよりも、平成25年度調査は低かったという結果になっています。

その平成25年度調査が出た結果、今度また平成32年度に95%というような目標をつくっております。先ほど申し上げた90.9%というのは、5年間で平成32年度95%を達成するに当たり、こういう推移でいくと達成ができるという推計値を申し上げたということでございまして、市の事業だけで耐震化率が向上するものではなくて、ということになりますので、あくまでも推計値ということで申し上げているということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、5年後の目標があって、その途中経過の達成率は見ないというふうに聞こえてしまうんですけど、5年間のうちの途中経過で達成しているのかどうなのかを聞きたいんですけど、その数字が出ないという意味ですか。その途中経過の目標は持っていないという意味ですか。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

結果としてわかるのは5年ごとにしかわからない。目標としては、それを達成するためには何年度に何%というふうにはしておりますが、年度途中において、その結果というのはわからないということになるかと思えます。

○ 樋口博己委員



毎年毎年の目標数値というのは持っているんですよね。それはないという意味ですか。平成30年度の耐震化率の目標があって、それが90%であれば、今答弁いただいた90.9%であれば、目標よりも上乗せになっていますという話なんだろうけど、平成30年度末の目標数値というのはないという意味ですかね。あくまでも5年サイクルなので、途中経過の目標は持っていないという意味ですかね。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

5年間のものを達成するに当たっては、例えば平成30年度ではこのパーセントという推計をしているということをごさいます、目標としてはありますが、その結果を判断できるのが、5年ごとの統計調査で結果としてわかるということしかないので、統計調査の間の結果は、随時リアルタイムではわからないということをごさいます。

○ 樋口博己委員

その90.9%というのはどこから出たんですかね。今の説明だと、統計調査が出て2年後に検証するときちっとした数字が出て、結果として達成したとか達成しなかったというのがわかるという説明だったと思うんですけど、そうすると、今答弁された平成30年度末で90.9%とされるという数値というのは正確性に欠けるような気がするんですけど。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

その5年間の目標を達成するに当たって、各年度はこういう形で推移をすれば達成されるという推計値ということをごさいます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうしたら、90.9%というのは、平成30年度に達成しているだろうと思っている数字だということ、そうすると、今耐震化率何%というのはわからないということですか。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

済みません、5年ごとの統計調査結果をもって判断をするということです。

○ 樋口博己委員

そうなる、90.9%というのは何ら根拠のない数字ですよ。後になってみやんとわからんと言われると、今年度の事業が減額補正されていて、それで90.9%になっているだろうというのは、なかなか事業の効果というか検証が、5年たたとわからんという話ですもんね。それがちょっとよくわからんのですけどね。

○ 小森危機管理監政策推進監・室長補佐

済みません、国、県、市の協調補助で耐震化の事業を進めているわけですが、そのほかにも個人で壊される方もみえますし、建てかえられる方もみえますし、これが全て、全体としての耐震化率にどれだけ影響してくるかというのは、ちょっとはかるのが難しいところかなというふうに思います。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうしたら、だから、90.9%というのは別に、実態のない数字だということですよ。多分この数字だろうなとか、95%を達成するために今年度末は90.9%なければいけないという数字を言われただけで、耐震化率何%ですかと聞いた答えとしてはふさわしくないということではないですよ。

○ 真弓危機管理室長

樋口委員の言われるとおりだと思っています。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうしたら、もうここでこの議論はやめておきます。

そうしたら、家具固定の事業を進めていただいていますけれども、これは単年度で何件やるとか、目標に対して今年度で達成できたとか、そういう数値というのは持っているんですか。

○ 真弓危機管理室長

当初予算で70件というところだったんですが、実績見込みとしては105件として今のところ考えております。

○ 樋口博己委員

これは、増加傾向だというふうに捉えていいのか、その辺はどうでしょうか。

○ 真弓危機管理室長

年度によっては幅があるのかなと思っていますが、昨年度と今年度については増加傾向にあるというところではあります。

さきにご答弁させていただいたとおり、申し込み方法を少し改善させていただいて、それによる効果が出ているのかなというふうに判断しています。

○ 樋口博己委員

わかりました。じゃ、引き続きまた来年度も予算がついていますので、しっかり啓発、推進いただいて、事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他にないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るべきものはございますでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

次に、議案第125号工事請負契約の締結について「総合防災拠点整備工事」を議題といたします。

議案第125号 工事請負契約の締結について 「総合防災拠点整備工事」

○ 森 康哲委員長

本件については、議案聴取会において資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

質疑がございましたら挙手にて発言願います。なしでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

じゃ、質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第125号工事請負契約の締結—総合防災拠点整備工事—については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第125号 工事請負契約の締結について—総合防災拠点整備工事—について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

これにて危機管理監所管の議題は全て終了しました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆さんはしばらくお待ちください。お疲れさまでした。

それでは、総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶を願います。

## ○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。長時間ご苦勞さまでございます。

以前議案聴取会のほうでご請求いただいた資料を準備させていただいておりますので、本日は担当のほうから説明させていただいて、審議のほうよろしく願いいたします。

## ○ 森 康哲委員長

それでは、議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算のうち、総務部所管部分についてを議題といたします。

### 議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

#### 第1条 歳入歳出予算

##### 歳出第2款 総務費

##### 第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第23目 諸費中総務課関係部分

##### 第4項 選挙費

##### 第5項 統計調査費

#### 第2条 債務負担行為（関係部分）

○ 森 康哲委員長

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、説明を求めます。

○ 清水総務部次長

総務部次長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、追加資料をご説明いたします。

タブレットの02、総務常任委員会、23、平成31年2月定例月議会、05、総務部（追加資料・2月27日提出分）、こちらをお願いいたします。こちらの4ページをお願いいたします。15分の4ページでございます。よろしいでしょうか。

こちら、川村委員から資料請求がございました紙の使用量につきましての資料となります。総務課で管理しております印刷室の高速印刷機の紙使用枚数を調べたものをご用意いたしました。

1の（1）をごらんいただきますと、庁内各課の印刷物のうち、300枚以上のものを地下の印刷室設置の高速印刷機で印刷するようにしております。

（2）の主な印刷物としましては、議案の資料でありますとか市民配布用の案内文書や通知文でございます。

（3）は過去5年間の事務用紙の使用枚数の推移でございます。

備考欄をごらんいただきますと、平成28年の2月からタブレット端末への議会資料の配信を始めておりまして、平成28年度からの本格運用となっております。平成27年度の使用枚数が363万5000枚ほどございまして、平成28年度には330万枚ほどとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林でございます。

I T 推進課の分の追加資料についてご説明させていただきます。

資料は、引き続きまして予算常任委員会総務分科会資料の5ページから7ページで掲載させていただいております。タブレットにつきましても、同じく5ページから7ページでお願いいたします。

まず、5ページの樋口委員のほうからご請求いただきましたA I（人工知能）等を活用

した庁内業務例の内容についてということで、委員からは、この五つのうちの5番のA Iによる保育所入所選考業務についてはわかりますが、ほかの四つについて内容のわかるものをということでございましたので、ここに説明書きをさせていただきました。

順に、1点目のA Iチャットボットサービスを活用した対話形式での問い合わせ対応ということで、このチャットボットという言葉がございまして、こちらチャット、会話という言葉と、あとボットはロボットですが、これを組み合わせた造語となっております。このチャットボットというのがA Iを活用した自動会話プログラムのこととございまして、これを使うことによりまして、市民が入力するテキストや音声に対しての問い合わせに對しまして、自動的に回答するということができる機能のこととございまして。

2点目のA Iによる議事録自動作成支援ツールの活用につきまして、こちらにつきましては、会議等の音声データを認識いたしまして、それをテキスト化していくという技術のことになります。従来のものに比べまして、単純にテキスト化した場合ですと、その翻訳率というか変換率が低いのですが、それをA Iを使いまして学習させることによって、またさらに飛躍的にその変換率が上がっていくということで、こういったことを検討していく予定とございまして。

3点目のA I—OCRを用いた申請書のテキスト変換というのがございまして、こちらもOCRというのがございまして、申請書等の手書きの書類とかをスキャナーで読み込ませてテキスト化していくということになります。

ここまでの従来なんです、これもテキスト化するときに変換率を向上させるということで、文字の認識率を上げるためにA Iのほうで学習させてやっていくという取り組みになります。

4点目、RPAを活用したテキストデータの自動入力というのがございまして。

RPAというのは、パソコンのマウスやキーボード操作、こういったものを行って定型的な操作を自動化いたしまして、その作業を代行させる機能のこととございまして。自動化させることによりまして業務効率を上げていくということになります。

一例として自動化の例も載っておりますが、本来であれば職員が手作業でやる作業を機械に任せるといったようなことになってございまして。

最後の5点目のほうは、書いてありますように、保育所の入所判定の選考業務ということとございまして。

続きまして、6ページになります。



6 ページは、谷口副委員長のほうからいただきました育児休業等取得職員用掲示板等構築事業についてということで、現在の職務情報の取得はどのように行っているか、それから、どのような職務情報が取得できるのか、それから、育児休業等にはほかにどのような職員が該当するのかということでご質問をいただいております。

この資料にありますように、まず1番目の現在の職務情報提供についてですが、こちらにつきましては、育児休業の長期休職中の職員へ、必要に応じまして四日市市トレーナー制度実施要領に基づきまして、その各所属のトレーナーが3カ月に1回を目安にその休職職員に情報を提供しているということになります。

それから、2点目のどのような情報を出しているかにつきましては、書いてございますように、このようなものがございます。

3点目の対象となる職員につきましては、育児休業取得職員のほか、こちらは人事課のほうとも協議いたしまして、介護休業取得職員を対象とするということで考えてございます。

続きまして、最後に7ページになります。

こちらは川村委員のほうから、統計調査について費用の内訳等につきましてご請求をいただきました。

今回当初予算として計上しております九つの調査につきまして、一覧のほうにまとめさせていただいております。

一例を申しますと、一番上の農林業センサスのことにつきましては、見方といたしまして、これは5年ごとに行う調査で、2月1日が調査期日になっております。所管が農林水産省ということですので。

事業費といたしましては、873万2000円を計上いたしておりますが、そのうちの9割近くを報酬ということで、調査員とか指導員の方にお支払いをしていると、その残りがあとは事務費ということになってございます。

調査の概要は書いてあるとおりでございますが、調査方法につきましては、こちらは抽出ではなくて、調査員が全ての農家を訪問して行う調査ということで、現在の四日市の対象としては6313軒ということになってございます。あと、2番以降もそのようにごらんいただければと思います。

以上で説明は終わります。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

○ 川村幸康委員

さっきの説明してもらったのでいくと、私の判断はわからんけど、紙の枚数のやつ、効果があったと思うか、なかったと思うか、どうやって思っておるか、このパーセンテージ。費用対効果という効率で見たら、タブレットを入れたお金とペーパーレスになったのとは結びつかんような気がしておるのや、俺、前からな。難しいな、答弁できやんか。感想でええわ。

○ 清水総務部次長

過去5年間の紙の使用枚数、特に議案資料なんか、そういったまとまった、多くの資料の場合は今この印刷室を使っておるんですけども、それを見ますと、タブレットの本格運用をしたところで30万枚以上の紙の枚数は減っておりますので、こと議案関係の資料としては減っておるのかなと、タブレットの効果はあるのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

金額ベースでいうとどれぐらいになるの、これで、知れておるの。だから、タブレットのお金と削減できた使用枚数でいくと。

○ 清水総務部次長

紙の購入金額といったご質問でございますが、年間およそ220万円ほど、紙のみを考えますとそれだけの費用が全庁的にはかかっておる状況です。

○ 森 康哲委員長

削減できた枚数を金額にすると幾らぐらいの金額になりますか。

○ 清水総務部次長

全体では紙の使用枚数自体が逡減しておるような状況でございますので、金額としては大きく幾ら下がったということではないかなと。

○ 川村幸康委員

何でこういうことを言うかということ、やっぱりペーパーレスというのは一つの環境なり、いろんなことの時代の流れなんやけど、私ら議会でやっている部分でいくと、タブレットも便利はええんやけど、より内容が充実するかどうかとか、審査が丁寧にできるかということ、なかなかタブレット、使いこなせていないもんで、紙ベースもやっぱり捨てがたいなと思うところが実は私は持っておって、やっぱりその検証がないと、なかなかもう一遍紙に戻してって議会運営委員会や各派代表者会議でも言いにくいもんで。そうやけど、実際に持って見て、こうやってやることのほうが審査もしやすいし、ええなって思う、私一人かもわからんけど。だから、そういう意味でいくと、導入したことによって、費用対効果が変わらんのやったら、紙で欲しい人間は紙でも欲しいって言うてもええのかなと思って、というのもあったもんでな。本当に効果があったかどうかはようわからんもんで、だから、理事者側のサイドのほうでも本当にタブレットを導入してよかったかどうかというのは、どちらの声も聞きたいなと思ってさ。日常の中で一遍聞いてみます。

それと、基幹統計の調査やけど、例えば農林業センサスというのと、農家というのと六千幾つと言ったけど、兼業農家も含めてみんな聞くわけ、これ。

○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林です。

兼業農家も含めて全て確認いたします。

○ 川村幸康委員

そうすると、これは何、相当なエネルギーということやな、そうすると。行って時間も都合も合わせてもろうて、そうやってするの。

○ 林 I T 推進課課長補佐

林でございます。

実際には調査員という方が大体30軒から40軒ぐらいの農家を受け持っていていただきまして、地区によりますけれども、1軒1軒訪問いただいて、高齢化いたしておりますので、場合によっては、調査票の書き方についてもご相談いただきながら進めていっているような状況でございます。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 樋口博己委員

A I を活用した庁内業務の内容ということで、これは当初からの5番の保育園の入所選考はあれなんですけど、ほかの四つで一番早期に導入を考えられるというのはどれなんですかね。

○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林です。

2番目のA I による議事録自動作成支援ツール、こちらのほうは比較的早く利用が可能かと思っております。

そのほかにも3番のA I —OCRとか4番のR P Aにつきましても、既に先行でやってみえる自治体がございますので、その辺の情報を収集して試行錯誤、早目に本市についても導入していきたいというふうに考えてございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、1番が一番いろんな窓口の手続についての問い合わせの対応で、いろんなパターンを蓄積しながら。これはやっぱり何か、そういうパターンを入力していった蓄積していくというイメージなんですかね。

○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

最初はロボットが答えるために、基本的な問い合わせの設問につきましてはテキストで情報を与えておいて、その後やりとりをいろいろその結果を徐々にどンドンどンドンとロボットに覚えさせていって学習させていくということで、この問い合わせ対応の精度が高まっていくわけなんですけど、この精度を高めるための労力を惜しんでしまいますと、やはりロボットも成長いたしませんので、そういった苦勞が要るということで聞いてございます。

#### ○ 樋口博己委員

館部長なんか、窓口の問い合わせって、結構いつも答弁で例として出されたりするんですけど、これ、イメージとしてはどうなんですかね。機械に相談者が話しかけて答えてもらうというものなのか、何かそんなイメージあるんですか。

#### ○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

物理的にロボットめいたものを窓口の、例えば市役所の1階の総合受付の横に置いて、実際に会話をさせるという方法もありますし、ホームページ上のところ、あるいはスマホ上でやりとりをすとか、いろんな方法があると思います。ですので、その辺をどれを入れると一番いいかというのをこれから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○ 樋口博己委員

ちょっとなかなか現実的なイメージが湧かんですけど、副委員長、ちょっと関連で質問していただくとありがたいんですが。

#### ○ 谷口周司副委員長

もう入っている自治体って結構ありましたね、この窓口の。そういったイメージでいいですか。

#### ○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

副委員長おっしゃられますように、こういった実証実験が2年前からですので、平成29年度、平成30年度、今年度にかけてやっているところがございますので、このチャットボットを使った自治体、数はあります。

ただ、まだまだ普及率とか、あるいは先ほど申しましたように、やってみたんですが、なかなかメンテナンスというか職員の負荷が大変ということで、いろいろ、早急にすぐに飛びつくとかそういうわけではなくて、検討が必要というふうに考えてございます。

#### ○ 谷口周司副委員長

私もいろいろ調べて聞いておいたら、やっぱり間違った案内も結構あるとか、結果まで求めるとなかなか対応できないとか、ある程度入り口の案内とか、そういったところまではできたとしても、結果まで求めるとなかなか難しいといういうことも聞いているので、ぜひいろんなところを調べてもらいながら、導入したはいいが、ちょっとうまくいかんかったでは困るかと思いますので、ぜひその辺はまた検討もしていただきながら、導入につなげていただきたいなと思っております。

#### ○ 村山繁生委員

ちょっと確認したいんですけど、この予算1000万円は、平成31年度は、あくまでこれは実証実験のための予算という認識でよろしいですか。

#### ○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

こちら1000万円計上させていただいております。具体的には五つの例を挙げさせていただいておりますので、この五つの事業につきまして、どういうふうになれば導入していかれるかという検討を早い段階でさせていただきまして、平成31年度の中で入れられるものにつきましては入れていきたいということで、大体先行した自治体の例は一つ当たり二、三百万円ぐらいかかるということも聞いてございます。ですので、この五つ、全部入れるかどうかは別といたしまして、1000万円ということで計上させていただいております。

#### ○ 村山繁生委員

わかりました。

これ、五つの例を挙げてもろうてありますけど、もっとそのほかにも行政主導じゃなくて、民間の幅広い自由な発想のもとにできることもあると思うので、そういった民間をもっと活用するということは考えてみえますか。

○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

委員おっしゃられますように、行政の中に閉じた世界ではなくて、民間からのいろいろな意見等も収集いたしまして、最近新聞なんかでも A I の記事は毎日、ない日はないぐらいでございますので、そういった情報を収集して、市民サービスを含めていいものを取り入れていきたいというふうに考えてございます。

○ 村山繁生委員

わかりました。これも日々日々進化していると思いますので、ぜひ幅広いところから情報収集していただいて、進めていただきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 樋口博己委員

今の 1 番のところで、資料で（総合案内窓口等）ってありますので、そうすると、やっぱり具体的な事細かい対応というよりは、こんな手続をしたいんだけど、どこへ行ったらいいかというような、全体の裁きから入っていくというイメージですかね。

○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

委員おっしゃられますように、まずは、まだ具体的なことは決まっていらないのですが、簡単などこに行けばいいかというところ、そういったものから進めまして、最終的にはもう少し深いところなんですけど、先ほど谷口副委員長もおっしゃられましたように、全て A I に任ずということはやはり難しいかと考えてございます。職員も入った中で、使えると

ころはA I でやって、あとは職員で判断するというようなことを検討してまいりたいと思っております。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。

これ、A I でまず総合窓口でとなくなっていますけど、職員もこれから、A I と直接関係はないかわかりませんが、転入転出のときの総合窓口とか、お悔やみの窓口とか、そういう横串の窓口で今結構やっていると思いますけど、これ、A I で一つ大きな裁きをした中で、これについては人が、職員がトータルで対応できるとか、そんなようなことをこのA I と人の、職員の人材育成も兼ねてやっていただきたいなと思うんですけれども、その対応というか、どうでしょうかね。

#### ○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。

いろいろ実証実験が全国でもされておる中で、いいところ悪いところ、やっぱり出てきております。

国のほうも実証実験を通じていろんな自治体で共通して使えるものをつくれればいいなという考えもあるみたいなんですけれども、今おっしゃられたように、全国どの自治体でも一つ標準的な機能があって、その先に今おっしゃられた四日市独自の、例えばお亡くなりになったときの手続については、市民課だけではなくて、福祉あるいは教育等々いろんな手続がありますので、それが総合的にご案内できるような、今紙ベースでは、既に市民課のほうでそういうサービスはしていますけれども、こういうA I を使ったサービスを通じてより使いやすいものにしていければ、そういう部分はやっぱり四日市独自版としてやっていける部分もあるのかなという印象を今は持っております。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員

まず、本庁舎でそういうシステムというか、できてくると、例えば地区市民センターにもこういうトータルな窓口があって、具体的な手続は、ある程度は地区市民センターできるとか、そんなことも、直接は地区市民センターは所管じゃないんでしょうけれども、職



員の体制、地区市民センターでもある程度の幅広い相談業務を受けられるような、そんなようなこともA Iとセットで検討いただきたいなと思います。これは要望で。

続けてよろしいですか。

○ 森 康哲委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

済みません、終わります。

○ 早川新平委員

紙の使用量についてもう一度お伺いしたいんですけども、平成28年度、平成29年度、これはタブレット、我々のところは配信のみになっているのやけれども、一昨年は12万枚ふえているのやな。年度によってはかなり差があるんやけど、これは何でこだけ差があるかというのは、検証とかされたことがあるのかな。

○ 清水総務部次長

平成28年度と平成29年度を比べてみるとというお話でございますけれども、増加の理由という分析等まではしていないんですけども、最近ですと、これまで外注しておったような市民の方に配布するような資料なんかを自所属で白黒で印刷しておるようなところもありまして、そういったところで逆に枚数が若干ふえておるところも、経費を抑えた結果、紙の枚数はちょっとふえておるようなところもあるのかなというふうには感じております。

○ 早川新平委員

それは皆さんが努力してもらってこういう結果になっておるので、それについて云々ということはないんですけども、タブレット配信したから、じゃ、かなり減ったよねというところは読み取れないんだよね。それはやっぱり年度によっていろんな発行の必要があったからということで、それにけちつける気は全くないんやけど、こうやってみると、B4というのはやっぱり少ないという、表から見ると読み取れますよね。

そのところはやっぱりこれはデータを出してということで、こういうことを出しても

らったんやけど、どっちの方向へペーパーレス化は行かなあかんのかもわからんけど、川村委員が冒頭でおっしゃったように、向き不向きというのはやっぱり私もあると思うんですよ。ペーパーのよさと、それから不便さとがね。だから、そのところはちょっと使い分けていったほうがいいのかなどという気は、意見ですけど、私はするんやけど、どういうことを考えてみえるのかなと、この表から分析できること、もし気づいたことがあったら。今、清水次長に答弁してもらったけど、年、年のいろんな必要性やわね。これ、読み取れることがあれば、教えてください。

以上。

## ○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。

まず、我々も随分前に公文書の電子化ということで、決裁そのものも電子決裁にしようという、いわゆる公文書管理システムを導入して紙の量を削減してきたという経緯があります。

その中で、資料を閲覧する方にきちっと伝えられる方法として、やっぱり電子ですぐれた部分がある。これは例えば動画とか、あるいはパワーポイントみたいなもので相手に自分の意思を伝えるとかという、そういう電子ならではの理解をさせる方法は、非常に電子はすぐれていると思いますし、もちろん紙でないとなかなか難しい部分、これはやっぱり我々職員側にもあります。

ですから、川村委員もおっしゃっていましたが、タブレット配信した資料が我々と議員さんの間で審議に、きちっとお互いの意思疎通があって使えて、審査が深まっていくような使い方ができるかどうかという視点で捉えていただいたら、紙がいいのか、この部分は電子でも効果あるよねというのはあって、一概にどっちがいいのかというのはなかなか難しいとは思いますが。

今は運用のほうで基本的には電子化して提供させていただいていますけれども、それは今後会議用システムの使い方も踏まえて見きわめていくものかなと、そういうふうな印象でおります。

以上です。

## ○ 森 康哲委員長

他にございますか。

## ○ 谷口周司副委員長

済みません、育児休業等の掲示板のところで資料ありがとうございました。

まず最初に、冒頭の文にも書いてあるように、復帰後もスムーズに職場環境に適応できることを目的としているってあるんですけど、現在の職務情報の提供は四日市トレーナー制度とって、ちょっとごめんなさい、私も知らなかったんですけど、トレーナーの方が3カ月に1回、長期休業の方に――これ、直接届けていただいているんですかね――提供しているというところがあったので、これが今の段階ではスムーズに職場環境に適応することができなかった、このトレーナー制度では、余り、復帰後スムーズに職場環境に適応できないという認識がまずあったということではないんですか。

ごめんなさい、私の聞き方が悪いかな。復帰後にスムーズに職場環境に適応できることを目的として、今回これが導入されようとしているんですけど、今の現在の職場環境、情報提供にはトレーナー制度があって、そのトレーナー制度によって今休まれている方に情報を提供していたと。でも、そのやり方ではスムーズに職場環境に復帰できなかったこともあったので、今回こういったことを掲示板を利用したほうが良いということになったということですよ。まず、そこの理解だけ、済みません。

## ○ 石川職員研修所長

トレーナー制度については、職員研修所のほうで要領を定めております。

その中で、実際、現場によって、所属によって違うかと思いますが、情報提供を3カ月に1回、おおむねという形で指示はさせていただいて、情報提供している状況です。郵送でしたりとか、あるいは育児の合間を縫って、せっかくだから顔見せてと声をかけてきていただくという場合もあります。

ただ、あくまでも育児休業等で、育児に専念していらっしゃるという状況がありますので、そうした中で、見たいときに本人さんが見たい情報を自分で取得できる環境をつくるのが一番ベストじゃないか、ちょっとした、夜でもいつでも見れますと。そういう状況をとるのが一番いいんじゃないかということで、今回導入をさせていただいた次第でございます。

## ○ 谷口周司副委員長

ありがとうございます。その職務情報の内容がここに書かれている契約とか人事とか、結構情報としてどこまで載せられるのかなというのがあったんですが、でも、結構重たい内容も載ってくるのかなと思うんですけど、これは、セキュリティー関係とかはどういうふうに。その方しか見られないようにはされるとは思うんですけど、結局画面上で見えちゃうと、後ろに誰がおっても見れるような、そういったセキュリティーのところはしっかりされているということによかったですか。

## ○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林です。

副委員長おっしゃられますように、セキュリティー面ということで、この仕組み自体につきましては、まだいろいろなことを考えてございますが、例えば端末を配付するとなりますと、配付いたしました端末でないと見られないとか、あるいはご自分のスマホを使って見る場合には、I D パスワード等を渡して見ていただくこととなりますが、基本的にはご本人様用の対応を主に考えておりますので、まさに後ろからのぞき見された場合というのは、これは正直なところ防ぎようがないところもございます。ですので、そこは職員ということで、職員の職務の一環として見ていただきまして、そこには秘密保持というか、そういった義務がございますので、その扱いについてはきちっと職員自身が責任を持ってやっていくということで守っていきたいというふうに考えてございます。

## ○ 谷口周司副委員長

この予算の700万円弱ぐらいのものは、どういうふうな形ですと、これは何をもとに見積もられているのか。

## ○ 林 I T 推進課課長補佐

課長補佐の林です。

こちら計上させていただきました700万円につきましては、従来市のほうがインターネット分離といいまして、もともと日本年金機構の問題がございまして、行政の内容はインターネットから分離するというような動きがございました。その分離する動きのネットワークを構築したところで、その構築したネットワークを流用して、こういうふうに休職職

員が使う場合にはどうすればいいかということで業者のほうと相談して見積もった金額がこちらでございます。

ただ、まだまだ今いいものが出てきてございますので、並行してもっとほかにいいものがないかということは議論して進めているところでございます。

○ 谷口周司副委員長

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

○ 川村幸康委員

何でもいいの。

○ 森 康哲委員長

はい。

○ 川村幸康委員

先ほどAIという話があったんやけど、AIは今始まったばかりやという話の中で、フレーズとしたら、人手不足の働き方改革やで、職員が例えば10人で回しておったんやと、AIを1台入れると5人削減できるという痛みのほうの話もあるけれども、その分5人どこかに手厚く回れるとか、そういうことでいくと、最初にやっぱりシミュレーションで考えておかなあかんのは、導入するとき、やっぱりこれ、今、調査費やでき、よう考えておいてほしいなと思うところが幾つかあって、メリットのほうで言うと、例えば私は24時間サービスはできるのかなと思うんや、機械やでな。そのかわり24時間そうしたらあれもこれもとサービスするのかなどという話もあるやろうし、あとは、この間なんかテレビ見ておると、部長やと英語もしゃべれるのか知らんけど、それこそ外国の人もふえてきておるで、外国人の人らも、それに対する対応は、そんな人を探して雇うよりも、これを置いたほうが活用はしやすいのかなとか思う。

あと、単純な行政手続の総務でやっておるような出生届からいろんなこと、それとあと

は税金やわな、一番の主眼は。税金を納めてもらうのにどうやって使うかということをもうちよっと考えて、開発したらよそに自慢できるぐらいのようなことを。今、国税庁、電子でやって源泉徴収やら確定申告もそれでやって、便利ええって芸能人はやっておるけど、市役所版でそんなのはできやんのかを研究してもらったほうがええかなと思う。

否定的なんやけどな、俺は、谷口さんとちがってコンビニやあんなところで、マイナンバーか、使って何かやるというの、余り俺、番号つけられたくないなと思っておる古い人間やもんであれなんやけど、ただ、やっぱり税金、銀行マンに来てもらって今振り込んでおるやんか。固定資産税やいろいろな事業所税やらも、全部毎月やったりなんかするのが、ひょっとしてA Iでこれ、物すごくこんなタブレットにでも入れてくれてこうやってやれると、ぽんぽんぽんってやるとええみたいなことがもっと丁寧に教えてもらうことができるようなことの開発を、費用としてはやってほしいなと思って。

余り枠にとらわれずA Iをどう使うかというのは市の職員さんでちょっと研究してきて。よそもあるのかわからんけど、あと何があるのかなというのは、まず想像力だけ膨らませてやらんと。俺は確定申告、むちゃくちゃにあの国税庁の開発したあれは、今まで事務所へ行って難儀して時間かかっておったのを思うと物すごく速いで、家のパソコンでできて。ああいうのもうちよっとA Iで使えるようなのが多分あるはずやでき、あつという間に広がるやろうで。それをさっきの災害の津波避難マップやあんなを3000万円かけてつくるのや、今度危機管理監は、また新しいマップをな。3000万円ぐらいやったわ。あんなのもう携帯の位置情報のところに落としておいてよという意見も出ておったぐらいやで、携帯で何かそんなんができたなら便利がええなと思って。そういうのを少しやっぱりちよっと、もし皆さんが一般市民でこんなんがあつたら便利ええなというのを最初にA Iの中で考えてほしいなと思って。俺は結構苦手やけど、使い方さえ教えてくれたら、楽やつたら使うタイプやで。

(発言する者あり)

## ○ 川村幸康委員

だから、そういう意味でA Iは可能性は多いんやで、やってほしいというのが一つ。

それから、もう一個は、総務部が人権のことをしておるで、プライバシーにかかわることの相談がこういうものにはしやすいというか、信用しておってもなかなか言いにくい悩

み、今やとLGBTとか、そういう問題の相談とかも、それから、子供のチャイルドラインやらあんなにも結構かかってきておるといのは、そういう人らの担当者から聞くんですけど、でも、もっとそれが便利になって電話で何かすると、よう音声ガイダンスでは今やられるけど、それをもう少しきめ細かに行政サービスの相談をそこで聞いてもらえるようなAIがあるといいのかなとか。

障害者の人らが困っておるとか、身体障害の人が困っておるとか、それから、あと今多いのは多分児童虐待。だから、それ部署が違うということじゃなくて、AIを活用してそういうことの可能性を探ってもらおうということは私は要るなと思って。あんなは大体問題になることといのは出しにくくて出やんもんで、もう少し出せたら未然に防げるということもあったりするところもあるんでね。

それと、もう一個は、つながるまでの情報のところに行かんのやわな、助けてもらえるところまでな、あれが。助けてほしいという。例えば、あの彼女の問題でいくと、あつたりなんかしておったけど、それがつながっておれば、人に言うてもあかんけど、逆にAIやと助けてくれるという場合があるわな。機械的に行くで忖度せんで、ひゅっと。お父さんにこんなのされておる、こんなのされておる、絶対にこうやってなればそれはあれやけど、そこに妙に人間の壁が入るとき、まあええやろうと判断したとか見解の相違やとかという話でなっていく部分。そういうものは逆にAIでは解決できるのかなと思うで、そっちの方向性を伸ばすようなことを私は今回期待するもんで、そういうのに。

だから、総務部で考えるとそんな部署は余りしやんで、それはよその島やで行くなという話になるとあかんで、児童虐待とか。そこらまで一遍考えて研究していただきたいということです。とりあえずAIのところは。もしコメントがあれば、そんなこと考えておったか、いや、考えていなかったでこれからやりますか、どうですか。

## ○ 内田総務部長

さまざまな観点からご提言をいただきました。ありがとうございます。

おっしゃるように、AI等を活用した行政サービスあるいは市民サービスというのは、無限に広がってくると思います。その中で、いかに市民サービスにつなげていくかというのが知恵の絞りどころで、今の一例にもございましたけれども、確かにこれから行政の中に来る相談業務といのは、一つの部署でなかなか解決できやんデリケートな問題が多いという認識でございます。

ですから、多角的にいろんな声を拾い上げて、例えば優先順位をつけて行政マンがぱっと動けるような、そういうところをA Iに分析させるとか、いろんなことが活用としては考えられますので、総務部の中でということこだわることなしに、全庁的な状況を見ながら、できるだけ多くの部署にA Iの活用を広げていくように努力していきたいと、このように思います。

以上です。

## ○ 川村幸康委員

だから、最初やでそういうふうの可能性をちょっと広げておいて業務をしてやってほしいなと思う。

ええか悪いかわからんけど、例えばよく頼まれたのが、担当課に頼みに行く市議会議員の業務は減るのかもわからんけどな、そういうことになると。例えばテニスコートをとってってくれてよう言われるんや。もう朝5時から並ぶとかさ、あそこの。それから文化会館も非人道的な今どきはないぞという、2日前から並ぶとかという話もよく聞いたやんか。今もそれやんか。

だから、あれなんかは、並ばなあかんのか知らんけれども、それも、やっぱりA Iでしゅっとするのかな。一遍決めてしまえば、殺生なという話やけど、A Iが決めましたやったらできるやん。人が決めると、またいろいろな横やりじゃないけれども、情が入ってできやんとかさ。あれなんかも逆に言うとそうしたほうが職員も負担が軽いんと違うかなと思ってさ。

この間テレビで暴動が起きる寸前やったと言うておったけど、プロ野球の前売りの前売りを配るのにな。ああいうこともA Iがありゃ、電話で入札頼んでぴゅっと受け付けて、そこからアットランダムでってぼっとやったら、ああ、しゃあないか、ついておったかなという話の世界やろうで。ちょっと水っぽなるけどな、機械的に。でも、結構市役所の業務の中にそういうのがあるやんか。いまだにこの時代でも並んで待っているって、それも一つの民主主義かわからんけど、そういうふうなほうにも俺はA Iはつけたらええんやろうなと思って。そんなことの想像力を持って対応してください。

以上で終わります。

## ○ 森 康哲委員長



他にございますか。

○ 村山繁生委員

選挙費のことで少し、毎年感じているかと思えますけど、投票率向上のためにはやっぱりいろんな施策が必要だと思います。

年々期日前投票が多くなっている中で、本市としての移動投票所の導入について見解をちょっとお聞かせ願えますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局の上村です。

今、村山委員から移動投票所についての見解ということでご質問いただきました。

全国的にも過疎地とかで投票所として運営していくことが難しいようなところにつきまして、期日を限って車などに投票に関する機材を乗せて一時的に移動して投票所を設けるという、移動投票所というのが実際に使われておるところがございます。

これにつきましても、過疎地といいますか人口が少なくなっていくようなところに対して一つの有効な施策として行われているところがございます。四日市市内でこの移動投票所をするというのは、いろいろな点でまだまだ検討する、四日市規模としてこの移動投票所が向いているのかどうかというところからまた研究等もする必要があるのかなというふうに考えておりますが、実際に大きなところで実施しているというところは少ないというものでございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

選挙に行きたくても行けない人も結構みえるので、それは都市部とかそんなの関係なしに。ショッピングセンターでやっている自治体も結構ありますよね、臨時的な投票所。それと、あるどこの都市だったか、会派で聞いたんやけど忘れたけど、全部が共通投票所になっているというところもある。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員

函館ですか。そういったことについてはどういうふうに思われていますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

まず、ショッピングセンター等で開設する期日前投票所についてですけれども、期日前投票所を開設するためには、二重投票を防止するための仕組みというのを設ける必要がございます。四日市の場合ですと、公共施設、消防署等に立てておりますが、これは市役所庁舎内のオンラインシステムを使って投票システムで二重投票しないように、一度どこかの期日前投票所で投票した方については、ほかの投票所ではもう既に投票済みという表示が出るような、そういう仕組みが必要となってまいります。

もしショッピングセンター等民間の施設でしようとなりますと、オンライン等の施設の設置が必要になってくるわけですが、これもセキュリティーを確保した上でそういった施設を必要とすることから、十分検討を必要とするものであるかなというふうには思っております。

当日の共通投票所についてもですが、これも自分の指定された投票所ではなくて、誰もが行ける投票所を設置するというのが共通投票所ですが、これも自分の投票所と共通投票所で二重に投票することを防ぐために、全ての投票所をオンラインで接続する必要がございます。その辺、技術的な点をもう少しクリアしていかなければならないのかなというふうには考えております。

○ 村山繁生委員

でも、現実にやっているところもあるわけですから、それはそれでまた検討してほしいなというのと、それから、一つ確認なんですけど、入院している方には、部屋まで持ってきて投票できるんですよね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

県の選挙管理委員会が指定した病院施設等におきましては、不在者投票という形で選挙管理委員会のほうへ投票用紙を請求していただいて、その施設で不在者投票をしていただく制度がございます。

○ 村山繁生委員

それは指定された病院だけの話ですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

県の選挙管理委員会が指定した病院施設等になります。

○ 村山繁生委員

そうすると、介護施設とか老人施設とか、そんなのはどうなんですか。そこらは無理なんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

介護施設等も県から指定された施設ではしていただくことができます。

○ 村山繁生委員

それはどういうすみ分けをされているんですか。指定された施設か、県から。

○ 森 康哲委員長

一覧表かなんかありますか。

○ 村山繁生委員

でも、ほとんどそういう施設は県の指定でしょう。特別養護老人ホームとかそんなのはみんな県の施設ですわね。違うんですか。

○ 森 康哲委員長

県の施設全てではないんでしょう。指定したところという。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

県の選挙管理委員会が指定した施設ですので。県の所管する施設というものではなくて、県が指定した施設ですので、特別養護老人ホームとかそういったところでも、県が指定したところでは可能ということになります。

○ 川村幸康委員

申請なん。県がしてくるの。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

施設等のほうから、うちの施設だったらできます、そういう対応がとれますということで県のほうへ申請をしていただいたところを、県が審査して指定をするというような手続の流れになっています。

○ 川村幸康委員

そうすると、申請したらほとんどなるの。ではないの。だけど、逆に考えると、1票に対する平等でいくと、申請したらできやなおかしいという話の世界なんやで。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

今、基準等、手元に資料がございませんので、はっきりお答えできなくて申しわけないですけど、病床数とかある程度の基準が、たしか施設の規模の、大きさの基準があったかと思えます。

○ 川村幸康委員

それは効率という面でか、何なんや。というのは、要は1票は変わらないで、例えば、500床であろうと100床であろうと200床であろうと、行けやんという状況、寝たきりとかという人らに、そこまで行きや投票できるよという話やと、なかなかそれ、今まで気づかんだけど、そういうことまで知らんだで、知ってしもうたらおかしいなと思って。500床はよくてとか、市立病院と県の総合医療センターはそうしたらよくてとか、そういうことになるの。わかっておるんやったら一遍教えて、それ。

○ 森 康哲委員長

投票するに当たっての基準というのがあると思うんですけども、例えば他の者が耳打ちできるような環境とか、代筆ができるような環境とか、そういうのがないような仕組みとか、そういうのはないんですかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

指定業務は県の選挙管理委員会なので、今ちょっと申しわけございませんが、はっきりわからないもので、調べさせていただきたいんですけども。

○ 川村幸康委員

事務が違うであれって言うけど、現実四日市にフィールドがあって、四日市の市民が投票するわけやで、県の業務と言えども一遍、私らも含めて市民が知ったら……。投票できない、病院でどういうところがあるのかというのは、一遍基準だけでも周知してくれると。

○ 森 康哲委員長

どういう基準で、今現在指定されているところの一覧表があれば出していただきたいんですけど。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

基準等を調べて、資料をご用意させていただくと、それから、今現在指定されている一覧表がございますので、それもあわせてご提出させていただきたいと思います。

○ 村山繁生委員

県が指定した施設やというふうに私、最初受け取ったんやけど、今、川村さんの質問の中で、申請すれば、そこで県が指定すればいいということ言われたけど、申請がまず基本になるわけですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

施設側としてそういった不在者投票をするような体制がとれるかどうかというのがまず必要になってまいりますので、それができる施設が県の選挙管理委員会のほうへ申請をしていただいた上で指定をされるというような流れになってまいります。

○ 村山繁生委員

では、初めから決まっているわけじゃなくて、あくまで申請に基づいて県が指定するという認識でいいわけですか。

○ 森 康哲委員長

その資料はすぐ出ますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

ちょっと戻ってご用意させていただきたいのですが。

○ 森 康哲委員長

10分程度で用意できますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

ちょっと確認をさせていただきます。

○ 森 康哲委員長

じゃ、ここで休憩をとります。

○ 樋口博己委員

その確認の中で、私も以前、県内の指定された病院は投票できますよというのは確認したんですけど、県外の場合はどうなのかもちょっと確認いただけますか。

例えば愛知県の病院に入院しているという方もみえると思うんですよね、四日市市民が。

以前確認したのは、四日市市民が鈴鹿の病院に入院している場合は、その病院が指定されていれば投票できますよというお答えをいただいたんです。今回私が確認しているのは、四日市市民が愛知県のがんセンターとか、愛知県の病院に入院する場合がありますやんか。その場合はどうなのかも。

○ 森 康哲委員長

郵送とかもオーケーだと思うので。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

愛知県の施設につきましては、愛知県の県選挙管理委員会が指定している施設であれば、四日市の市民の方がその施設に入院されている場合は、そこで不在者投票をしていただくことはできます。

○ 森 康哲委員長

じゃ、午後3時40分まで休憩します。

15：28 休憩

---

15：40 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど請求した資料が手元に一部配られております。これを確認していただいて、質疑のほうも進めたいと思います。

ちょっと選挙管理委員会のほうが不在なので、答えられる範囲でどなたかが答えられればいいんですけども。

○ 早川新平委員

じゃ、質問だけしてもいい。

## ○ 森 康哲委員長

できれば、先に違う質問を。選挙関係以外で、お願いします。

質疑ある方、おみえになりますか。

## ○ 川村幸康委員

A Iのところではそういう相談内容、人権教育・啓発推進事業費含めてあれさせてもらうんですけども、今のところ啓発事業ということでソフト的な事業に特化してずっとやってきている中でいくと、2年前にできた人権三法で——部落差別解消法と障害者差別解消法と、それからヘイトスピーチ解消法か——あの三つを個別具体的に役所の中に落としたときに何ができて、どんな施策を打っていくべきかというのは、それぞれ自治体でもやり出したところと、進んでいないところでかなりの差があるのかなと思うと、やっぱり行政として取り組む課題として、ここはやっぱりやるべきかなと思うんですけど、そういう意味でいくと、去年と、極端なことを言うと、平成14年の3月の法施行ぐらいからほとんど変わらん中でいくと、新たにどういった事業のところの芽を伸ばしてやっていくかということ判断してほしいなと思っておるの。

特に総務部としてやるべきところな。総務部が指導して、例えば教育委員会にこういったことをさせようとか、義務教育まではこういうことをきちっとせなあかんのと違うんかということと同時に、あの三法も旧の特別措置法を否定は全然してへんで、それをどうやってやっていくかということをもうちょっと周知も含めて、ハード事業もあるんと違うんかなと思っておると、やるべきかなということなんやわ。

答弁はええで、やっぱり今後そういう意味でいくと、設計図をもう一遍つくってほしいんや、構図というかな、計画図を。こういうことをすべきや、ああいうことをすべきやというのを。

私なりにはプランもあるしあれもあるけど、それやったらそういう決める会議体はやっぱりきちっと、意思統一する合意ができていくような会議体をまずつくるべきと違うかなと、周知も含めてやるんならな。

行政がようやっておる、ここにあるような何とか協議会とかそういうのも、推進事業の会議もやっておるのもわかるけど、それではないもう一個別のものをきちっと立ち上げて、行政内部でそれを整理して、そして、学識経験者なり、どんな人選をして、そこでやっぱ



りきちっと。特に総合計画を目立てるんやったら、それはやっぱりきちっと載せていくべきかな。

それと、今まででやらないかんとおっしゃって約束もあってやってきていない残事業もあるんやわな。そこをどういうふうに活用していくかということも含めて、ことし1年の中でそれは来年度の予算にはきちっと芽出しだけしていただくことが大事かなと。

わかりやすう言うたら、例えば大型共同作業場の跡地をどうするのやという話がずっと生煮えやわな。給食センターで候補に上がっておったけど、そのまんまやわな、あれも。そうやけど、あのまんまでええわけないしな、景観も悪くなるし。そうするとどうするかとかさ、それぞれにまだ行政課題としてはあるので、そこらをきちっとやってください。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員長

今、選挙管理委員会の上村さん、入られているので、その質問もオーケーです。

#### ○ 樋口博己委員

選挙ではないですけども、当初予算資料の情報化の推進についてということで、ウィンドウズ7のサポート終了云々とあるんですけど、これに伴って元号の改正への対応はこれに合わせてやるのか、別で対応されるのか、その辺教えていただけますか。

#### ○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林でございます。

この元号改正につきましては、今年度、平成30年度予算でそれにかかる改修につきましては計上させていただいております、3月末までに全てのテストを大体終わらせていただいて、4月1日で新たな元号が付与されましたら、それを1カ月間の間に最終確認ということでセットして、5月1日を迎えるというような段取りになってございます。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。段取りよくよろしくお願ひしたいと思ひます。

ウィンドウズ7のサポート終了に伴うということは、今年度末までにウィンドウズのOSを更新することなのか、本体が変わるのか、その辺はどうなんでしょうか。

## ○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林でございます。

このウィンドウズ7のサポート終了時期ということで、これが来年の1月14日になっております。平成32年1月14日。それまでに新しいOSということで、今で言いますとウィンドウズ10になりますが、この10のほうに置きかえるということになりまして、これを平成31年度の事業の中でさせていただき予定でございます。

ですので、新たな端末に変えるということもありますし、また、端末自身を一回で導入しておりませんので、ばらばらな時期で調達しておりますので、リース期間等が残っているものにつきましては、OSだけをウィンドウズ10に変えるという、グレードアップといえますか、こういうことをさせていただきます。

## ○ 早川新平委員

さっきから選挙、投票のあり方について、一連の質問が出ていたんやけど、四日市市って投票率を上げたい上げたいと言うんやけど、本当に上げる気があるのかな。

理由は、例えばうちのところの投票所というのはアプローチの道路が、清水次長はご存じやと思うけど、車一台ぎりぎりなんやわな。だから、新しい団地ができた人たちは怖いからもう行かないと。そうすると、期日前投票所があるんでそこへ行ってくださいと、あるいは投票所を変えるとすると、高齢者が……。旧のところには大概投票所はあるので、2年ぐらい前かな、三木さんが投票所の件で一般質問されておったけれども、現実地元としては20年以上前から何とかならんのかということも上げていても、全然改善はされない。小手先だけの、駐車場がないからって借りました。でも、地元の人には全然知らないとか。だから、その時代に見合った感覚、そういうところを、投票所を変えれば、旧に住んでおった車に乗れない高齢者の方が多いで、変わったら行かんとかね。

投票率を上げたい上げたいと言うんであれば、今一連の質問で出て、病院からはこういう形ができるって言うんだけど、私はハードの部分のおくれが非常にあるなと思ってます。それについてどういうふうなお考えかな。これはもう20年以上前から地元からはずっと上がっている話なんだけども。どなたが答えてくれるのか知らんけど。

## ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

投票所の施設ですけれども、今、早川委員からお話があったように、主に学校等の施設等ではいいんですけれども、地元の集会所をお借りしているようなところでは、なかなか投票環境のほうも非常にいいというようには言えないようなところも確かにございますが、地域の方の利便性とか過去からの歴史というようなこともあって、投票所をそういった形でこれまでも設置をさせていただいております。

投票区としての規模とか、その他もろもろのいろんな諸条件等をいろいろ検討して、可能なものについては見直しをというふうには思っているんですけれども、なかなかちょっとふさわしい施設があるかどうかとか、そういったようなことも含めて、新たな形での投票環境の対応というのがなかなか実際にできていないというのは認識しております。

ただ、どうしても厳しいようなところにつきましては、なかなか効果的に決定的なものではないかもしれませんが、先ほど委員のおっしゃられたように駐車場の整備とか、あるいは道路が細いので、投票の期間中は一方通行で皆様にご協力をお願いするとか、ちょっとそういうような形で現在は対応させていただいているんですけれども、それもなかなか周知ができないということでもありますので、地区の広報という形で組回覧をお願いしたりとか、そういったような対応をとっているという状況でございます。

## ○ 早川新平委員

答弁には間違いはないんですけども、これはもう20年以上前からずっと同じことの繰り返しで、何の改善もされていない。本当に私は投票率を上げたいと、口だけではなしにハードやソフトの面も含めて本気度が見られへんのやわな。

やっぱり投票所へのアプローチあるいは投票所周辺の駐車場含めての環境が整備されていないところは、やはりそれは投票率にあらわれている。これはもう結果を見たらずっとわかるので、どんな選挙であっても、国政であろうが、我々の選挙であろうが、要はそのところで平面で机上の論理で期日前投票へ行ってくださいとか、投票所の、やっぱり時代に応じたことを考えていくということでない、例えば先ほどの話でも、病院で入院されている方も投票の権利があって、それを行使するしないは別問題として、地域のハードの部分でやっぱり時代に即した投票所なりはやっぱり考えていってもらわんと、20年たっても何の改善もされていないということになると、投票率なんて上げるんで上げるんでという口だけになるので。

だから、それならそれなりの理由づけというか方法がないと、導きがないと私は上がら  
んと思うので、そこのところはやっぱり。前も私、言うたことあるんやけれども、20年以  
上たって何の改善もされていないというところなんかは考えていただかないと、私は逆に  
言うたら不公平感があると思っています。

50年前はそこでよかったか知らんけど、やっぱり時代のあれで、旧村のところとか、村  
山さんがいつもおっしゃるような狭隘道路のところにある部分であれば、若い人たちは全  
くアプローチが怖いから行かないんですというのが多いので、そこのところは考えてほし  
いな。

以上。

### ○ 土井数馬委員

去年だったですか、新成人に投票を促すようなはがきを送ったというのは前のときに聞  
いたんですけれども、そのときも私は指摘をしたんですけれども、いつも一緒ですね。送  
ったこと自体で仕事は完結してしまっておって、効果があったのかどうか検証ができない  
んですけれども、せめて20歳というか、その人の投票率ぐらいはわかるはずですよ。そ  
れが今まではがきを送っていないときと比べてどうかぐらいはやっぱり検証はしてほしい  
なと思う。しているかどうか。

それからもう一つ、もう一つはちょっと恥ずかしくてよう今まで聞かんだんですけれど  
も、行ったか行かんだかはわかるわけですよ、誰が行っておるか行っておらんかは。だ  
から、それが何とか利用できないのかなというふうな気がしておりますけど、無理なんか  
な。それだけちょっと聞かせてください。

### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

18歳に選挙権が引き下げられたときに、四日市市としてははがきを発送いたしております  
して、その前後の比較というのはちょっとなかなか難しいんですけれども、できましたら  
平成31年度に何らかの方法で、既に送った人に何か確認する方法はないかなというふう  
に思っております。

それから、あと、投票をしたかしていないかというのは、投票の秘密等もございませ  
うで、なかなかその情報を利用するということは不可能ではないかなというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

○ 土井数馬委員

それは無理やなどは思っていましたけど、それと、効果を見る必要があるので、今度からちょっと効果を見てみるということですがけれども、効果がなければもうやめればいいですし、PRというだけなら、はがきじゃなしにいろんな方法もありますし、せっかくそういうのを、るるやっているんでしたら、効果まで調べていただくように、これはお願いをしておきます。

以上です。

○ 森 康哲委員長

要望でいいですか。

○ 土井数馬委員

はい。

○ 三平一良委員

従前から大規模投票区は分割をするというふうに言ってみえるんやね。今施設がないからというふうなことをおっしゃいましたが、施設があるにもかかわらず分割がされていないところがあるんだけど、そういうことは考えてないわけ。

○ 森 康哲委員長

三平委員、例えばどういうところがありますか。具体的にありますか。

○ 三平一良委員

例えば、自分のところで言うのは何なんだけど、大矢知興譲小学校の選挙区ね。あれ、十志町からもあそこまで、大矢知興譲小学校まで行くんやに。だから、あそこにはあさけプラザというのがあるので、分割すればどうかなというふうなことを思うんだけど。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

あさけプラザが大矢知地区にございますので、施設があるというのは認識しているんですけども、投票所の施設として考えるに当たって、衆議院の急遽の解散のときに対応できるかどうかというのを私ども非常に重要視しているところでございまして、貸し館施設の場合ですと、もう既にある程度の予約が入っている方に数週間足らずであけていただくとか、そういう調整も必要になってきたりしますので、実際にあさけプラザを使用するということについては、ちょっとなかなか踏み込めないなというようなところがございます。

○ 三平一良委員

総合会館なんかはロビーを分割してやっておるわね。あさけプラザだってロビーもあるんで、そこを仕切ってやればやれるんじゃない。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

例えばあさけプラザの場合はホールとかがございますので、大規模な催し物とかも考えられますので、そうすると、駐車場の問題とかそういった点もちょっといろいろ考慮して、その辺のことをいろいろ考えて、ちょっと難しいのかなというふうにこれまでは考えておりました。

○ 森 康哲委員長

三平委員、よろしいですか。

○ 三平一良委員

できないことを言われても、駐車場だってきちっとあるんだから。

○ 早川新平委員

今の三平委員に関連させてもらうけど、選挙管理委員会がおっしゃるのもわかるんさ。だけれども、できやん理由ばっか述べられるよりは、何とかしてできる理由を探してほしいというのが市民の意見なんさ。これがあるでできませんって言うたら何にもできへんのやさ。

だから、それはわかりますと、だったら国政でいつ解散があるから、準備期間が間に合

わんからと言うのであれば、できる選挙から、わかっておる選挙から、例えば統一地方選やったらわかっておるんで準備できるはずやし。そういうところの前向きな意見がないと、誰も理解、納得してもらえへんのやわな、現実な。

だから、皆さんが、特に選挙管理委員会でお忙しいやろうけれども、今、61カ所の投票所でどういう状況かというのをきちっと見てる。現場を全部知っているかという、アプローチも含めてさ。ここでは、やっぱりここは一つふやさないかな、ここここは統合できるよなというのはやっぱり判断してもらわんと、旧態依然としたところで、一方では期日前投票所をつくりましたから先行ってくださいと、そこには年齢層とかもろもろの条件で利用できない人もいる。

ただ単に投票所を変えればそれで済むという問題ではないので、だから、経費はかかったとしても、本当に投票率を上げたいと、そういう姿勢が見られないので、我々議員は今の三平さんと同じで、お願いしておるといところなので。選挙期間だけこんなこと言うのかって、私ら地元は20年以上前から言われておるので、だから、そのところは実態を把握して対処していただきたい。強い要望で。

#### ○ 森 康哲委員長

要望で。

#### ○ 川村幸康委員

やっぱり課題をどう解決するかということで委員会ってあって、指摘もしておるし、予算もつけてやるわけやで、一つは、今言うので言うと、わからんのは、衆議院議員選挙に合わさなあかんの。いつ解散、それルールなん。衆議院議員選挙にも対応せんと。あとはほとんど固定やんか、期日がわかっていて。衆議院議員選挙に対応せなあかんでできないのか、いやいや、衆議院はいつ解散があるかわからんで特殊やでこういう段取りで、あとは統一せないかんルールか何かあるんかな。ないと思うけどな。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

全ての選挙で使える投票所であるべきかなというふうに考えるんですが、例えば衆議院議員選挙のときにはできたじゃなくて、ほかの統一地方選挙、それから、参議院の選挙と

かある程度日程がわかるときはするんですけども、衆議院議員選挙のときはその投票所は開設しませんので、また別のところへというような形で、選挙のたびごとに場所が変わってしまうと、有権者の方に混乱を発生させてしまうというようなことにもなりかねませんので、必ず選挙のときはここへ行けば投票ができるというような形で、皆さんが認識できるような状態にしておくのも必要なのかなというふうに考えておりますので、ただ、衆議院議員選挙ができなければできないというような基準があるわけではないです。

## ○ 川村幸康委員

そうすると、やっぱり基準がないんなら、後者でもええんと違う、私が言うように。どっちかという選挙って、衆議院、参議院、知事選挙、県議会議員選、市長選挙、市議会議員選挙やんか、四日市やと、六つあるわけやろう。六つあるうちの一つだけやんか、期日がわからんのは。あとの五つは全部わかるわけやんか。逆に、市民に周知するのは、五つはこうやって利便性を考えてやるというのが、効率の面でいくとね。もしそこで衆議院が突然解散になっても、それに合わせられるんならそっちを合わすというのも一つやわな。だから、混乱はせんわね。衆議院議員選挙だけは解散があるからいつかわからんよという意識になったら、基準を。私はそうやと思うわ。

もうルールがあって、絶対変えたらあかんというものなのかなと思ってたんやけど、今聞くとないんなら、五つが一つに寄るよりは、五つを普通にしておいて、一つだけをそういう柔軟な対応で私はええと思うで、ちょっとこの選挙は間に合わんが、次の統一地方選挙のときまでには間に合うようにちょっと考えなよ、もうそれは既に、準備して。それが一番解決のもとや、皆さんのちょっと頭を切りかえてもらったら、何もお金要らへんもん。

それで、もう一つ大事なのは、投票率がそれで下がっておらんのやったらええけれども、どんどん下がってきて、なおかつ高齢化やろう。バリアフリーは考えやなあかんのやわ。歩くのが難儀という人がようけおるのや。私どもの神前でも車椅子は前にこういう補助輪でやな歩けやんという人が、雨降ったりなんかしたら、あの保育園の砂場はもうこもるもんでとかよう聞くんやわな。バリアフリーのほうをもっときちっと、高齢化してきたんやったら考えるとか、やっぱり投票率を上げて民主主義を高めるということで、そういう観点でやるべきや。

今までの流れの延長線上でいったら、もうやらんことばかり出てくるので。それから



あと、大規模投票区って三平さんが言うたけど、大谷台小学校の名物の渋滞な。1時間ぐらい待つというんやな、違法駐車しながら。あそこはやっぱりきちっと、大谷台の地区市民センターをつくってくれというのが悲願やろうけど、それは難しいとしても、投票所ぐらいはきちっと一遍あれは確保したらんと、運動場に車をとめられるようにするのか、それぐらいはこっちのほうからちゃんとしてやらんと、あれずっととめられるのが少ないもんで、小学校の間を全部ぐるりと回るんやわな。投票行くのに30分から最低1時間かかるというんやわ、市議会議員選挙やと。それはやっぱりもう今度の選挙は解決せんとさ、8年前からの課題やで。

投票率上げよ上げよ、行ってくれ行ってくれと言うても、口で言うておるけど、行政的な仕事は何ひとつしていないんや。だから、それはやっぱり通用せえへんで、きちっと答弁をせなあかんわ。それは改めるなら改めるということと言わな。

投票する権利もあるんやけど、責任も感じておる人らが、やっぱりそれではなかなか言て言うもんな。つくってくれさって言うもん。それは知っておるやろ、大谷台の投票所の困りごとは。知っておったら何らかの手は打つべきやわ、これ。8年前ぐらいから俺も言っておるもん。

#### ○ 森 康哲委員長

部長、どうですか。

#### ○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。

今までのご意見の中でいろんなキーワードが出てきて、私も混乱している部分はありますけれども、速攻でできる部分と、時間をかけて市民の周知も含めて、あるいは我々の行政側の執行体制も含めて検討せなあかんと。そういう早急にできるものと、ちょっとお時間をいただいて検討するものと、今出てきたいろんなキーワードを一遍メリット・デメリット、課題がどんなところがあるのか、それを克服するためにはどういうことをせなあかんのかというのも一遍整理しました中で、まずは検討していきたいと思ひますし、ちょっと大谷台小学校については、私も承知していなかった部分がありますので、ちょっと即答はこの場でなかなかできやんところはありますけれども、今時点でもし車の渋滞の解消に向けて短期間で手が打てることのあるなら、それは前向きに検討したいと思ひますが、ち

よっと現状はもう一度選挙管理委員会に戻ってきちっと確認した上で検討したいと思いません。

以上です。

#### ○ 川村幸康委員

もう直っておったらごめんね。運動場に学校長の許しが得れやんもんで車をとめられないと。それは何やというのと、わだちができるよ。そんなもんぐらい選挙管理委員会の人が入り込んでくればええやないかと俺は8年前から言うたんやけど、それだけの理由なんや。だから、ちょっと誰かが仕事して汗かいてくれたらできる仕事なんやけど、何でやろうなと思うてさ。

それで、スプリンクラーがあつてどうというの、あそこにパイロン材を置きゃええんやわ。小学校にスプリンクラーでまくやつがあると、それを車をはねていくというんやわ。そんなもんぐらいやったらカラーコーンかなんか1個置いたら済むだけの話やのに、それでも学校長が貸さんとかさ。学校長が貸さんのじゃないやろうなと思って。投票率を役所は上げたくないのかなと俺は疑うて、そうやで。それぐらいにかたくなやわ。8年前から言うておるもん、俺。

学校長の判断、運動場の駐車許可な。出やんと言うんやさ。

#### ○ 村山繁生委員

出ているところもあるよ。

#### ○ 川村幸康委員

あるの。

そうすとな、その小学校の校長さんが、あの人は出しておらんのに私から出すと私がとか、こんな話の世界なんかなと俺は思っておるんやけど、そうではないやろうなと思うんやけど、やっぱりちょっと考えやんと。私らもちょっと言い方が優しかったもんで、動かんだんやったらちょっと厳しく、予算はこれのために増額してもええんやでな。

例えばバリアフリーやったら砂場のところがあるやろう。もう調査したらすぐわかるわ。何か所かあるのやわ。砂場のちょっとこもるような運動場を歩いてしか行けやんと、雨が降ると靴がどろどろになるところがあるのやわ、水たまりがあつて。そんなところぐらい

やったらちょっと……。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

さな板も置くけれども、さな板では困るのや、つえ突いている人は。ビニールのちょっとした敷くやつあるやろう、マット。あれが敷いてあるだけで全然違うんやわな、手押しで行けるし。

神前なんかでも俺のところ、あれ、水たまりになるところを歩かせるのやで、砂で。しっかり水たまりが、わだちがあるもんで、そこへさな板置いてあるもんで。そうやでさ、もうちょっと、全然できやんことないのがしておらんもんで言うんや。知らんのかさ、これはちょっと本当に4月にあるのやでさ、ちょっとちゃんとせなあかんわ。

分科会長報告にも強くやけど、そりゃこれ、部長、しっかりと、もうあと二月やでさ、調査して現場で対応してください。

○ 村山繁生委員

資料いただいたことでもう一遍ちょっと確認したい。申請の意味をちょっと取り違えておったかわかりませんが、この資料の一覧表のやつは、あらかじめ申請が出て許可が出た施設の一覧表ということですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

これ、各施設から県の選挙管理委員会へ申請をされて、選挙管理委員会が指定をした施設になります。

○ 村山繁生委員

そうすると、この中に載っていない病院とか老人施設の人が投票したい場合は、急に私、投票したいわと言うても、こういう人たちはどうなるの。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

この表に載っていない施設等では、施設での不在者投票というのは利用できないという

ことになります。

○ 村山繁生委員

そうすると、やっぱり同じ一票の重みというのが、それはやっぱりできる、したくてもできないというのは平等性に欠けるんじゃないですかね。どうしても、そういう人たちは自分で投票所へ連れていかなきゃならないということですよ。移動が本当にできない人もみえると思うんですよ。そういう人の場合はもう諦めてくださいということですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

投票の方法につきましては、公職選挙法に基づいてするということになりますので、実際にこれ以外の施設でこの制度を使った方法というのはございませんので、期日前投票所へ行っていただくか、あるいは当日投票所へ行っていただくしか方法はございませんので、そういったような件も含めて制度の改正についてはまた検討して、全国の選挙管理委員会連合会等を通じて、もし制度の改善の方法があれば、要望はしていきたいなというふうには考えております。

○ 川村幸康委員

申請したけど却下というのものもあるの。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

この指定の業務は県選挙管理委員会ですので、実際の申請があつて却下されたかどうかというのは、ちょっと実態を申しわけございませんが、今把握していないんですけれども、先ほど県の選挙管理委員会のほうでどのような条件で指定をされるかというのを聞いてまいりました。

そうすると、まずベッドの数といいますか病床数が、三重県では29床以上の施設を選定しているということです。この29床なんですけれども、これは国からは通知で、ちょっと不正確なんですけど、60床ぐらいを国としては通知等しているそうなんですけれども、ただ、この数につきましては、地域の実情に応じて各都道府県のほうで決められるということですので、三重県としては29床まで引き下げているというふうにお聞きしました。

この病床数のほかに、施設として不在者投票できるスペース、投票の秘密を確保して、きちんとした投票ができるか、そういうような条件とか、職員数がきちんと対応できるような人数がいるか、そういったようなところを判断して県のほうは指定しているということです。その基準に満たない場合は、指定がちょっと難しいのではないかなというふうに思われます。

以上です。

#### ○ 川村幸康委員

そうしたら、ジャンルは例えば医療・介護老人保健施設、老人ホーム、それから身体障害者支援施設って見る限りではこれ以外にようけあるわな、四日市は。載っている以外にもようけあるわな。そうすると、そこらはその人たち事業者の人が、意思がないもんでしてないのか、それは選挙管理委員会が言うてそういうところはできますよという指示指導をしてやってくれたら、申請をしたらおりののか。だから、逆に言いかえると、ここに載っていないところ以外で選挙管理委員会が指示指導すると、施設になって投票に行ける人がふえるという可能性はあるの、ないの。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

過去の経緯はちょっと私はわからないですけど、最近、私が選挙管理委員会に来てからなんですけれども、新設された施設につきましては、こういう制度がありますので、ぜひ申請をしてくださいということでご案内をして申請をしていただいているというような経緯がございます。

#### ○ 川村幸康委員

そこでポイントになるのが申請をしてくださいということなんだろうけれども、指示指導したら従ってもらいやすいとか、本来これ、そういったところで枠にはまる場所は申請して、そこで投票できるようなことの担保はすべきことやわな。入所や身体障害があつたり、そこで外へなかなか出にくいような人らは。そのためのあれなんやったら、逆に行政のほうは指示指導してそういう手続をとらせていくのを一つの施設要件にしてもええんやわな、投票率を上げようと思つたら。自主的にと言うけど、物の見方のあれを変えらとな。そうすると、それはええわけやろう、仕事としたら。行政の仕事として本来ある

べき仕事かなと思うもので、怒っておるのと違うに。

だから、今までそこらの視点が欠けておったというんなら、そういったことを含めてやってみるとか、あと、さっきも、これは無理やろうと言うておったけど、サービス付き高齢者向け住宅がむちゃくちゃにふえてきておるやん、大きなサービス付き高齢者向け住宅が。ああいうところをどうするのかとかさ、それから、ここには寿楽苑は載っておるのか。載っていないのか。寿楽陽光苑ってあるな。そういったところに、どの辺までをちゃんとやるのかを一遍ちょっとピックアップして、まだこれ以外でできるというところがあるのであれば、そこは逆に統一地方選挙までに周知をしてあげて——市民啓発と一緒にやさ——県から指定を受ければ、そういうことになるということがわかったわけやでな。そっちの方向に働きかけてもらうことはできないやろうかという、意見と質問やな。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

市内の施設でこの表の中に入っていないところがないかというのを調べて、可能などころであれば、そういった形でしていきたいなというふうに思います。

ただ、指定をされるには、ある程度県の審査とかもありますので、時間的に4月に間に合うかどうかというのは、私、今はっきり申し上げられないですけど、調べて前向きに対応はしていきたいなというふうには考えております。

#### ○ 川村幸康委員

あらゆるというとは何か、わからんのかわからんけど、サービス付き高齢者向け住宅も含めて、そういうふうなところにピックアップで周知すると結構効率の上がる場所ってあるやん。一般市民に啓発というのも手やけど、広報をまいたり、チラシしたりなんかするのも手やけど、こういうところの施設にお願いに行くということも一つのことやろうと思うので、それはちょっと今までになかったことなんやったらやるべきかなと思って。

手続かかっても次には間に合うんやでさという考え方を持ってこなあかんわ。そうやでせんという話にはならんでな。

#### ○ 森 康哲委員長

要望でよろしいですか。

○ 川村幸康委員

何かコメントがあれば。部長、どう。

○ 内田総務部長

早急にできる対応、いろんなご提案もありまして、先ほどの大谷台小学校のことも初め、それから、砂場に水たまりができることの歩行困難な方への対応とか、今、不在者投票のもう一つ、施設への働きかけということですね。我々も投票率を上げるために前向きに努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 川村幸康委員

それと、18歳からできるようになったで、18歳からできる子はほとんど大学に行くか、今やと名古屋や東京へ最初の新人は高校を卒業すると研修に行くんやわな。そんなところに対するやっぱり働きかけも要るよな。17歳ぐらいのときにどういう教育を、一こまぐらい30分が、学校の課外授業とは違ってまあええでさ。それは一遍やるべきやわ。大体、今高校から大学に行く子が半分、8割ぐらいおると思うんやわな。それと、就職する子も半分ぐらい東京か大阪、名古屋の研修に行ったり、最初するやん。4月ぐらいの投票時期は。その子らに少し教育をして不在者投票してもらえるようにするとかさ。そういうこともちよっと考えて。

○ 森 康哲委員長

主権者教育とか模擬投票とかやっていましたよね。その辺説明してもらえますかね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

市内に所在する高等学校と協力をして出前授業というような形で選挙に関する授業をさせていただいたり、あるいは模擬投票で実物の記載台とか投票箱を使って投票の経験をしていただくというようなことをこれまでもしております。その中で不在者投票の方法というのもこれまでご説明させていただいております。

ただ、今まで、全ての高校というわけにはいきませんので、私ども高校3年生向けに選挙に関する冊子を四日市独自につくってございまして、その中でいろいろな制度をご紹介します

ておりますので、そういったものを各高校、市内の高校3年生全員にお配りさせていただいておりますので、そういった形で今までは周知をしているんですけども、なかなか冊子を全部読むというのも難しいかもしれませんので、冊子の配付と同時にそういった制度もあるというのを学校の先生からお伝えいただくような、そういうような配慮も必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員長

前回の衆議院議員選挙は18歳の投票率って高かったんですね。

#### ○ 川村幸康委員

わかった。努力をこれからしていただくということで期待するし、きょうも午前中ずっと議論になっておった携帯を使ったというのは、これからキーワードやなと思うでさ。携帯に投票率を上げる……。三重大学北勢サテライトか。何かそんなところにそういういろんな研究をしていくというのが幾つか上がっておるんやわ。その中で違反にならん程度で選挙の投票率を上げるのに、不在者投票のやり方でも、選挙の告示になったらぴんと携帯にアップするとかさ。違反にはならんと思うんやわな、みんなに上げりゃ。そういったもんとか不在者投票にはこんなやり方があるよというのがぴっと乗ってくるとき、ずっとかその冊子をつくるお金の予算規模よりは効率よく、そして、効果も上がると思うで、一遍今までの行政文化は紙文化やで、携帯へ上げたほうが俺は効率がええなと思っておるで、一遍それも研究して考えて。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

先ほど川村委員からおっしゃられた三重大学の、ちょっと私存じ上げませんので、申しわけございません。

ただ、おっしゃられるとおり、若い子は最近スマホを使っていますので、昨年11月に四日市市選挙管理委員会のホームページをリニューアルして、携帯でも見やすいようなバージョンに変えました。それまではホームページはパソコン用のモデルの画面だったために、ちょっとスマホでは見にくかったというのと、あと検索機能がついておりませんでしたので、その辺が自分の知りたい情報にアクセスしにくいということをこの総務常任委



員会のほうでもご指摘いただきましたので、検索できるような機能も含めて、昨年11月にスマホでも使えるような形でリニューアルしたところです。

ただ、そのためにはそこへアクセスをみずからしていただかないといけませんので、先ほど川村委員のおっしゃられたように、こちらから向こうへお知らせするというような形の仕組みというのは何かできないかなというふうには考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

#### ○ 川村幸康委員

お願いします。

#### ○ 早川新平委員

今度は期日前投票所の渋滞で、前回の衆議院議員選挙のときに国道1号は四日市まで大渋滞して、あれの解決策って考えてみえる。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。

富田にごございます北消防署のところの防災教育センター、こちらでかなり渋滞をしていたというような状況がございました。物理的に駐車場のスペースというのが限られておりますので、根本的に駐車スペースを確保するというのは非常に難しいんですが、近隣の民間の施設から借りれるような場所はできるだけ借りるように今回もお願いをしているところでございます。

ただ、渋滞に当たりまして、少なくとも期日前投票所のそのような状況がございましたら、それを知るすべとして、先ほどのスマホを使ってホームページにアップするような形で、そういう現状の情報をできるだけリアルタイムで出していきたいなというふうに思っております。リニューアルのときに選挙管理委員会のほうから現状の情報もアップできるような形での対応はさせていただきました。

なので、根本的なところで渋滞を解決するというところには至らないかもしれないですけども、その現状を市民の方にきちんとお伝えするというような方法では対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○ 早川新平委員

それは今のはソフトの面で、基本的にハードの面で、前でもあそこの北消防署のところが、入ると出るとで車の流れができるようなとか、そういうところもやっぱり考えやんと、スマホで情報を流すというのとは別で根本的なことをやっぱり考えておかんと、それだけでも結構改善できると思うんやけどな。あそこの国道1号から入って、出てくるのと一緒やからもう大渋滞になったんだからさ。地元ではめっちゃ評判悪くてさ、天気も悪かったしな。だから、そういうところも加味して、時間があつたんやから、解決策は皆さん優秀なんやで考えてやってほしいな。考えるべきですよ。結構です。

○ 森 康哲委員長

北部分署とか南部分署が期日前投票所には今回はならないんでしょうか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

今回4月の統一地方選挙ですが、6カ所期日前投票所を開設いたします。昨年度できました南消防署の南部分署も衆議院議員選挙に引き続いて期日前投票所を開設いたしますし、今回初めて北消防署の北部分署にも新たに6番目の期日前投票所を開設させていただきます。

ただ、これまで開設しておりました四日市大学の期日前投票所につきましては、この北部分署が近接地にございますので、こちらで開設するため、ちょっとそちらのほうへ統合させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第93号平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、次に、議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第9目計算記録管理費を議題といたします。

議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費

第2目 人事管理費

第9目 計算記録管理費

○ 森 康哲委員長

本件については追加上程議案ですので、資料の説明を求めます。

○ 駒田人事課長

人事課長の駒田です。よろしくお願ひいたします。

資料のほうは、先ほどのタブレットに引き続きまして8ページでございます。

それでは、今回、議案第129号の補正の説明をさせていただきます。

こちらは臨時職員の賃金と人事管理費の退職手当についてのご説明でございます。

まず、8ページが臨時職員の賃金でございます。こちらは産育休の取得者が出た場合、人事課が代替として臨時職員のほうを配置しておりますので、その賃金になります。当初の見込みが77名の代替職員を見込んでおったところが、予想より産育休者のほうが12人ふえまして87名となりました。それに伴いまして補正額が253万円の増というところがございます。あわせまして、そちらで社会保険料等の支払いもございますので、それに伴いまして10名分、355名プラス10名ということで365名分になりましたので、こちらで293万7000円の分、合わせまして546万7000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9ページでございます。こちらは退職手当でございます。こちらは職員の退職に伴いましての退職手当でございます。こちら、当初の想定より見込み数が上回ったために増額をお願いするものでございます。

定年退職につきましては、当初29名を見込んでおったものが、昨年度の勧奨で3名、早期に退職された関係で26名と減りました。しかし、勧奨退職が当初の見込み7名と見ておったところが11人になりました。普通退職につきましては、当初の見込み17人というところが15名というところで、合計で1億1540万円の増額補正を行いたいというものでございます。

人件費の補正についての説明は以上でございます。

## ○ 林 I T 推進課課長補佐

I T 推進課課長補佐の林でございます。

I T 推進課の今回のシステム保守運用経費の減額補正につきましてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、個別調書はございませんので、一般会計補正予算書の第6号をごらんになっていただいて、その30ページ、31ページです。タブレットは32ページ、33ページになります。

今回の補正につきましては、第2款総務費、第1項総務管理費の第9目計算記録管理費のうち、3617万9000円を減額補正するものでございます。

これの内訳といたしましては、行政内部の I T 基盤整備費におきまして、庁内のシステム機器の導入等がございましたので、それに伴う入札差金といたしまして3203万3000円を計上いたしております。

それと、あと窓口支援システム保守運用経費におきまして、今年度の10月から運用開始予定の地方税共通納税システムの改修に係る、こちらもシステムの入札差金ということで414万6000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明は以上ですか。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

ございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論なしと認めます。

それでは、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第129号平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の

補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第9目計算記録管理費については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

また、全体会へ上げるべきものはございますでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第9目計算記録管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

これで総務部所管の予算審査を終了します。

理事者の一部入れかえがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

休憩とりますか。総務部だけやりたいんですけれども、人事の部分ですね。

5分だけ休憩とります、入れかえの。じゃ、再開は午後4時40分とします。

16:34 休憩

---

16:40 再開

○ 森 康哲委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第106号 四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第107号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第108号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第109号 四日市市職員定数条例の一部改正について

### ○ 森 康哲委員長

議案第106号四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてないし議案第109号四日市市職員定数条例の一部改正についてを一括で議題といたします。

これらの議案について、議案第109号四日市市職員定数条例の一部改正に関して、議案聴取会において資料請求がありましたので、説明を求めます。

### ○ 駒田人事課長

それでは、タブレットの先ほどの総務常任委員会資料の続きでお願いいたします。

12ページでございます。

こちら樋口委員のほうからご請求がございました外部委託をしておるものはどれぐらいあるのかという、人件費に影響するものはどれぐらいあるのかというところで資料の請求をいただきまして、これは昨年度の決算常任委員会のほうで出させていただいた資料に新たに平成29年度分の最新の決算額を入れさせていただいたものでございまして、こちら指定管理になったもの、それから、その他委託になったものを合わせましてご提示させていただいております、こちらが14ページまでございます。

内容については、行財政改革と絡む部分がございますので、ちょっと総務部でお答えできるところがなかなか難しいところがございますので、ご容赦をいただきますようお願いいたします。

続きまして、15ページでございます。

こちらにつきましても樋口委員のほうからご請求がありました任期付職員の今の任用の



状況ということで資料の請求をいただいております。

まず、弁護士1名、こちらは総務課のほうに配置をさせていただいております。それと、この2月1日から公認会計士のほうが採用できましたので、公認会計士のほうを行財政改革課のほうに1名配置しております。それと、危機管理室のほうには防災・危機管理担当1名、観光・シティプロモーション担当ということで、こちらは観光交流課のほうに2名、国体等関連業務というところで、こちらは今、国体推進課のほうに4名。国体につきましては、来年度から任期付職員をふやしていくということもございますので、平成31年の4月で7名を新たに採用する予定でございます。

その他の専門職ということで要望があるかというところもあわせてお伺いいただきましたので、そちらについては今人事課のほう、それとあわせて行財政改革課のほうには、まだ担当課から専門職の配置をというご要望のほうは承っておらないという状況でございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、議案第106号から109号までにつきまして、ご質疑がありましたら、挙手にて発言願います。

#### ○ 樋口博己委員

資料ありがとうございます。

外部委託は平成28年度決算に平成29年度の分をプラスいただいたということなんですけれども、これ、14ページの給食のほうですか。外部委託で平成29年度ですか、になっていまして、これはそうすると、給食に関しては、平成29年度に外部委託をしたということなんですけれども、平成30年度に関しては、外部委託でふえたところはないということではないんですかね。ちょっとわかっていれば紹介いただきたいんですけれども。

#### ○ 駒田人事課長

平成30年度につきましては、新たにというところはございません。

○ 樋口博己委員

わかりました。

平成31年度に予定しているところはあるんですか。それも財政経営部のほうですか。

○ 駒田人事課長

申しわけございません。ちょっと今私どものほうで把握しておるとい状況ではございませんので、申しわけございません。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうしたら、この資料をもとに財政経営部でちょっとお聞きします。わかりました。

○ 森 康哲委員長

続けて、どうぞ。

○ 樋口博己委員

任期付職員の状況なんですけれども、これ、国体関連のほうは、現在、役職は一般で4名で、来年度からは7名を予定していますけれども、これは専門職というよりは、一般事務的な職員の配置ということですか。

○ 駒田人事課長

そうですね、専門職というのではなくて、一般の事務職と同じような働きをしていただくという形になります。

○ 樋口博己委員

わかりました。

あと、弁護士は総務課に所属となっておりますけど、これはいわゆる本庁舎か市役所全体のいろんな相談をいただいていると思いますけれども、学校現場で何か相談というと、それはまた別で、弁護士が対応することではないということなのか、その辺ちょっと確認なんですけど。

○ 清水総務部次長

法務専門監につきましては、総務課に所属していただいております、日常の職員からの法律相談でありますとか、研修等も行っていただいておりますが、例えば学校現場で何か法的な問題があつて、それが教育委員会を通して法務専門監に相談していただくケースも中にはあるかと思ひます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

たしか教育委員会は教育委員会で顧問弁護士というか、そういう契約を結んでいて、相談する場面もあるとは聞いているんですけども、より直接タイムリーに相談しようと思つと、やっぱり委託契約している方も自前で仕事を持っていて、その合間に相談業務だと思ひますので、弁護士は今、1人ですけども、これは今後さらに拡充するとか、そういうような考へてあるんでしょうかね。

○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。

今、法務専門監、専門的にやっております、現状各部局からのご相談等に対応するに当たっては、特に大きなトラブルなくありますので、総務課の法務係を中心に、それは全庁的にカバーできるということで、今は特にもう一人とかもう二人とかという考へは持っていないという状況でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

これ、例えば教育委員会なんかは、この前の新総合計画調査特別委員会で議論する中で、スクールロイヤー、学校現場の弁護士という話も頭出しにあつたんですけども、これは制度として総務課で配置をして、今までも相談いただいているとすると、教育の現場も含めて、適宜相談対応というのは可能だということですよ、今のお話だと。

○ 清水総務部次長

現状、毎日在籍していただいておりますので、タイムリーな相談というのは可能だと思いますし、それが例えば法的な問題が大きくて訴訟に発展するような事案であれば、それは先ほどお話にもありました顧問弁護士に相談しながら整理していく問題なのかなとは思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。

本庁舎でもさまざまな来館者とのトラブルなり、この前もあつたりしましたので、そういう対応とか、余り教育というとあれですけど、教育現場もいろんなトラブルがあるので、きちんと1名配置いただいているので、適宜さまざまな幅広い相談業務をお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にご質疑ありますか。ございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

他に質疑もないようですので、質疑をこれにて終結します。

続いて、討論に移ります。

討論がありましたら発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしと認めます。

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易表決とさせていただきます。

議案第106号四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定についてないし議案第109号四日市市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第106号 四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第107号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第108号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第109号 四日市市職員定数条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

では、本日の審査はこれまでとしたいと思いますので。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

人権のやつは月曜日。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

どうでしょうか、やりますか。

それでは、引き続き、所管事務調査として、平成30年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並びに平成30年度第1回同和行政推進審議会について、報告を受けたいと思います。

本件について資料の説明を求めます。

## ○ 石田人権・同和政策課長

人権・同和政策課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは所管事務調査につきましてご説明をさせていただきます。

資料は、タブレットの02、総務常任委員会、23の平成31年2月定例会議会、07、総務部（所管事務調査）をお願いいたします。

104ページあるものですが、2ページをざらしてください。

今年度人権・同和政策課が所管いたします人権施策推進懇話会、これは2回、それから四日市市同和行政推進審議会は1回、それぞれ開催しましたので、ご報告をさせていただきます。

めくっていただきまして4ページが、第1回目の人権施策推進懇話会について概要をまとめたものでございます。

第1回目の人権施策推進懇話会は、8月27日に開催をしております。これまでの懇話会の経過のところにありますように、8月27日に開催しました懇話会では、昨年度実施された人権施策の内容をもとに、よっかいち人権施策推進プランの進捗管理及び評価について議論をいただきました。

その下の委員の主な意見等のところでございますが、障害者雇用等の法整備や建物・道路のバリアフリー化など、近年多くの分野で制度面やハード面での前進が多く、成果として感じられる。あるいは、子供への虐待、定住外国人への差別等の課題を例に、いまだ個別の分野においては、人権侵害や差別意識が残っているところがあり、今後の取り組みが必要である。そして、当事者が自分の能力や長所に気づき、自信を持ち、自分自身の課題に主体的に取り組むこと、また、当事者が意思決定の場に参加していくことが重要である。そして、各部局から出席している職員にも本日の意見を共通認識として持ってもらい、それぞれの施策に生かしてほしいなどのご意見をいただいております。

なお、5ページから63ページまでは、当日の資料、第1回目の懇話会の資料でございます。6ページをざらしてください。

6ページが委員の名簿でございます。委員は、学識経験者1名、それから、七つの団体から7名の計8名でございます。

そして、また、7ページから33ページが全部局の人権施策をまとめましたものでございます。

次に、65ページをごらんください。

65ページが第2回目の人権施策推進懇話会について概要をまとめたものでございます。第2回目の人権についての懇話会は、1月23日に開催しております。

65ページの議論の内容のところでございますけれども、第2回では、第1回でいただきました人権施策に対するご意見を取りまとめた外部評価報告書（案）、そして、2020年度に予定しております人権施策推進プランの改定の方向性やその工程等について議論をいただきました。

委員の主な意見等としましては、人権施策推進プラン外部評価報告書（案）について、性の多様性に関する人権や、精神障害・内部障害など目に見えにくい障害を抱える方の人権、あるいは外国人労働者の受け入れ拡大に伴い増加が予想されます外国人市民との共生など、新たに発生する人権課題についても今後取り組む必要があるとのご意見をいただいております。

また、人権施策推進プランの見直しの方向性については、基本理念を継承しながら人権を取り巻く現在の社会情勢に見合った内容に更新する提案について了解をいただきましたほか、プランに記載する施策の推進体制について、行政だけではなく、地域活動や市民活動との協働を含めた内容としてはどうかとのご意見をいただきました。

なお、外部評価報告書（案）につきましては、いただいたご意見を踏まえて修正して、正副会長の承認により成案とさせていただくことを委員の了解をいただきました。また、外部評価報告書でのご指摘につきましては、各部局の各分野の施策に反映をしております。

66ページから76ページは当日の資料でございます。67ページから71ページが外部評価報告書（案）、72ページから76ページが人権施策推進プランの改定の方向性と工程の案でございます。

最後に78ページをごらんください。

78ページは、四日市市同和行政推進審議会について概要をまとめたものでございます。

78ページのこれまでの審議会の経過と審議内容のところでございますが、この審議会は、広く同和問題の解決に向けた重要事項の審議を行い、または教育・就労を重点課題として審議をいただくことを目的としたもので、今年度は1月24日に開催をさせていただいております。あらかじめ行われます教育・就労と市営住宅の二つの専門部会の取り組みを受けまして、審議会をその報告を含めた協議の場として開催させていただいております。

79ページからは当日の資料でございまして、80ページをお願いいたします。

80ページは委員名簿でございます。一番右の欄をごらんいただきますと、学識経験者が2名、それから、関係機関等の代表が12名の合計14名の委員でございます。

81ページをごらんください。

81ページは、教育・就労等について検討していただきます専門部会の委員名簿でございます。学識経験者1名と関係機関等の代表4名の合計5名の委員でございます。

82ページから96ページが昨年度の教育・就労の状況についての資料、97ページ、98ページが市営住宅の一般化に向けた取り組みについての資料でございます。

これらの委員からいただきました意見については、78ページに戻っていただきたいんですけども、中段より下の委員の主な意見等のところがございますけれども、これらについての意見としては、現在企業の人権に対する関心が高まっており、企業への人権啓発の働きかけが重要である。企業への人権啓発の働きかけとして、各企業の公正採用選考人権啓発推進員の研修等を企画してはどうかなどのご意見をいただいております。

次に、101ページをごらんください。

101ページは、四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針（案）でございます。

これは、一昨年度制定をされました、104ページにあります部落差別の解消の推進に関する法律、この第1条には、現在もなお部落差別が存在するとありますもので、第2条の基本理念、第3条の国及び地方公共団体の責務の後に必要な行政の施策として、第4条に相談体制の充実を、第5条に教育及び啓発を、第6条に部落差別の実態に係る調査を定めております。この法律を受けて審議会では昨年度、103ページにございます四日市市部落差別の解消の推進に関する基本方針を策定してまいりました。今年度はこれをさらに具体化しようとして、101ページの具体的方針（案）を相談体制の整備・強化や教育・啓発、あるいは102ページの政策立案に向けた調査の実施について、専門部会で検討して取りまとめたものでございます。

78ページにまた戻っていただきまして、これらについて委員からいただきました意見についてでございますが、これも中段より下の委員の主な意見等のところがございますが、おおむね101ページの具体的方針（案）にご理解をいただいたほか、情報化の進展に伴い……。

（発言する者あり）



○ 石田人権・同和政策課長

済みません、今、78ページの中段より下の委員の主な意見等のところでは

そこですが、具体的方針（案）についての意見ですが、おおむね具体的方針（案）にご理解をいただいたほか、情報化の進展に伴い差別のあり方も変化してきているので、インターネット上の差別について現状把握に取り組んではどうかというご意見をいただいたところでございます。今後はこれらの意見をもとに修正をして正副会長に諮り、具体的方針の成案を策定する予定でございます。

説明は以上でございます。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑がございましたら、挙手にて発言願います。

○ 川村幸康委員

同和行政推進審議会のほうでいくと、部落差別の解消の推進に関する具体的方針（案）の策定については、もう少し幅広く聞くべきやな。ここのワーキングの人だけの話ではあかんかと俺は思っておる。だから、それはもう一つセット論で、やっぱり実態調査をして。実態調査するということは、ある意味、個別に聞くわけやで、その中で上がってくる声をやっぱり吸い上げてやるべきかなと思う。

だから、結論ありきでつくるのではなくて、もう少し、それこそ一人ずつに実態調査をせえというのはそういうことやろうと思うで。実態調査が地域の中でもやっぱりそれぞれに違いは出てきておるので、どういうニーズを捕まえるのかといったところで実態調査が大事や。

だから、同和地区なら同和地区の中でもそれぞれに格差が出てきて、考え方からこういうものからどういうものかと幅広く出てきたので、一律特別措置法の昭和40年代、昭和30年代とまた違うので、そこらをきちっと踏まえてやるべきやで、そういう意味でいくともう少し具体的方針の中にある実態調査を踏まえてやっぱり市はつくるべきやな。一番末端の行政機関なんやで、だから、国としてもやっぱりそこは重視しておると俺は思っておるで、そういう意味ではそこをきちっとやるということ。

それから、もう一個、最初のほうの人権施策推進プランのほう、やっぱりもうちょっと丁寧なやり方が要るわ。専門家、学識経験者、いないわけではないけれども、見ておるとやっぱりちょっと手薄な部分のところもあるなというふうに感じた。もう時間がないのでここではコメントだけにするけど、人選含めてやっぱりもうちょっときちっと考えやんと、これではあかん。人権施策推進懇話会も。

人権というのは、最初に、当初つくった狙いとしていくと、さまざまなものがある中で、人権というキーワードで行政が進めていくというのは、あらゆるところを本当は網羅しておったはずなんやで、差別があるところ以外にも。

ところが、なんかしらんが差別がないと人権は語れやんみたいな話になるのがまずいなと思っておると、もう一個は、当事者が言う意見も大事なんやけど、今後は当事者じゃない人も言えるようなものをつくっていかなあかんという話があったはずなんやな。女性差別は女性しか言えやんとかさ、障害者は障害者しか言えやんとか、部落は部落の人間しか言えやんということから、それ以外の方が行政なりにそういった問題を言えるというものをつくってやっていきましょうという方向性は国のほうも方針として出ておったと思うんやけどな。

当事者の意見を把握するというのが実態調査でそれで構わへんのやけれども、それ以外に逆にそうじゃないところにもきちっと言うということが載っておったはずやで、国のプランには。

だから、そこはやっぱりちょっと人権施策推進懇話会のメンバーに少し専門性のない人もおるのかな。専門性があるというよりも、一つずつにはあるけれども、全体をコーディネートする人がちょっと弱いのかなと思ったで、やっぱりそこはもう一遍、懇話会のあり方も委員含めて学識経験ってあなたらが言うのであれば、やっぱりちょっと考え直すべきと違いますかなという意見で、終わります。

#### ○ 森 康哲委員長

他にございますか。

#### ○ 川村幸康委員

最後にいいですか、委員長。

○ 森 康哲委員長

いいですよ。

○ 川村幸康委員

今のことを含めてやっぱり結論はきちんと返してほしいな。こういったことでやっていきますという。言いつ放し、聞きつ放しではあかんで、それに対してやっぱり返事だけは欲しい。きょう今すぐって無理やろうで、後日でもええんで、委員会に知らせてほしい。以上です。

○ 森 康哲委員長

いつまでに。

○ 川村幸康委員

いつまでって言わんけど、でも、これ3月で、4月からこのプランで進めていこうとするにしても、制度設計して予算もそこに入っているんやろうで、やっぱりある程度丁寧な説明は要るよ。

○ 森 康哲委員長

どの機会にしましょう。

○ 川村幸康委員

それはこの人らがそれができるといふなら今からしてくれてもいいけど、そんな時間あらへんやろう。できへんし。

○ 伊藤人権行政監

人権行政監、伊藤でございます。

具体的方針（案）を今回お示しさせていただいております。これにつきましては、新たな課題等が出てきたら、その都度具体的方針というのはまたそれぞれ作り直していく、つけ加えていくという形になろうかと思っております。

そういった中で、川村委員のほうからもご指摘をいただきました実態調査を踏まえた上

で、また方針的なもので加えていく必要があるということが出てまいりましたら、その都度こちらの具体的方針のほうへ落とし込んでいきたいというふうに考えております。

また、人権施策推進プランのほうにつきましては、次年度新たな形のもので進めてまいりたいと考えております。また、それぞれの節目ごとに委員会のほうにはご報告をさせていただきたいと思っております。今回いただいた宿題も踏まえて、報告を節目節目にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

そうやで、そういった意見もあったということを入権施策推進懇話会なり同和行政推進審議会の中にも、評価とそういうのがあったよということはあると、そういう実態調査って具体的にどうやってどんなことをやるのやというのが見えやんのやわな。実態調査、実態調査と言っているけど。それはやっぱり明らかにすべきやな。言葉はわかるけど、実態調査って、どういう実態調査をして、それを施策に生かしていくかということやさ。

だから、吸い上げ方が違ったら実態調査にならへんでな。だから、部落の低学力があるのかさ、障害者の雇用、経済安定が悪いのかとかさ、いろんな吸い上げ方があるやん。男女共同って言いながら男女共同になっておらんなら、どこがあれなのかとかさ。

だから、二重差別とかもよく言われておるところがあって、特にうちなんかの地域で同和地区の場合やと、何やかんや言うてもやっぱりよそとの見劣りというか、比べると、低学力であったり、それこそ家庭環境が安定していない地域が圧倒的に多いわけ。よそと比率を比べるとな。母子家庭なり父子家庭も多いわけやろう。

そういう中で何がその背景にあってやるんやということで実態調査をするのやと思うけど、そうしたら、そういう実態調査をしていく中でどういう施策を行政的に……。義務やでな、これは、していかなあかんのは。それは教育・啓発だけでええのか、また同和対策やと住宅施策と就労と言うけど、同和の場合、障害者のような優先雇用はあらへんのやでさ。どういうことが行政としてはできるのか、やっぱり調査をする以上には、その後どういう糸を見つけてそっちへつないで引っ張っていくかということがないと、それこそ何の解決にもならへんで。特にここ10年、15年ってずっと空白の状態であんなとまっておるなと思っておるもんで、エンジンがなくなったのもあるけれども、もう一遍エンジン再始動し

てもらおうと思うと、実態調査から見えてくるものをどうやって取り入れて積極的にやってくれるかというところにつながっていくんでね。だから、少し私も反省して、言いつ放しではあかんだで、きちっと返してもらって、その中でまたやりとりせんと、あなたらも少し動きにくいのかなと思って。

最近、それを含めて議会も大きく動かしていきたいなと思っておるで、そこらをやっぱり考えて。国民的課題やでな、これは。

情報化の進展に伴い差別のあり方も変化しているので、インターネット上の差別の実態って、こんなのまさしく俺のことやんか。三重県で俺だけや、やられておるの、そうやろう。そんなのあんたらわかっておったやん。そういうことはやっぱりきちっと考えてやらんとな。実際に遠い話と違って俺がされておるんやでさ、ずっと。そうやろう、わかっておるんや。何らあんたら手ないやん。打ってない、相談に来るだけで。

だから、やっぱりそういうことは多く周知もしていかなとな。もう個人情報俺にはあらへんのやで、議員という職業柄な。だから、それはそれでええで、やっぱりそれはやっていかなとな、きちっと。いやいや全然ひどい差別はありますよという話は。そうやろう。どんだけ出てくると思う、すごいやろう、数。俺の家族にまでそういう意味では侵害が及んでおるわけやでさ。行政何しておるのやという話や。何にもしてへんやん。しょうがないんか知らんけど、そういうことやわ。

そうしたら、本当にこの葛山先生を会長にした同和行政推進審議会で個別具体的な、そんな課題をやっておるかという、何もやっておらへんやん。こんな個別対応どうするのやって、何もないやろう、あるの。北口さんやらもおって、何もやってへんわけやろう、これ。何かええ知恵があって、四日市としてはこれぐらい取り組んでいこうという。教育・就労だけやん。教育の中にインターネットのそういうのもあるんやったら、これどうしていこうとかさ。現実に人権侵害受けている人がおるのやったらどうするのやというふうなことな。行政的な、インターネット、それは一つ目には削除するのとかさ、それかもっと大きな社会的な問題にしてこれは取り組もうとかさ。三重県のほうはちょっとするようなことも言うておるけど、今。四日市のほうはないわけやで、県としてしようとしておるでな、今。そういったことはやっぱり考えてくれやんとな。

何か昔々の話であった話やなと言っておるけど、現実今やられておるわけやでさ、そうやろう。俺のところの店とられてあんなんされておるのって最近や。だから、ちゃんとやってくれやなあかんわ。みんな知らへんでさ、同じメンバーの議員も。なかなか言いにく

いことやしな。そうやけど、それはやっぱり現実の課題としてあるんやで、やっぱり行政が取り組まんとできやんことやでさ、個人的に取り組んでおるだけでは。

だから、国民的課題って言われておるのやで。しゃべり出したら1時間も2時間もとまらないのであれやけど、やっぱりそういう意味では、言って私も責任は持つんやで、やっぱりきちっとそういったことについて考えて、行政的に事業計画を持って具体的にそういう侵害がなくなるように進めていく手だてを、いろんな先進事例もあれば、先進事例が四日市には合わん場合もあるでさ、それ含めてやっぱり反映していってもらわないと。お願いいたします。

○ 森 康哲委員長

他に質疑ございますか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないようですので、本件についてはこの程度といたします。

これにて、総務部所管の議題は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

再開は月曜日10時からといたします。

17:15 閉議